

第1章

労働経済の推移と特徴

我が国経済は、2008年秋のリーマンショックで急速に悪化した後、2009年初頭に底入れして持ち直しに転じ、2011年の東日本大震災による一時的な落ち込みを乗り越えて、増勢を維持してきた。2012年年央から欧州政府債務危機に伴う世界景気の減速等により弱い動きとなったものの、2013年に入って、経済政策への期待等から株高が進んだこと等を背景に家計や企業のマインドが改善し、内需がけん引する形で景気は持ち直しに転じ、足下では緩やかな景気回復基調にある。生産や企業収益も改善し、雇用情勢は着実に改善するとともに、夏季賞与は3年ぶりに、年末賞与は5年ぶりに前年と比べ上昇した。また、2014年の春季労使交渉では、定期昇給相当分の維持に加え、多くの企業で賃上げの回答が行われるなど経済の好循環の実現に向けた動きがみられている。

本章では、2013年度における景気回復過程について、雇用面を中心に概観するとともに、景気回復を着実なものとするための経済の好循環の確立に向けた課題を分析していく。

第1節

一般経済、雇用・失業、労働時間の動向

2013年の我が国経済は、消費等の内需がけん引する形で、緩やかな景気回復局面となった¹。企業の生産活動が改善する中で企業収益も改善し、こうした明るい動きは雇用面にも波及している。完全失業率は2013年6月に4年8か月ぶりに4.0%を下回り、有効求人倍率は2013年11月に6年1か月ぶりに1倍を超えている。直近では完全失業率が2014年1～3月期に3.6%となり、有効求人倍率は1.05倍となるなど、雇用情勢は着実に改善している。

本節では、2013年度における一般経済、雇用・失業、労働時間の動向を整理する。

1

一般経済の動向

●消費等の内需が主導し、緩やかな回復に向かった日本経済

第1-(1)-1図により、GDP（国内総生産）の推移をみると、実質GDPは2012年10～12月期以降、2014年1～3月期まで6四半期連続で増加した。また、内閣府試算によると、2013年に入ってGDPギャップは縮小傾向にある。

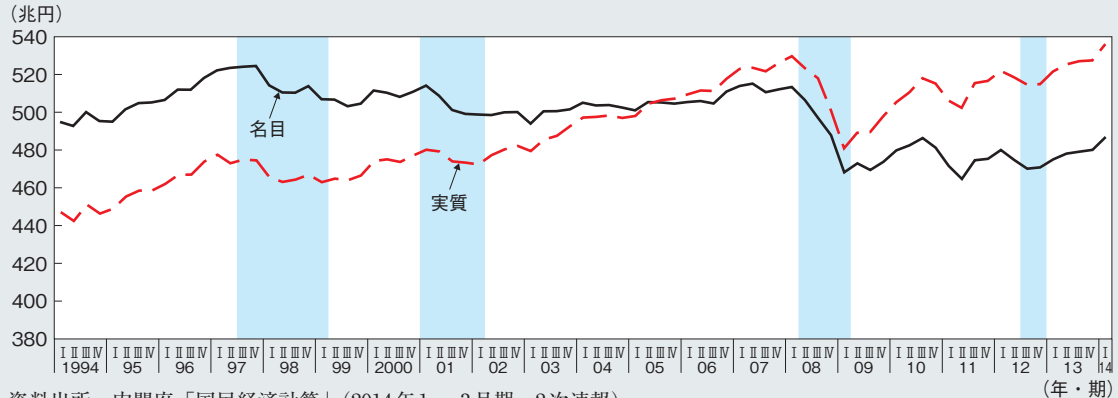
次に、第1-(1)-2図により実質GDP成長率の需要項目別の動きをみると、2013年前半は株高等を背景に消費マインドが改善し、個人消費が増加した。2013年後半以降2014年1～3月期にかけては、個人消費は一時的に伸びが低下したものの、2014年4月からの消費税率引上げを前に駆け込み需要がみられたこともあって、再び伸びを高めた。また、設備投資は後述する企業収益の改善を受け、非製造業を中心に持ち直しの動きがみられた。さらに、経済政策の効果もあり公的需要は底堅く推移した。

1 2009年3月からの第15循環の景気の山は2012年4月、景気の谷は2012年11月と暫定的に設定されており、季節調整替え等の影響も踏まえ、今後確定される予定である。過去の景気基準日付については、付1-(1)-1表参照。

2013年は新興国などの需要減速等を背景に、全体として輸出は弱めの動きとなっている。一方、円安方向への動き等を反映してLNG等エネルギー関連の輸入価格が上昇し、また好調な内需を背景に2013年後半以降輸入が持ち直してきたことにより、外需（純輸出）は2013年7～9月期以降マイナスに寄与している。

第1-(1)-1図 名目、実質GDPの推移

○ 実質GDPは2012年10～12月期以降、2014年1～3月期まで6四半期連続で増加した。



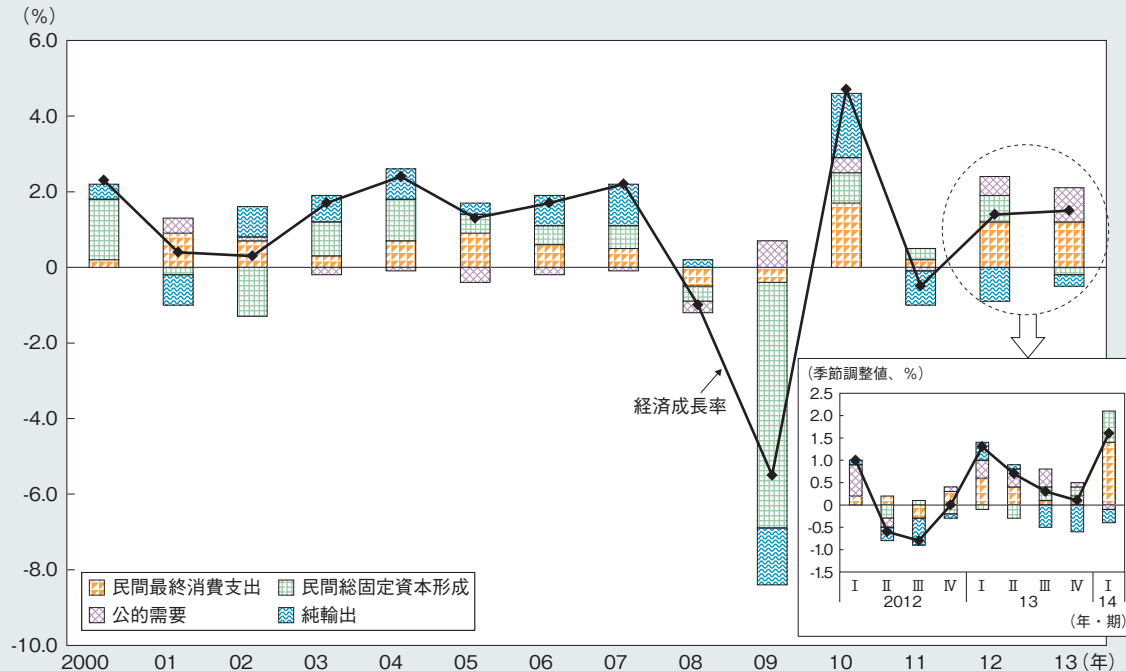
資料出所 内閣府「国民経済計算」(2014年1～3月期 2次速報)

(注) 1) 名目GDP、実質GDPはともに季節調整値。

2) グラフのシャドー部分は景気後退期。なお、2012年7～9月期から2012年10～12月期については暫定。

第1-(1)-2図 実質GDP成長率の要因分解

○ 2013年は消費や公的需要といった内需がけん引し、実質GDPは前年比1.5%増となった。



資料出所 内閣府「国民経済計算」(2014年1～3月期2次速報)をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

(注) 1) 純輸出=輸出-輸入

2) 民間総固定資本形成=民間住宅+民間企業設備+民間在庫品増加

3) 需要項目別の分解については、各項目の寄与度の合計と国内総生産(支出側)の伸び率は必ずしも一致しない。

● 緩やかに増加した生産

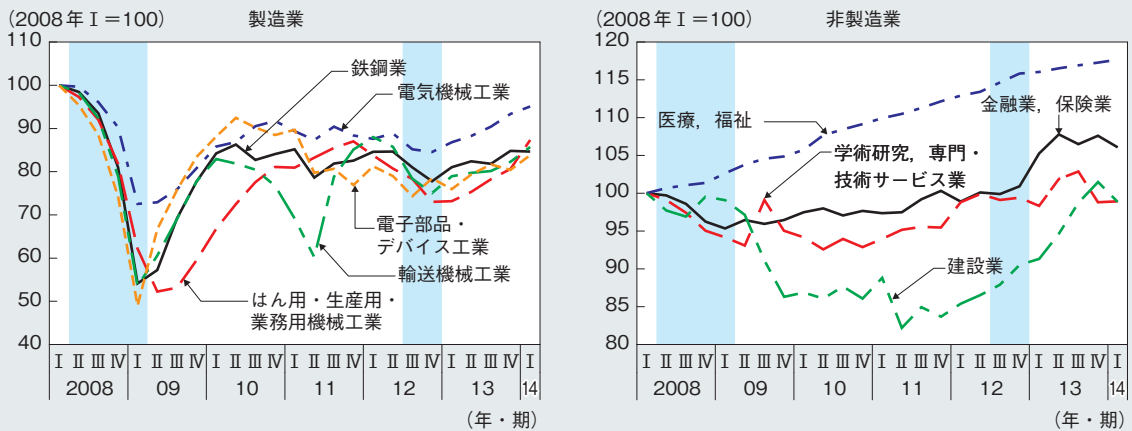
2013年の生産は緩やかに増加した。第1-(1)-3図により、業種別にその特徴をみると、製造業においては、好調な内需等を背景に、2013年1～3月期以降はん用・生産用・業務用機械工業、輸送機械工業、電気機械工業、電子部品・デバイス工業、鉄鋼業等の生産が増加した。

非製造業においても、東日本大震災の復興需要・経済対策を受けた公共投資の増加や消費税率引上げ前の駆け込み需要等の影響を受け、建設業で活動水準が高まった。土木・建築サービス業を含む学術研究、専門・技術サービス業も、2013年に入ってから7～9月期までは改善が続いた。株高による株式売買の増加に伴って2013年初頭から大きく高まった金融業、保険業の活動水準は、年途中で一服したものの、引き続き高い水準で推移している。また、進行する高齢化により需要が増えている医療、福祉については、高い水準で堅調に推移している。

次に、第1-(1)-4図により、将来の生産の拡大に結びつく設備投資の動向を、製造業、非製造業に分けてみてみよう。2013年に入って全体として持ち直している中で、非製造業の設備投資は、不動産・物品賃貸業、建設業といった業種を中心に増加し、生産・営業用設備判断D.I.でも不足超となっている。製造業では、設備過剰感は依然として残るものの改善している。

第1-(1)-3図 生産指数・活動指数の推移

○ 製造業では、はん用・生産用・業務用機械工業等、非製造業では、建設業等で水準が高まっている。

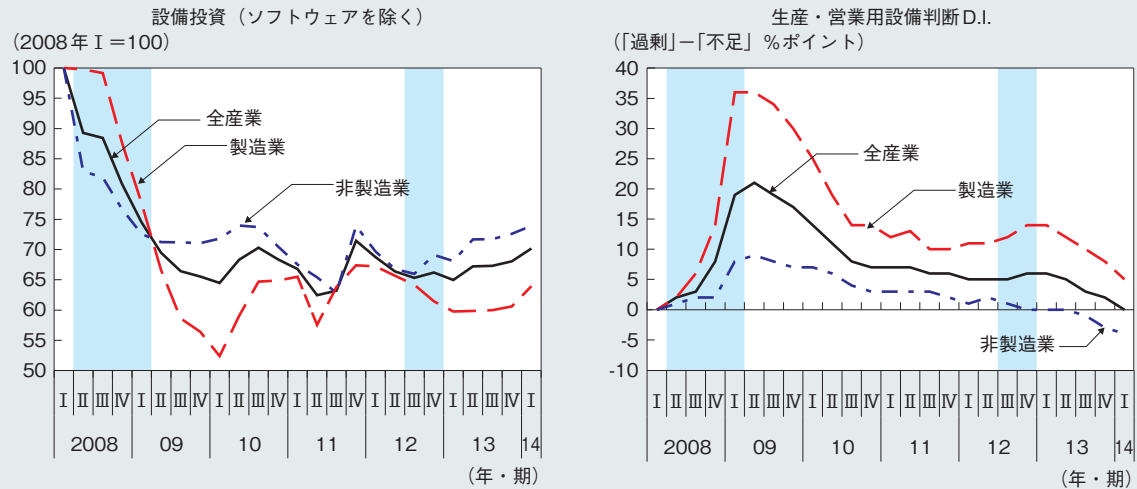


資料出所 経済産業省「鉱工業指数」「第3次産業活動指数」「全産業活動指数」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

(注) 1) 製造業については、2010年=100とする季節調整値について2008年1～3月期を100としたもの。非製造業については、2005年=100とする季節調整値について2008年1～3月期を100としたもの。
2) グラフのシャドー部分は景気後退期。なお、2012年7～9月期から2012年10～12月期については暫定。

第1-(1)-4図 設備投資等の推移

○ 設備投資は2013年に入って全体として持ち直しており、設備過剰感も改善傾向にある。



● 2012年後半から改善した企業収益

第1-(1)-5図により、2013年の企業収益の動きをみると、2012年秋以降、製造業・非製造業ともに、好調な内需等を背景に、増収・増益傾向で推移している。

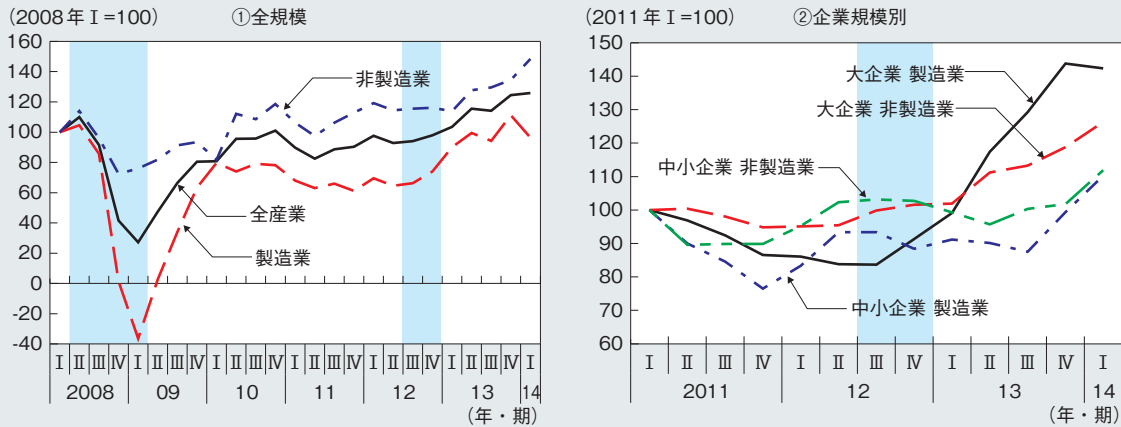
まず、経常利益について業種別にみると、製造業の中では、輸送用機械器具製造業、自動車や建築物等の部材を生産している鉄鋼業で大きく改善しており、非製造業では、不動産取引の活発化により、不動産業・物品賃貸業、建設業等で大きく改善している。

規模別にみると、大企業の改善が顕著ではあるが、中小企業の改善も2013年後半以降進んでいることが分かる。なお、中小企業は、輸送用機械器具製造業、生産用機械器具製造業などの輸出依存度²が高い業種で振るわなかったものの、国内向けの出荷割合が高い化学工業、木材・木製品製造業、窯業・土石製品製造業等で改善している。

2 経済産業省「鉱工業出荷内訳表」より、輸出依存度 = ((輸出向け出荷指数 × 輸出ウェイト) ÷ (出荷指数 × 出荷ウェイト)) × 100 としている。2013年の鉱工業全体の輸出依存度は19.8%であるが、輸送機械工業は25.1%、はん用・生産用・業務用機械工業は26.1%、化学工業は17.7%、窯業・土石製品工業は18.2%となっている。

第1-(1)-5図 業種別・企業規模別 経常利益の推移

○ 2013年に入って経常利益は全体として改善し、大企業だけでなく、中小企業においても改善が進んでいる。



資料出所 財務省「法人企業統計調査」(季報)をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
 (注) 1) ①については、季節調整値を2008年1～3月期を100として指数化したもの。
 2) ②については、原数値を後方4四半期移動平均し、2011年1～3月期を100として指数化したもの。
 3) 資本金10億円以上を大企業、資本金1,000万円以上1億円未満を中小企業としている。
 4) グラフのシャドー部分は景気後退期。なお、2012年7～9月期から2012年10～12月期については暫定。

さらに、収益を中心とした業況についての全般的な判断である業況判断D.I.により、2013年の企業の業況判断についてみてみよう(付1-(1)-2表)。大企業・製造業では、経済対策による公共事業の増加や、駆け込み需要による住宅着工の増加を受けて、木材・木製品や窯業・土石製品などの素材業種が大きく改善している。また、輸出依存度が相対的に高い輸送用機械やはん用・生産用・業務用機械も好調な内需等を背景に年後半にかけて改善している。

大企業・非製造業についてみると、建設業が大きく改善している。また、景気回復に伴う企業活動の活発化に伴い、不動産・物品賃貸も大きく改善している。中小企業についても、製造業計では2013年12月調査で+1と、2007年12月調査以来のプラス水準となり、非製造業計でも2013年12月調査で+4とプラスに転じ、1992年3月調査以来の水準となった。

2014年3月調査では、好調な生産や駆け込み需要の本格化等を受けて、製造業・非製造業ともに改善が進んだ。一方で、2014年3月調査において、3か月先の先行きの業況判断をみると、製造業・非製造業ともに、全ての企業規模で悪化しており、消費税率引上げ後の経済の先行きについては、企業の慎重な姿勢がうかがえる。

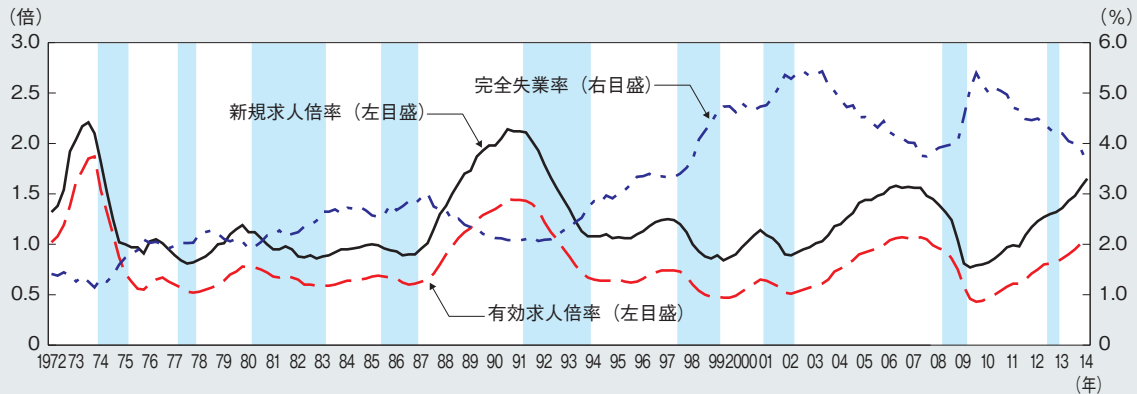
2 雇用・失業、労働時間の動向

● 改善が続いた2013年の雇用情勢

第1-(1)-6図により、完全失業率と有効求人倍率の推移をみてみよう。緩やかな景気回復を受けて、完全失業率は2013年6月に4年8か月ぶりに4.0%を下回り、有効求人倍率も2013年11月に6年1か月ぶりに1倍を超え、2014年1～3月期には、それぞれ3.6%、1.05倍となるなど、雇用情勢は着実に改善している。

第1-(1)-6図 完全失業率と求人倍率の推移

○ 完全失業率は2013年6月に4年8か月ぶりに4.0%を下回り、有効求人倍率も2013年11月に6年1か月ぶりに1倍を超え、2014年1～3月期には、それぞれ3.6%、1.05倍となるなど、雇用情勢は着実に改善が進んでいる。



資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省統計局「労働力調査」

- (注) 1) データは四半期平均値(季節調整値)。また、グラフのシャドー部分は景気後退期。なお、2012年7～9月期から2012年10～12月期については暫定。
 2) 有効求人倍率及び新規求人倍率については、1973年から沖縄を含む。
 3) 完全失業率については、1972年7月から沖縄を含む。
 4) 有効求人倍率及び新規求人倍率については、新規学卒者を除きパートタイムを含む。
 5) 完全失業率の四半期値は、月次の季節調整値を厚生労働省労働政策担当参事官室にて単純平均したもの。ただし、2011年3月から8月までの数値は総務省統計局により補完推計されている数値を用いた。

● 雇用者が大きく増加した2013年

2013年の雇用者数は、前年差約50万人増と6年ぶりに大きく増加した。この雇用者数の増加について、産業別、職業別、企業の従業者規模別にみてみよう。

第1-(1)-7図により、産業別に雇用者数の変化をみると、高齢化に伴い労働需要が増加している医療、福祉や、卸売業、小売業、円安方向への動きを背景に外国人観光客が増加したこと等による宿泊業、飲食サービス業での増加が顕著となっている。医療、福祉、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業における増加は主に非正規雇用労働者によるものであるが、医療、福祉、卸売業、小売業については正規雇用労働者も増加していることが特徴となっている(付1-(1)-3表)。

職業別にみると、運搬・清掃・包装等従事者、介護サービスや飲食物調理といったサービス職業従事者、事務従事者で大きく増加している。より詳細に年齢・雇用形態別にみると、男性では25～34歳の生産工程従事者、販売従事者、35～44歳の販売従事者等において、正規雇用労働者が特に減少している。女性では35～54歳の事務従事者において、正規雇用労働者・非正規雇用労働者ともに増加している(付1-(1)-4表)。

また、勤務先企業の従業者規模別にみると、1～29人といった小規模の企業で減少している一方で、500人以上規模の企業で大きく増加している(付1-(1)-5表)。

次に、第1-(1)-8表により性・年齢・雇用形態別に雇用者数の動きをみると、男性25～29歳において人口の減少以上に正規雇用労働者が減少していることが分かる³。この理由について、総務省統計局「平成24年就業構造基本調査」の調査票情報を独自集計した結果を用いて考察する。

2013年の25～29歳の雇用者数の前年差は、2012年時点の24歳の者が2013年に同年齢階

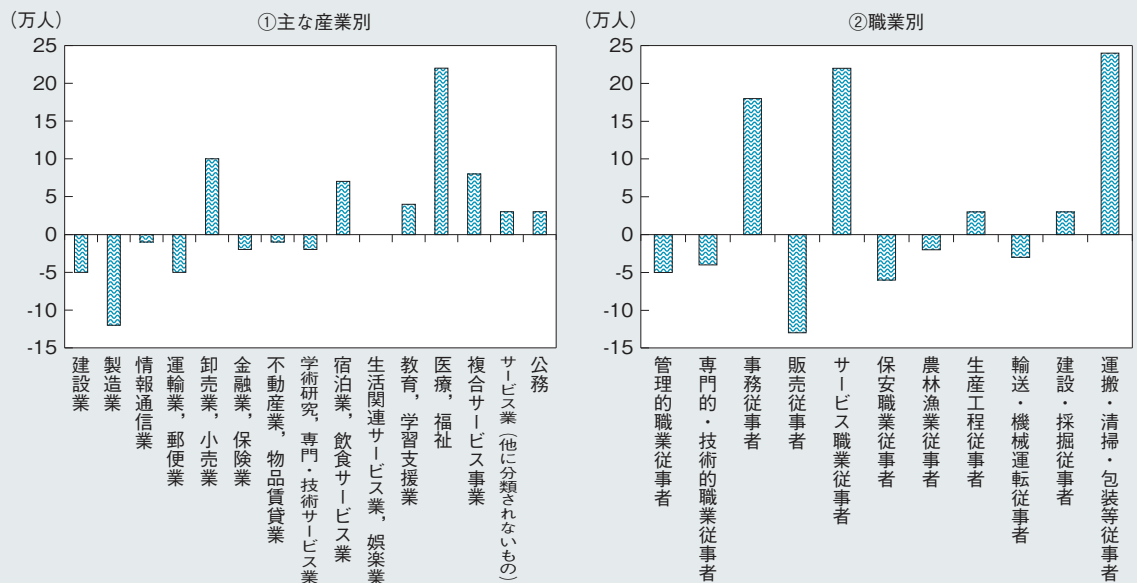
3 男性35～39歳、女性25～29歳においても正規雇用労働者が大きく減少しているが、人口の減少幅の方が大きい。

層に新たに加わることで、また2012年時点の29歳の者が同年齢階層を抜けるといった動きに影響されると考えられる⁴。そこで、第1-(1)-9図により、2012年時点の男性24歳と29歳の者の就業構造に着目してみよう。20歳台は、年齢を経るにつれて正規雇用の割合が高まる傾向があるため、24歳と29歳の正規雇用の差がそのまま2013年における同年齢階層の差につながるわけではないことに留意する必要があるが、24歳の者は29歳の者に比べて、正規雇用労働者数が約16万人少なくなっていることが分かる。これは、人口減少の影響に加え、新規学卒時の労働市場の状況の違いが影響している可能性がある。例えば、2012年時点の24歳の者、29歳の者がともに大卒後に就職したと仮定した時の、新規学卒時の就職率の違いをみると、2012年に29歳の者が就職した時期（2006年4月）は、好景気の中で就職率が高かった一方、24歳の者が就職した時期（2011年4月）は、リーマンショックの影響で就職率が低い水準にあった。

このようにみると、2013年の男性25～29歳の正規雇用労働者が人口減少以上に減少した理由の一つとしては、大卒後の就職環境が良く相対的に正規雇用者の多かった、2012年時点の29歳の者が抜け、新たに、大卒時の就職環境が悪く正規雇用者が相対的に少ない24歳層が加わったという、世代要因が影響していると考えられる。

第1-(1)-7図 2013年の産業別・職業別雇用者数の前年差

○ 雇用者は、産業別にみると、医療、福祉、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業において、職業別にみると、運搬・清掃・包装等従事者、サービス職業従事者、事務従事者において、特に増加している。



資料出所 総務省統計局「労働力調査」「労働力調査（詳細集計）」
 (注) 1) ①については雇用者全体、②については役員を除く雇用者についてみている。
 2) ①について、2013年1月以降、労働者派遣事業所の派遣社員は派遣先の各産業に分類されており、これらを補正した数値で比較している。
 3) ①について、2012年10月1日に郵便事業株式会社、郵便局株式会社が統合し、日本郵便株式会社となったことに伴い、産業分類間の移動（主に「運輸業、郵便業」から「複合サービス事業」への移動）があるので、産業別の時系列比較には注意を要する。

4 他にも、2012年時点の25～28歳の者の雇用構造の変化の影響もあるが、ここでは、世代間の入替えの影響に特に注目している。

第1-(1)-8表 2013年の性・年齢・雇用形態別雇用者数の前年差

○2013年は、男性25～29歳において、正規の職員・従業員が人口減少以上に減少した。

男女計

(単位 万人)

	15歳以上人口	正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員				
			計	パート・アルバイト	労働者派遣事業所の派遣社員	契約社員・嘱託	その他
15～19歳	-4	1	3	3	1	0	0
20～24歳	-5	-3	11	9	2	1	-2
25～29歳	-38	-29	3	3	3	0	-3
30～34歳	-3	0	3	0	3	3	-3
35～39歳	-32	-14	2	-3	5	3	-3
40～44歳	14	0	18	18	3	2	-5
45～49歳	16	9	7	9	4	0	-6
50～54歳	10	5	12	10	2	2	-4
55～59歳	-24	-3	-2	2	2	2	-7
60～64歳	-39	-14	13	7	0	11	-6
65歳以上	92	0	24	20	3	8	-6

男

(単位 万人)

	15歳以上人口	正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員				
			計	パート・アルバイト	労働者派遣事業所の派遣社員	契約社員・嘱託	その他
15～19歳	-7	1	-1	-1	1	-1	0
20～24歳	3	-3	7	6	0	2	-1
25～29歳	-16	-18	4	2	2	1	-2
30～34歳	-4	-4	2	1	1	1	-2
35～39歳	-15	-13	4	1	3	1	-1
40～44歳	6	0	4	2	2	1	-1
45～49歳	13	6	4	4	1	2	-3
50～54歳	1	6	0	0	0	2	-1
55～59歳	-8	0	-2	0	1	1	-4
60～64歳	-17	-9	6	1	0	8	-2
65歳以上	37	1	17	13	2	6	-2

女

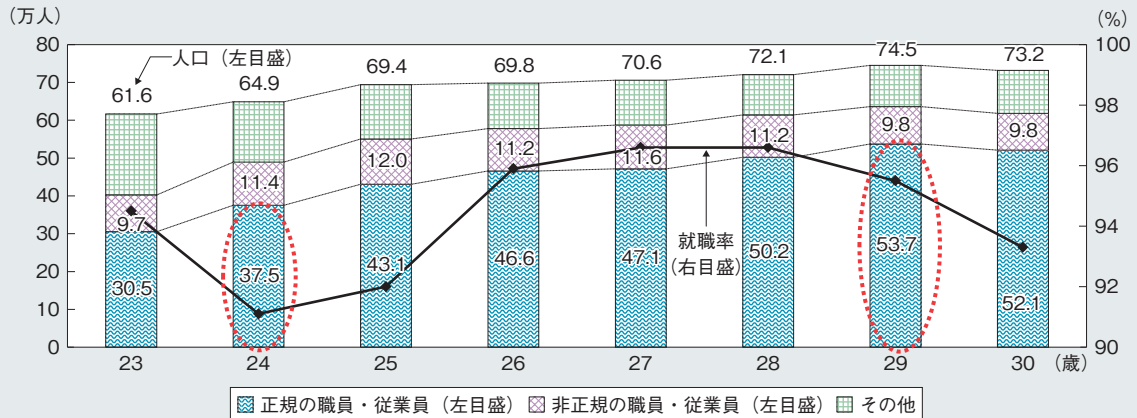
(単位 万人)

	15歳以上人口	正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員				
			計	パート・アルバイト	労働者派遣事業所の派遣社員	契約社員・嘱託	その他
15～19歳	3	0	4	4	0	-1	0
20～24歳	-8	0	4	3	2	0	-1
25～29歳	-22	-10	-1	1	1	0	-2
30～34歳	2	4	1	-1	2	2	-2
35～39歳	-17	-1	-3	-4	2	3	-2
40～44歳	8	-1	15	17	2	-1	-4
45～49歳	4	4	3	5	2	-1	-3
50～54歳	9	0	12	10	2	1	-2
55～59歳	-16	-2	0	1	1	2	-4
60～64歳	-22	-5	7	6	0	4	-3
65歳以上	54	-1	7	8	1	3	-4

資料出所 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」

第1-(1)-9図 平成24年就業構造基本調査における男性の就業状況

○ 2012年時点の24歳の者は、29歳の者と比較して正規雇用労働者数が少なくなっているが、これには人口減少等の影響に加え、新規学卒時の労働市場の状況の違いが影響している可能性がある。



資料出所 厚生労働省「大学等卒業者の就職状況調査」、総務省統計局「平成24年就業構造基本調査」の調査票情報を厚生労働省労働政策担当参事官室にて独自集計

- (注) 1) 就職率は大学(学部)の就職率を用いており、例えば、23歳の就職率は2012年3月卒、24歳の就職率は2011年3月卒のデータとしている。
 2) 人口は、有業者と無業者の合計としている。
 3) 正規の職員・従業員、非正規の職員・従業員については、「仕事をおもにしている」に限定している。

● 人口に占める正規雇用労働者の割合は、それほど変化していない

第1-(1)-10図により、雇用形態別雇用者数の推移をみると、非正規雇用労働者は緩やかに増加している一方で、正規雇用労働者は人口減少の影響等を受け、やや減少傾向で推移している。

こうした人口減少の影響を除くため、第1-(1)-11図により、人口(労働力人口と非労働力人口の合計)に占める正規雇用労働者の割合についてみてみよう。15~64歳人口に占める正規雇用労働者の割合は、2005年から2007年にかけてやや高まり、その後、ほぼ横ばいで推移している。年齢別にみると、45~54歳では割合が高まっており、他の年齢層においても、特段低下するといったことはなく、ほぼ横ばいで推移している。

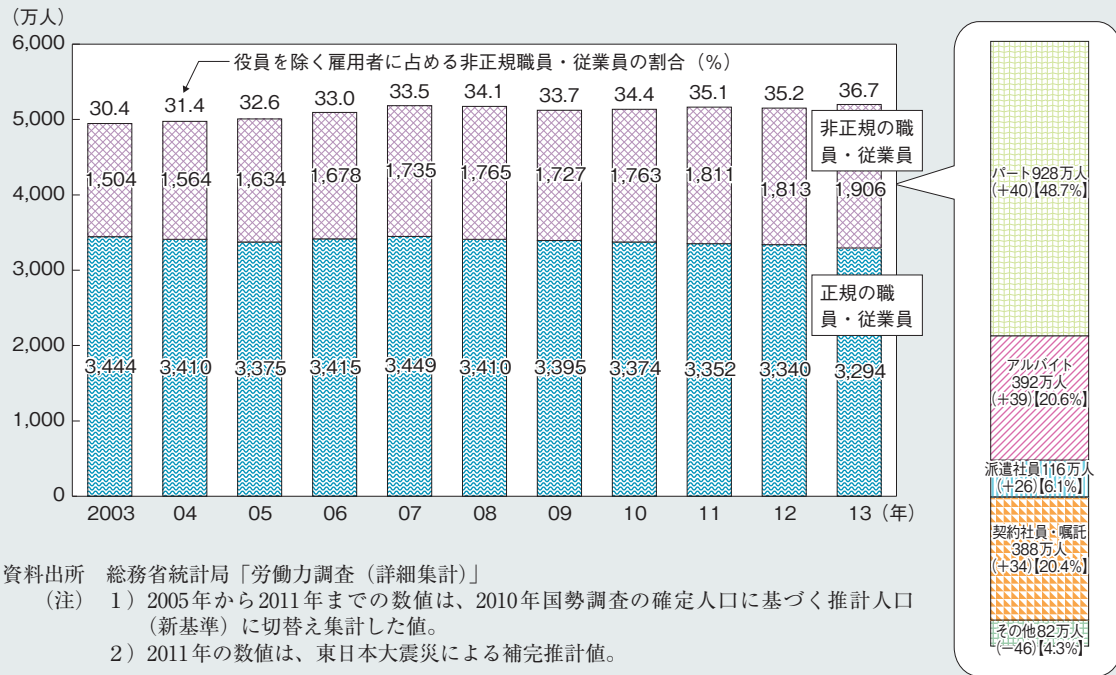
このように、人口に占める正規雇用労働者の割合は男女計で見るとほぼ横ばいで推移しているが、男女別にみるとどのようなようになっているだろうか。2003年から2013年にかけて、男性については特に25~34歳で正規雇用労働者の割合が低下しているが、女性については、各年齢層での正規雇用労働者の割合が高まってきていることが分かる。男性で特に低下した25~34歳層に着目すると、2003年から2013年にかけて、男性の低下分とほぼ同程度女性が上昇することで、男女計の正規雇用労働者の割合が横ばいで推移したことが分かる。

近年、役員を除く雇用者に占める非正規雇用労働者の割合は上昇しており、男性若年層の人口に占める正規雇用労働者の割合の低下もみられるが、男女の人口全体に占める正規雇用労働者の割合が大きく低下していることは確認できず、経済・社会情勢の変化に伴い、就業していなかった者が非正規雇用という形で労働市場に参加している影響も大きいと考えられる。

第1節

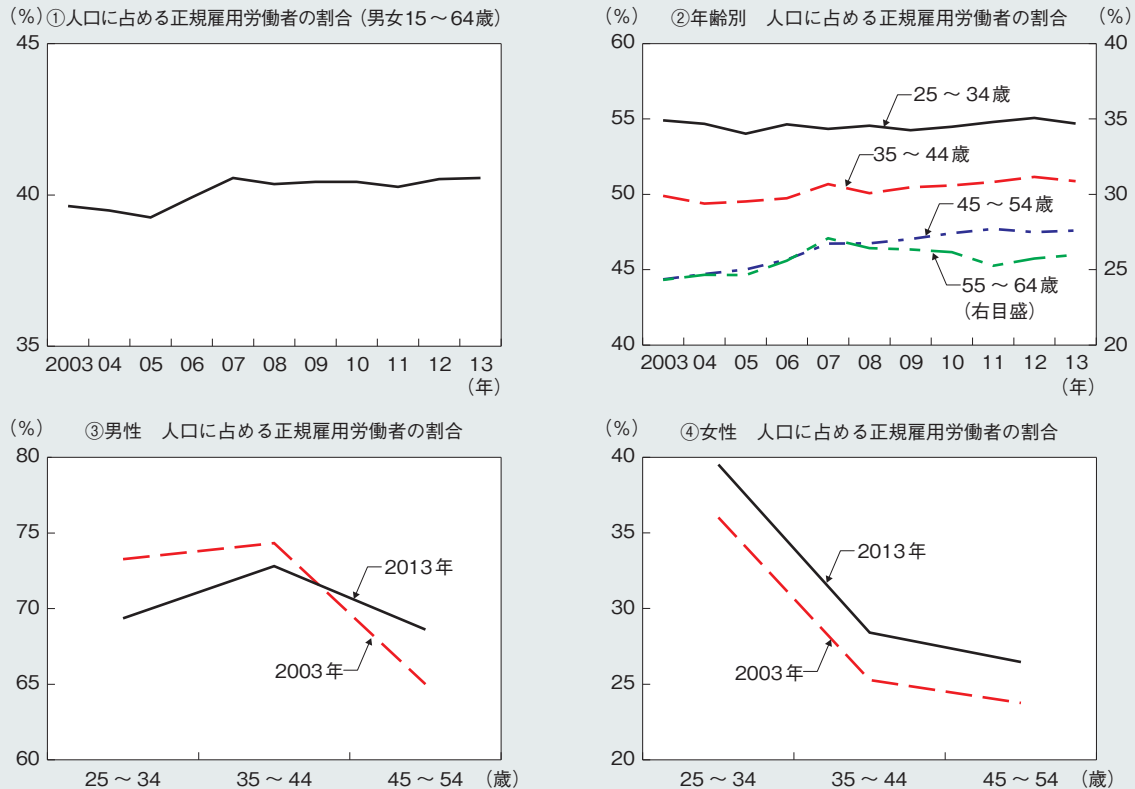
第1-(1)-10図 雇用形態別雇用者数の推移

○ 非正規雇用労働者は緩やかに増加している一方で、正規雇用労働者は、人口減少の影響等を受け、やや減少傾向で推移している。



第1-(1)-11図 人口に占める正規雇用労働者の割合の推移

○ 15～64歳人口に占める正規雇用労働者の割合は、2005年から2007年にかけてやや高まり、その後、ほぼ横ばいで推移している。



● 女性の短時間雇用者が増加

それでは、非正規雇用の増加について、2013年ではどのような層が増加したのだろうか。前掲第1-(1)-8表をみると、女性の40~44歳、45~49歳、50~54歳のパート・アルバイトが大きく増加していることが分かる。景気回復に伴い労働需要が増加していく中で、妻が家計補助の観点から労働参加をしていることが一因と推察され⁵、実際に、パート・アルバイトの女性35~44歳、45~54歳について現職の雇用形態についての理由をみると「家計の補助・学費等を得たいから」が一番多くなっている。

この中には世帯主の配偶者が多く含まれていると考えられるが、第1-(1)-12図により、夫の収入階級別に世帯主の配偶者の就業率や就業時間についてみてみよう。表章した全ての収入階級で就業率が上昇傾向にあることが分かる。さらに就業時間別にみると、週35時間以上働いている配偶者は、夫の収入が400万円以上の層ではほぼ横ばいで推移している中、100~400万円未満の層では最も水準が高くかつ上昇傾向にあり、夫婦で家計を支える傾向が強まっていることが分かる。

また、週35時間未満の配偶者の就業率は、全ての収入階級で上昇傾向にある。第1-(1)-13図により、このような女性の短時間雇用者についてみると、2012年から2013年にかけては、週15時間以上35時間未満の雇用者の増加はもとより、週15時間未満でも増加している。

2012年8月に成立した「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」により、2016年10月から短時間労働者の社会保険の適用が拡大されることになる⁶。(独)労働政策研究・研修機構「社会保険の適用拡大が短時間労働に与える影響調査」(2013年8月)によると、企業側の対応としては、短時間労働者の人材を厳選し、一人ひとりにもっと長時間働いてもらい雇用数を抑制する方向や、適用拡大要件に該当しないよう所定労働時間を短くし、その分より多くの短時間労働者を雇用する方向⁷等へ見直す意向となっており、長時間化する層と短時間化する層の二極化が進むと予測されている。一方、労働者側については、国民年金第1号若しくは第3号被保険者か、加入していない短時間労働者の中で社会保険の適用対象となることを希望している者の方が相対的に多いが、適用されないよう働く時間を減らそうと考えている者も一定数存在する。このように、法改正に伴う企業側・労働者側の対応は様々であり、短時間労働者の動向を注視していく必要がある。

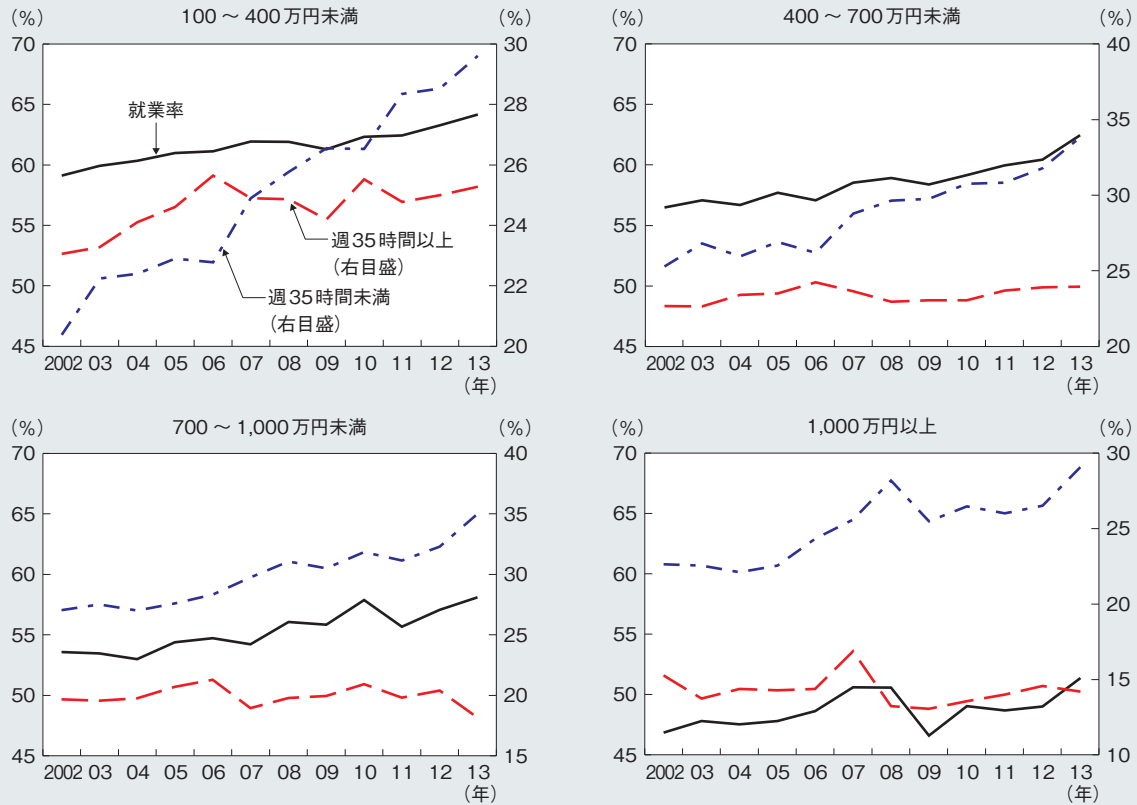
5 厚生労働省「平成25年版労働経済の分析」第1章第1節において、「夫の年収低下とあいまって妻が家計補助の観点から労働参加をしていることが考えられる」と分析している。

6 ①週所定労働時間20時間以上、②月額賃金8万8千円以上、③勤続年数1年以上、④学生以外、⑤従業員規模501人以上の企業、の全ての要件を満たす労働者について、厚生年金・健康保険の対象となる。なお、現行制度は、原則週所定労働時間30時間以上の者が対象となっている。

7 短時間労働者に対して社会保険が適用拡大される場合、短時間労働者の雇用のあり方や雇用管理を見直す場合の具体的な見直し内容(複数回答)について、「短時間労働者の人材を厳選し、一人ひとりにもっと長時間働いてもらい雇用数を抑制」が30.5%、「適用拡大要件にできるだけ該当しないよう所定労働時間を短くし、その分より多くの短時間労働者を雇用」が32.6%、「派遣労働者や業務委託等に切り替え」が10.4%などとなっている。

第1-(1)-12図 夫の収入階級別にみた妻の就業率と就業時間の推移

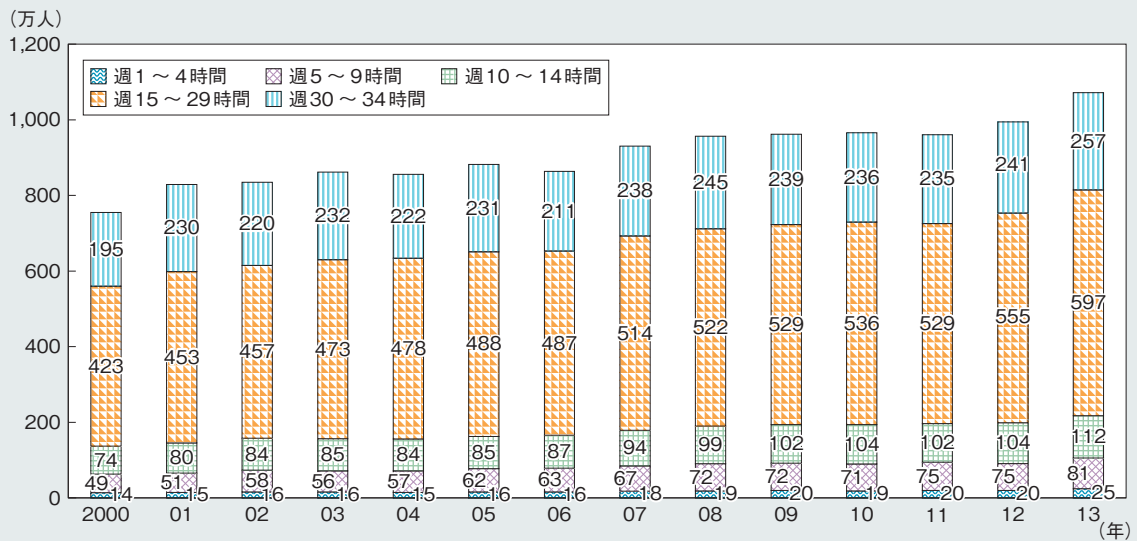
○ 表章したすべての収入階級で、妻の就業率は上昇傾向にある。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
 (注) 1) 週35時間未満＝週35時間未満の雇用者／総数、週35時間以上＝週35時間以上の雇用者／総数
 2) 2011年の数値は、2010年国勢調査の確定人口に基づく推計人口（新基準）に切替え集計した、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の数値。

第1-(1)-13図 女性の短時間雇用者数の推移

○ 女性の短時間雇用者は、2012年から2013年にかけて、週15時間以上35時間未満だけでなく週15時間未満でも増加している。

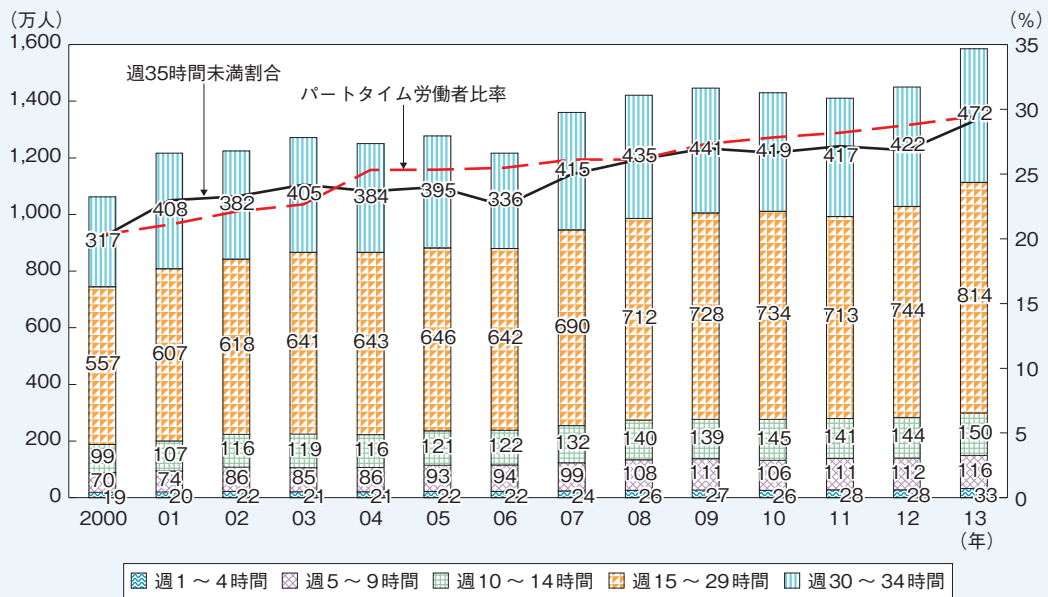


資料出所 総務省統計局「労働力調査」
 (注) 1) 「短時間雇用者」は、非農林業雇用者（休業者除く）のうち、週間就業時間35時間未満の者をいう。
 2) 2011年の数値は、2010年国勢調査の確定人口に基づく推計人口（新基準）に切替え集計した、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の数値。

1-1 短時間雇用者の増加について

短時間で働く労働者については、厚生労働省「毎月勤労統計調査」のパートタイム労働者比率や、総務省統計局「労働力調査」における月末1週間の労働時間別のデータでみることができる。近年、役員を除く雇用者に占める非正規雇用労働者の割合が上昇する中で短時間雇用者は増加しているが、一口に短時間雇用者といっても、フルタイムに近い働き方をしている者もいれば、そうでない者もいる。そこで、ここでは短時間雇用者の内訳についてみてみよう。

短時間雇用者数の推移



資料出所 総務省統計局「労働力調査」、厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1) 雇用者は休業者を除いている。
 2) 2011年の数値は、2010年国勢調査の確定人口に基づく推計人口(新基準)に切替え集計した、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の数値。
 3) パートタイム労働者比率は、調査産業計、事業所規模5人以上。

図により、それぞれの統計の動きをみると、毎月勤労統計調査でみたパートタイム労働者比率と、労働力調査でみた週35時間未満労働者の割合はほぼ一致していることが分かる。

次に、労働力調査で週間労働時間別の内訳をみてみよう。

2013年に注目すると、週30～34時間といったフルタイムに近い働き方の労働者も増加しているものの、週29時間以下の労働者も大きく増加している。景気回復に伴って労働需要が増加する中で、企業側が仕事の繁閑に応じて比較的短時間に働くパートタイム労働者を増加させている可能性が推察される。

(注) 毎月勤労統計調査におけるパートタイム労働者の定義

常用労働者のうち、

- ① 1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
- ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者

のいずれかに該当する者のことをいう。

● 需要不足による失業や長期失業者も減少

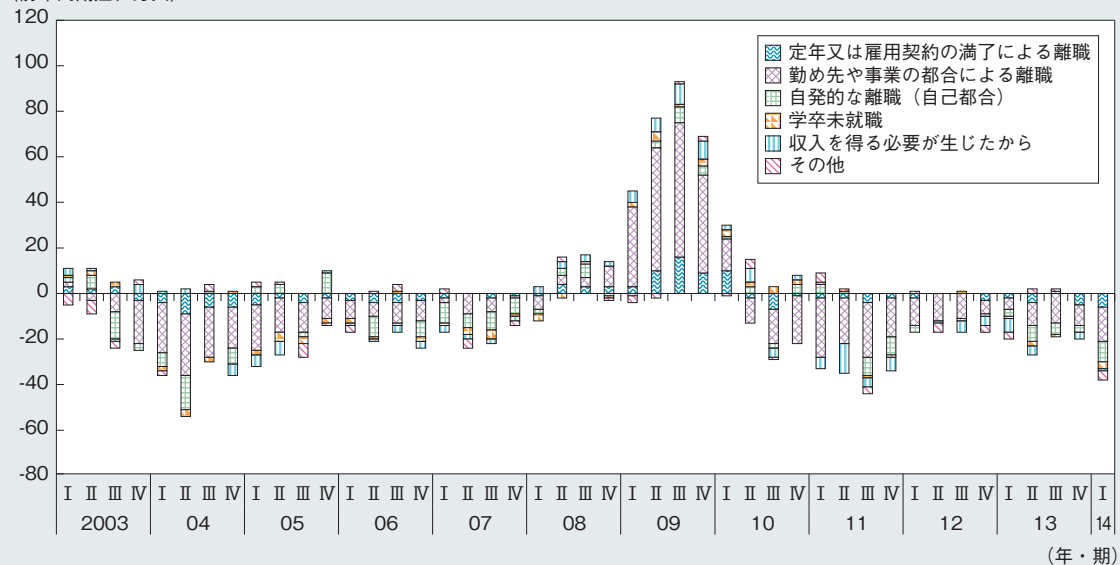
雇用情勢の改善によって完全失業者数そのものは減少しているが、失業の中身はどのように変化しているだろうか。まず、第1-(1)-14図により求職理由別の完全失業者の動向をみると、2013年は景気動向の影響を受けやすい「勤め先や事業の都合による離職」は、大きく減少している。仕事につけない理由別の完全失業者の動向をみても、いわゆる需要不足的な失業に近いと考えられる「条件にこだわらないが仕事がない」の割合は、2010年以降、低下してきている（付1-(1)-6表）。また、長期失業者の動向をみると、完全失業者に占める長期失業者の割合は依然として高いが、長期失業者数そのものは減少していることが分かる（付1-(1)-7表）。さらに、第1-(1)-15図により、年齢階級別の完全失業率をみると、全ての年齢階級で低下又は横ばいとなっており、特に15～24歳での改善が顕著となっている。

雇用情勢の改善に伴い、これまで適当な仕事がありそうにないといった理由等で求職活動を行わなかった非労働力人口が大きく減少したが、その動きをみてみよう。2012年から2013年にかけて、高齢化を背景とした65歳以上の増加幅を上回る形で、15～64歳層の女性で大きく減少したため、非労働力人口は22年ぶりに減少⁸し、労働力人口は6年ぶりに増加した。就業希望別にみると、就業非希望者が減少する一方で、就業希望者が増加している（付1-(1)-8表）。就業希望者の非求職理由（就業を希望していながら現在仕事を探していない理由）としては、「出産・育児のため」と「介護・看護のため」が相当数存在⁹しており、例えば、場所にとらわれずに働くことのできるテレワークの普及・拡大に取り組むことで、労働力人口の増加をより一層促すことができると考えられる。

第1-(1)-14図 求職理由別完全失業者数の推移

○ 景気動向の影響を受けやすい「勤め先や事業の都合による離職」は大きく減少した。

(前年同期差、万人)



資料出所 総務省統計局「労働力調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

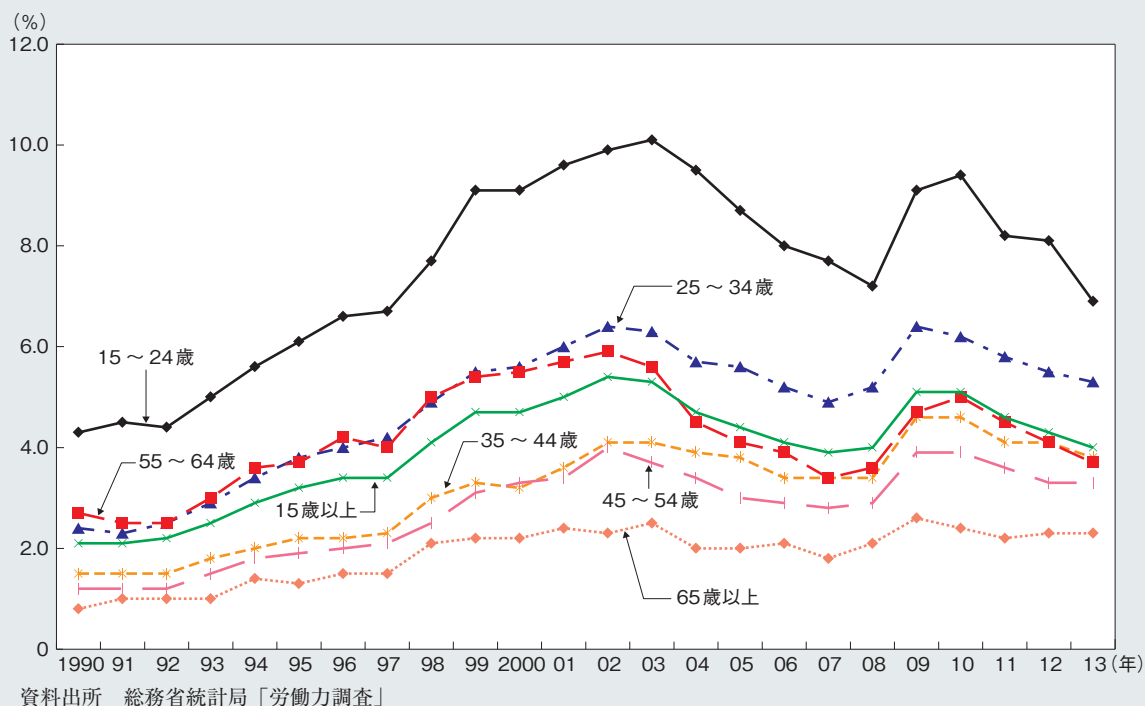
(注) 1) 2011年までの対前年差は、2005年国勢調査の確定人口に基づく推計人口(旧基準)によるものであり、2012年以降の対前年差は、2010年国勢調査の確定人口に基づく推計人口(新基準)によるものである。
2) 2011年の数値は、東日本大震災による補完推計値。

8 非労働力人口の増加は高齢化の影響が大きく、15～64歳の非労働力人口は長らく減少傾向にあることに留意。

9 総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」(2013年)によると、就業希望のある非労働力人口428万人のうち、非求職理由が「出産・育児のため」と「介護・看護のため」の者が計125万人となっている。就業希望者については第3章第2節も参照。

第1-(1)-15図 年齢階級別完全失業率の推移

○ 完全失業率は、全ての年齢階級で低下又は横ばいとなっており、特に15～24歳での改善が顕著となっている。



1-2 構造的・摩擦的失業率の動向

失業は、(1) 不況によって労働需要が減少するために生じる失業（需要不足失業）と、(2) 企業の求める条件や資格と求職者のもつ希望や能力とのミスマッチにより生じる失業や、企業と求職者のもつ情報が不完全であることや労働者が地域間を移動する際に時間がかかるためなどにより生じる失業（構造的・摩擦的失業）に分けることができる。これらを推計する代表的な統計的手法として、UV（unemployment-vacancy）分析とNAIRU（Non-accelerating inflation rate of unemployment）がある。

UV分析は、完全失業率の動きを構造的な部分と景気変動に伴う部分に分けてその動向を探るため、完全失業率を構造的・摩擦的失業率と需要不足失業率の二つに分解するものである。一般に、景気が良くなると、充足されない求人数の割合である欠員率（V：vacancy rate）が上がる一方で失業率（U：unemployment rate）は低下し、景気が悪化するとその逆になることが想定されるため、両者の関係を示すUV曲線は、原点に対して凸の右下がりの曲線となる。この曲線と45度線の交点、すなわち欠員率と失業率が均衡する点は、失業と欠員が共に存在しているものの、労働需要（欠員）と労働供給（失業）が一致した状態であるので、その時の失業率を、需要不足のない状況での失業率、つまり構造的・摩擦的失業率と考える。需要不足失業率は、現実の完全失業率と構造的・摩擦的失業率の差として計算される。

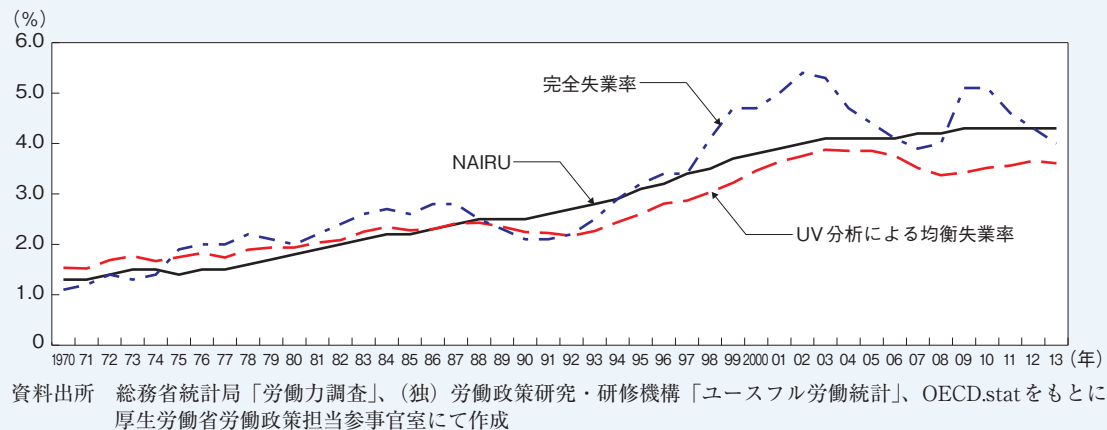
なお、UV分析を用いて構造的・摩擦的失業率を推計することについては、①UV曲線を推計する際に用いる説明変数の選択が困難であること、②欠員率の算出に職業安定業務統計を使用するが、労働市場全体の求人をカバーしていないこと、等の問題点が指摘^{*1}されている。

NAIRUは、インフレを加速させない失業率のことであり、短期においては、労働力需給がひっ迫し失業率が低下すると賃金上昇を通じてインフレ率が加速する傾向がみられるという経験的事実に基づいている。NAIRUはUV分析とは異なり、賃金調整を考慮に入れていることが特徴となっている。

UV分析、NAIRUについてはそれぞれ様々な推計手法がある。ここでは代表例として、UV分析については(独)労働政策研究・研修機構、NAIRUについてはOECD(経済協力開発機構)の推計データと実際の完全失業率の推移を図にしている。直近の完全失業率はNAIRUを下回る一方で、UV分析による構造的・摩擦的失業率を上回っているが、その差である需要不足失業はかなり縮小してきているといえる。

なお、どちらも構造的・摩擦的失業率を推計することを目的としているが、図から分かるように、その推計手法によって、推計結果が大きく異なることに留意する必要がある。

NAIRUとUV分析による構造的・摩擦的失業率



*1 北浦修敏、原田泰、坂村素数、篠原哲(2003)「構造的失業とデフレーション-フィリップス・カーブ、UV分析、オーグン法則-」(財務省財務総合政策研究所「フィナンシャル・レビュー」2003年1月号)

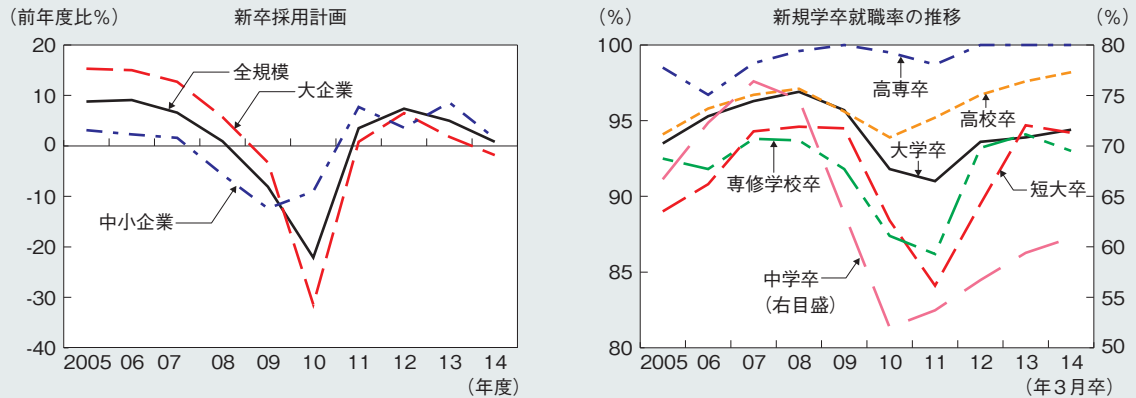
● 新規学卒者の就職状況は改善

企業の新卒採用も活発化している。第1-(1)-16図により新卒採用の状況を見ると、2014年度の新卒採用計画は前年度比で改善幅は縮小しながらもプラスとなっており、実際、2014年3月卒業者の就職内定率は上昇した。

次に、第1-(1)-17図により2015年3月卒業予定の大学生・大学院生の就職状況についてみてみよう。求人倍率は1.61倍と前年より0.33ポイント改善した。これは、就職希望者数が前年とほぼ同水準の中で、求人数が大幅に増加したことによるものである。全業種で求人は前年比2桁の増加率となっており、特に建設業で大きく増加している。また、全ての従業員規模で求人数が前年を上回っており、企業が景気回復の実感を得て、採用を増やそうとしている姿勢がうかがえる。

第1-(1)-16図 新卒採用計画と新規学卒就職率の推移

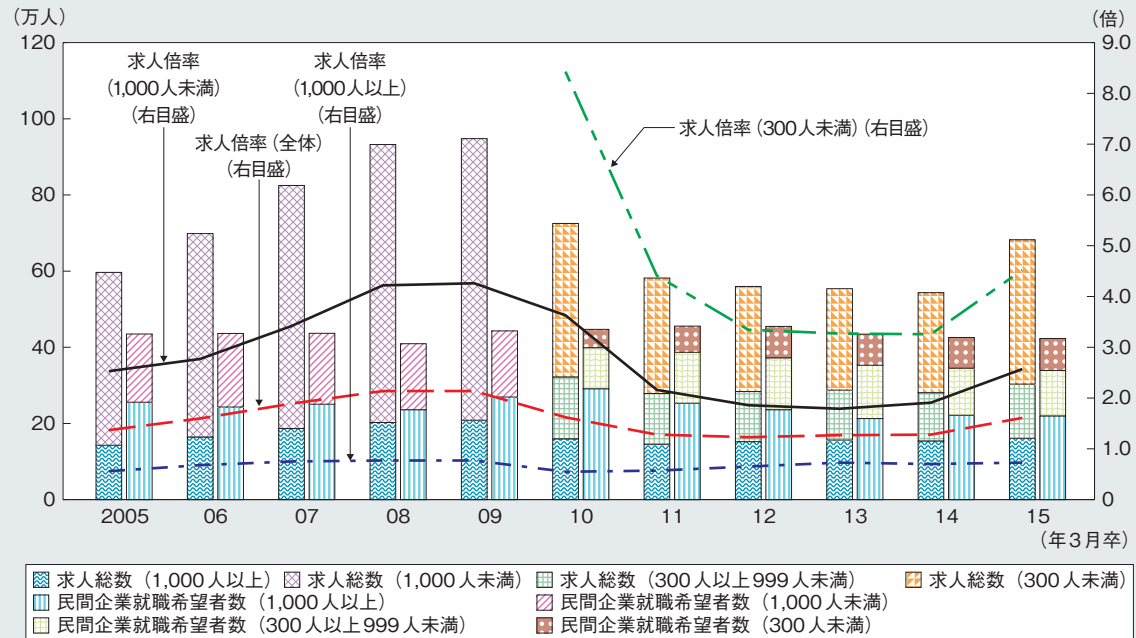
○ 企業の新卒採用も活発になり、2014年3月卒業者の就職内定率は上昇した。



資料出所 厚生労働省・文部科学省「大学等卒業者の就職状況調査」、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
 (注) 1) 中学卒及び高校卒の就職率は厚生労働省調べで、ハローワーク及び学校で取り扱った求職者数に対する就職者数の割合であり、当年3月末現在の状況。
 2) 専修学校(専門課程)卒、高専卒、短大卒、大学卒の就職率は、厚生労働省と文部科学省共同によるサンプル調査で、就職希望者に対する就職者数の割合であり、当年4月1日現在の状況。
 3) 高専卒は男子学生のみ、短大卒は女子学生のみ。
 4) 中学卒及び高校卒について、2011年3月卒の数には、東日本大震災の影響により集計ができなかった、岩手県、宮城県及び福島県の求人数、求職者数及び就職者数の一部の数が含まれていない。そのため、2012年3月卒の前年比の計算に当たっては、2011年3月卒で集計ができなかった求人数、求職者数及び就職者数の一部の数を除いた値で計算を行った。

第1-(1)-17図 従業員規模別大卒求人倍率の推移

○ 企業の新卒採用が活発になり、2015年3月卒業予定者の求人倍率は大幅に上昇した。



資料出所 (株)リクルートワークス研究所「ワークス大卒求人倍率調査」

● フリーター、若年無業者の動向

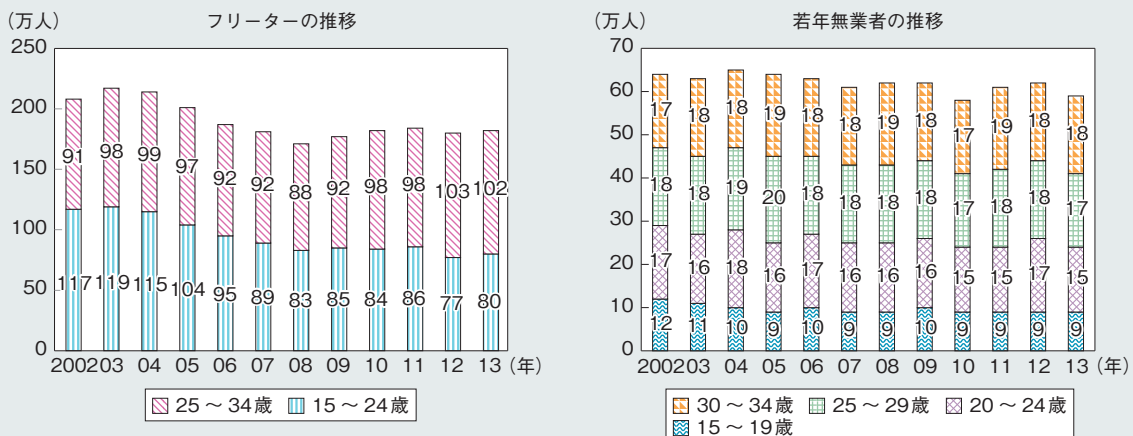
第1-(1)-18図により、フリーターの推移をみると、2013年は15~34歳の合計で前年差2万人増の182万人となっている。15~24歳で、人口が減少している中で増加しており、引き続き注意が必要である。

また、若年無業者についてみると、2002年以降60万人強で推移しており、2013年は前年差3万人減の60万人となっている。

フリーター等の非正規雇用で働いている労働者については、わかものハローワークの充実や、学び直しの支援、身近な場での効果的な訓練機会の提供等を通じ、正規雇用化を促進するとともに、若年無業者については、地域若者サポートステーションにおいて、地方自治体と協働し、一人ひとりに応じた専門的な相談やコミュニケーション訓練、職場体験等、地域ネットワークを活用した就労支援を実施していくことが必要である。

第1-(1)-18図 フリーター、若年無業者の推移

○ 2013年は、フリーターは前年差2万人増の182万人、若年無業者は前年差3万人減の60万人となった。



資料出所 総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」

- (注) 1) フリーターは、15～34歳で、男性は卒業生、女性は卒業生で未婚の者のうち、以下の者の合計としている。
 ・雇用者のうち「パート・アルバイト」の者
 ・完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者
 ・非労働力人口で、家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者
 2) 若年無業者は、15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者としている。
 3) フリーター、若年無業者について、2005年から2011年までの数値は、2010年国勢調査の確定人口に基づく推計人口（新基準）に切替え集計した値であり、2011年の数値は、東日本大震災による補完推計値。

● 6年1か月ぶりに1倍を超えた有効求人倍率

有効求人倍率は2013年11月に1.01倍となり、6年1か月ぶりに1倍を超え、2014年3月にはリーマンショック前の水準を取り戻した¹⁰。この間、労働需要の中身はどのように変わったのだろうか。前回有効求人倍率が1倍を超えた時期（2005年12月）を含む2005年と、今回有効求人倍率が1倍を超えた時期（2013年11月）を含む2013年の新規求人の状況を比較してみる¹¹。まず、第1-(1)-19図により新規求人数の産業別前年比寄与度をみると、両時期ともに、サービス業（他に分類されないもの）、医療、福祉、卸売業、小売業が増加に大きく寄与していることが分かる。一方で、全体の有効求人倍率が改善するという状況は同じであるが、輸出が好調であった前回と異なり、今回は、欧州政府債務危機を背景に世界経済が減速する中で、2013年4～6月期までは製造業は前年同期比で減少した。その後、好調な内需等を背景に輸送用機械器具製造業や食料品製造業を中心に製造業も増加に寄与している。

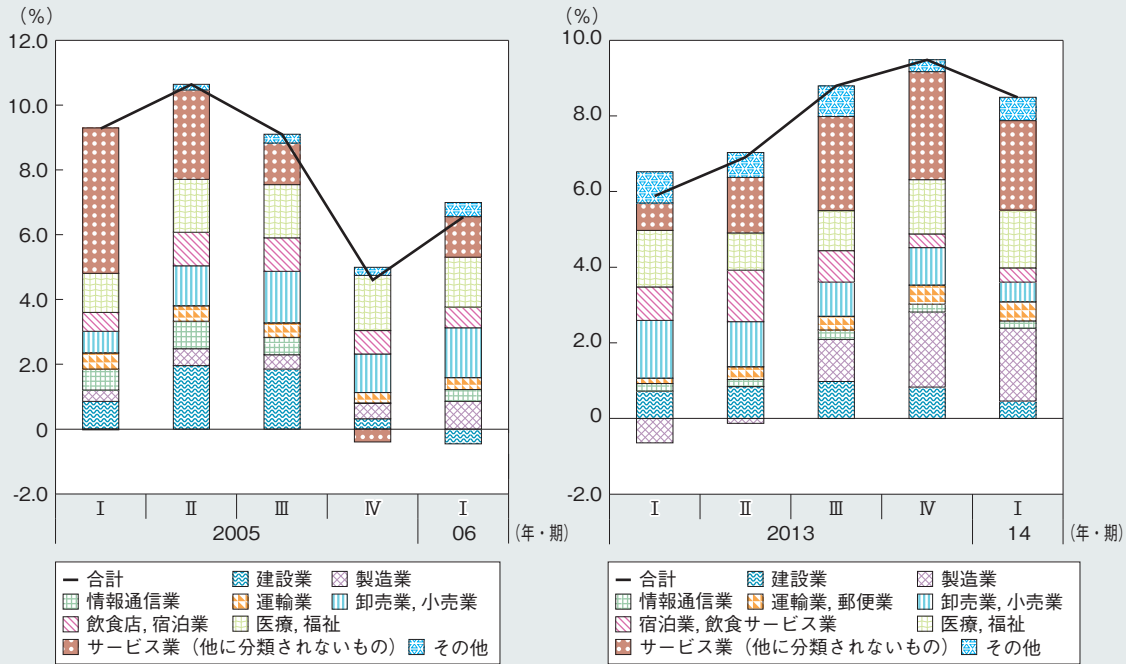
10 有効求人倍率はその後も上昇しており、2014年7月は1.10倍と6月に続き22年ぶりの水準となっている。また、正社員有効求人倍率も改善しているが、2014年7月で0.68倍（季節調整値）と、まだ低い水準となっている。

11 2005年と2013年については産業分類の変更により、厳密な比較はできないことに留意。

次に、第1-(1)-20図により、産業別の新規求人数を両時期で比較してみよう。2013年は、外需よりも内需が好調だったこともあり、製造業よりも卸売業、小売業等での新規求人が相対的に多かったことが分かる。また、フルタイムについては、サービス業（他に分類されないもの）を除くと2005年は製造業で最も求人が多かったが、2013年では、高齢化の進行に伴って、医療、福祉の求人が最も多くなっていることが特徴的である。

第1-(1)-19図 新規求人数(前年同期比)の産業別寄与度

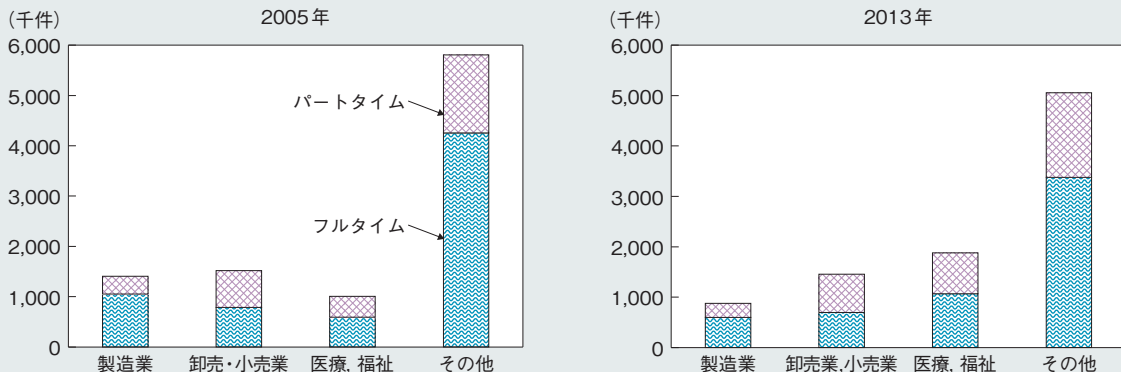
○ 2005年、2013年ともに、サービス業（他に分類されないもの）、医療、福祉、卸売業、小売業が新規求人数の増加に大きく寄与している。



資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
 (注) 産業分類が改定されているため、両時期について厳密な比較はできないことに留意が必要。

第1-(1)-20図 産業別新規求人数

○ 2013年は外需よりも内需が好調だったこともあり、製造業よりも卸売業、小売業等での新規求人が相対的に多かった。



資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

(注) 1) 「パートタイムを除く」をフルタイムとしている。
 2) 2005年の「その他」は、建設業、情報通信業、運輸業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、2013年の「その他」は建設業、情報通信業、運輸業、郵便業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）としている。

なお、新規求人を雇用形態別で見ると、2010年以降全ての雇用形態で増加していることが分かる（付1-(1)-9表）。構成比で見ると長期的には常用（パートタイムを除く）の割合が低下傾向にある一方で、常用的パートタイムや臨時・季節の割合が上昇している。新規求職申込件数をみても常用的パートタイムの割合が上昇している。

1-3 就業地別の求人数を用いた有効求人倍率

厚生労働省が公表している都道府県別有効求人倍率は、各都道府県内のハローワーク（公共職業安定所）が受理した求人数を用いて算出したもので、受理地別の有効求人倍率であるといえる。この受理地別の有効求人倍率は、ハローワークの業務統計として、これまで継続的に公表しており、統計資料としても、また、それを活用した分析資料としても長い蓄積がある。ただし、企業によっては、本社の所在地において、地方支社の求人も含めて一括して提出する場合もあり、求人を受理したハローワークが所在する都道府県と、実際の就業地が異なる場合がみられることから、毎月の「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」についても、2014年5月分より、参考指標として公表している。

指標の動きについて、「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」の動向は、通常用いている都道府県別有効求人倍率（受理地別有効求人倍率）の改善の動きとおおむね同様であるといえるが、その水準を比較すれば、以下の表のように、本社が多く所在する地域で受理地別有効求人倍率が高く、そうでない地域で「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」が高いという特徴がある。

（南関東）

	有効求人倍率（平成25年度 月平均）		
	(A) 受理地別	(B) 就業地別	(B) - (A)
埼玉	0.65	0.77	0.12
千葉	0.78	0.92	0.14
東京	1.40	1.05	-0.35
神奈川	0.72	0.86	0.14

（近畿）

	有効求人倍率（平成25年度 月平均）		
	(A) 受理地別	(B) 就業地別	(B) - (A)
滋賀	0.85	1.01	0.16
京都	0.94	0.95	0.01
大阪	1.01	0.88	-0.13
兵庫	0.79	0.88	0.09
奈良	0.84	0.93	0.09
和歌山	0.91	0.97	0.06

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

● 高まる就職率

次に、ハローワークにおける就職率をみてみよう（付1-(1)-10表）。リーマンショックの影響で落ち込んだ2009年以降、表章した雇用形態全てで就職率が上昇傾向にあり、一般（パートタイムを含む）ではリーマンショック以前の水準を上回っている。

日本再興戦略（2013年6月14日閣議決定）において、「民間人材ビジネスの活用によるマッチング機能の強化」が掲げられており、労働市場全体としての求人・求職のマッチング機能を強化するため、職業紹介を行う民間人材職業紹介事業者や地方自治体等が希望する場合に、ハローワークが保有する求人情報をオンラインで提供する取組が2014年9月より開始される予定である。こうした取組を通じ、国・地方・民間がそれぞれの役割・機能に応じた連携を強化し、労働市場全体におけるマッチング機能を一層高めていくことが必要である。

● 建設、介護、保育、看護分野における人手不足への対応

景気回復に伴い雇用情勢が改善する中で、様々な職種で人手不足が生じている。第1-(1)-21図によると、有効求人倍率は職種によってばらつきがあるが、建設、介護、保育、看護において、特に人手不足感が高くなっている。

これら個別職種における人手不足への対応¹²をみると、建設分野については、若年者の入職の減少や高齢者の引退等により構造的に減少傾向にある中、人材確保策の一環として、技能労働者の就労環境の整備の強化のため、2013年度及び2014年度の公共工事設計労務単価¹³が引き上げられた。

また、介護分野については、高齢化の進行に伴って労働需要が持続的に高まる中、団塊の世代（1947年～49年生まれ）が75歳以上となる2025年度までに、237～249万人の介護人材を確保していく必要があると推計されている¹⁴。このため、人材の新規参入の促進と定着を図る取組が必要であり、キャリアパスの確立や職場環境の改善等をより一層図っていくこととしている。

さらに、保育分野については、「待機児童解消加速化プラン」により保育の量の拡大を図る中、2017年度末には保育士が約7.4万人不足することが見込まれている¹⁵。このため、資格取得支援による保育士の増加といった人材育成や、潜在保育士の再就職支援等に取り組むこととしている。

加えて、看護分野については、社会保障・税一体改革の推進に伴い、2011年から2025年までに約50万人の看護職員が必要と指摘されている¹⁶。このため、看護職員の復職支援の強化や、勤務環境の改善を通じた定着・離職防止に取り組むこととしている。

12 厚生労働省では、こうした人手不足分野の人材（担い手）の確保・育成対策の強化を図るため、2014年2月に「人材不足分野等における人材確保・育成対策推進会議」を設置した。関係部局が連携し、短期的視点にとどまらず、中長期的視点に立って、総合的な取組に関する検討を行い、2014年8月、介護・保育・看護・建設分野における人材確保・育成対策の全体像について取りまとめを行った。

13 公共工事設計労務単価とは、国、地方公共団体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価のことであり、建設労働者等の賃金相当額である。2013年度は、前年度単価と比較し全国で15.1%、東日本大震災の被災3県（岩手県・宮城県・福島県）では21.0%の上昇となった。また、2014年度については例年の4月改定を前倒して2014年2月から適用され、前年度単価と比較し全国で7.1%、被災3県は8.4%上昇した。

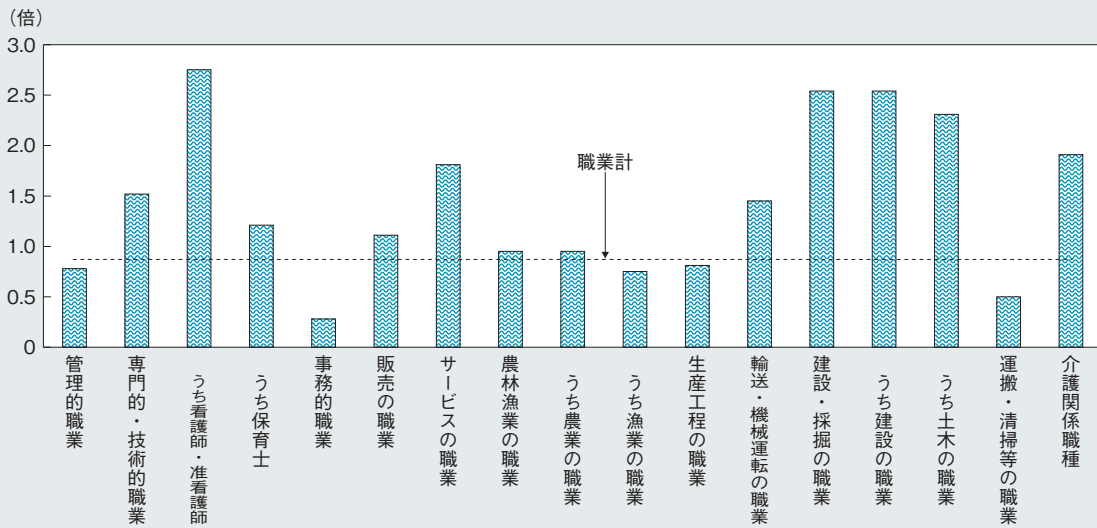
14 厚生労働省「医療・介護に係る長期推計」（2012年3月）

15 三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）「平成21年度保育士の需給状況等に関する調査研究報告書」（平成21年度厚生労働省委託事業）

16 厚生労働省「医療・介護に係る長期推計」（2012年3月）

第1-(1)-21図 職種別有効求人倍率(2013年度)

○ 有効求人倍率は職種によってばらつきがあるが、建設、介護、保育、看護において、特に人手不足感が高くなっている。



資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1) 常用(パートを含む)の数値。

2) 介護関係職種は、『専門的・技術的職業』のうち、「福祉施設指導専門員」「その他の社会福祉専門の職業」、『サービスの職業』のうち、「家政婦(夫)」「家事手伝い」「施設介護員」「訪問介護職」。

● 好調な生産活動を背景に増加した所定外労働時間

第1-(1)-22表により、2013年の労働時間の動向をみると、所定外労働時間は好調な生産活動を背景に増加する一方、総実労働時間は2年ぶりの減少となっている。これは、出勤日数の減少等を背景に、一般労働者とパートタイム労働者双方の所定内労働時間が減少したことと、パートタイム労働者比率が上昇したことによるものと考えられる。

産業別にみると、所定内労働時間はほとんどの産業で減少したものの、所定外労働時間は、卸売業、小売業で前年比7.3%増、建設業で同5.7%増、宿泊業、飲食サービス業で同4.8%増と大きく増加した(付1-(1)-11表)。事業所規模別にみると、全ての規模で所定外労働時間は増加したものの、所定内労働時間の減少が大きかったため、総実労働時間は減少した。

第1-(1)-22表 月間労働時間の内訳の推移

○ 2013年は、好調な生産活動を背景に所定外労働時間が増加した。

(単位 時間、%)

年・期	総実労働時間				
	(一般労働者)	(パートタイム労働者)	所定内労働時間	所定外労働時間	
時間					
2007年	150.7	170.6	94.0	139.7	11.0
08	149.3	169.3	92.6	138.6	10.7
09	144.4	164.7	90.2	135.2	9.2
10	146.2	167.4	91.3	136.2	10.0
11	145.6	167.2	90.8	135.6	10.0
12	147.1	169.2	92.1	136.7	10.4
13	145.5	168.2	91.1	134.9	10.6
前年比					
2007年	-0.7	0.0	-1.9	-0.8	1.3
08	-1.2	-0.9	-1.7	-1.1	-1.5
09	-2.8	-2.5	-2.3	-1.8	-14.9
10	1.5	1.8	1.3	0.8	10.1
11	-0.2	-0.1	-0.3	-0.3	1.0
12	0.5	0.8	1.1	0.5	0.6
13	-1.0	-0.6	-1.1	-1.3	2.3
前年同期比					
2011 I	-0.5	-0.2	-0.1	-0.7	2.8
II	-0.5	-0.4	-0.7	-0.5	-1.1
III	-0.2	0.1	-0.4	-0.2	0.2
IV	0.1	0.3	-0.3	0.0	2.0
12 I	1.6	1.7	2.3	1.7	1.8
II	1.0	1.3	1.4	0.7	4.0
III	-0.8	-0.7	0.2	-0.9	-0.9
IV	0.5	0.9	0.6	0.6	-2.5
13 I	-2.9	-2.6	-2.0	-3.2	-1.6
II	-0.5	0.0	-0.7	-0.5	1.0
III	-0.3	0.3	-0.8	-0.6	4.0
IV	-0.5	0.1	-0.9	-1.0	6.0
14 I	0.5	0.9	-0.3	0.1	7.1

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

(注) 1) 調査産業計、事業所規模5人以上。

2) 前年比などの増減率は調査対象事業所の抽出替えに伴うギャップ等を修正した値であり、実数から計算した場合と必ずしも一致しない。

● 今回の景気回復局面では、就業者数が大きく増加

第1-(1)-23図により、生産と労働投入について、過去の景気回復局面と比較してみよう。今回の始期は、第15循環において暫定的に設定¹⁷された谷である2012年10~12月期とする。なお、第14循環(2002年1月から2009年3月)、第15循環(2009年3月から2012年11月(暫定))については、それぞれITバブル崩壊、リーマンショックの影響により、直前の景気の谷の時期の生産・雇用情勢が非常に悪化していたことに留意が必要である。

今局面の特徴は、製造業については、就業者数の減少が小幅にとどまっていることである。また、非製造業については、活動水準が大きく高まる中で労働投入も増加しており、中でも就

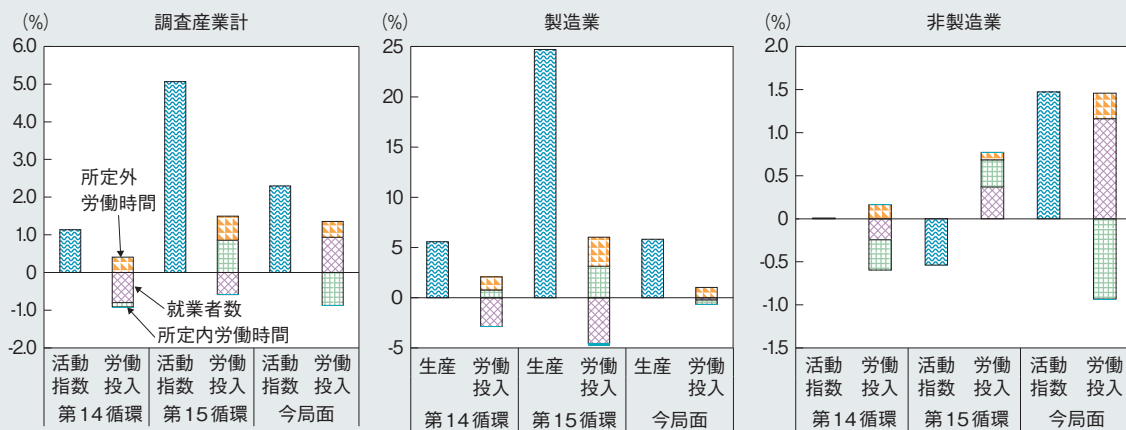
17 脚注1のとおり、季節調整替え等の影響も踏まえ、今後確定される予定である。

業者数が大きく増加している。

このようにみると、今回の景気回復局面では、就業者数の増加が、労働投入全体の増加に大きく寄与したことが特徴といえる。

第1-(1)-23図 過去の景気回復期と比較した生産(活動)水準と労働投入の関係

○ 今局面は、就業者数の増加が、労働投入全体の増加に大きく寄与したことが特徴といえる。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省統計局「労働力調査」、経済産業省「鉱工業指数」「全産業活動指数」「第3次産業活動指数」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) 生産(活動)水準について、調査産業計は、全産業活動指数(農林水産業生産指数及び公務等活動指数を除く)、製造業は、鉱工業指数の「製造工業」、非製造業は、第3次産業活動指数と建設業活動指数の加重平均
- 2) 労働投入は、就業者数と総実労働時間の積。
- 3) 所定内労働時間、所定外労働時間について、非製造業は調査産業計から鉱業、採石業等と製造業を除いて労働者数で加重平均したもの。
- 4) 就業者数について、調査産業計は、製造業と非製造業の合計とし、非製造業は、建設業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)の合計としている。
- 5) 第14循環は2002年1～3月期と2003年1～3月期、第15循環は2009年1～3月期と2010年1～3月期、今局面は2012年10～12月期と2013年10～12月期の値を比較している。

3 障害者の雇用状況

● 障害者の雇用者数は10年連続で過去最高を更新

第1-(1)-24図により、障害者の雇用状況を見ると、2013年6月1日現在の民間企業の実雇用率は1.76%であり、前年から0.07%ポイント上昇している。また、障害者の雇用者数は前年差2.7万人増の40.9万人となり、10年連続で過去最高を更新した。

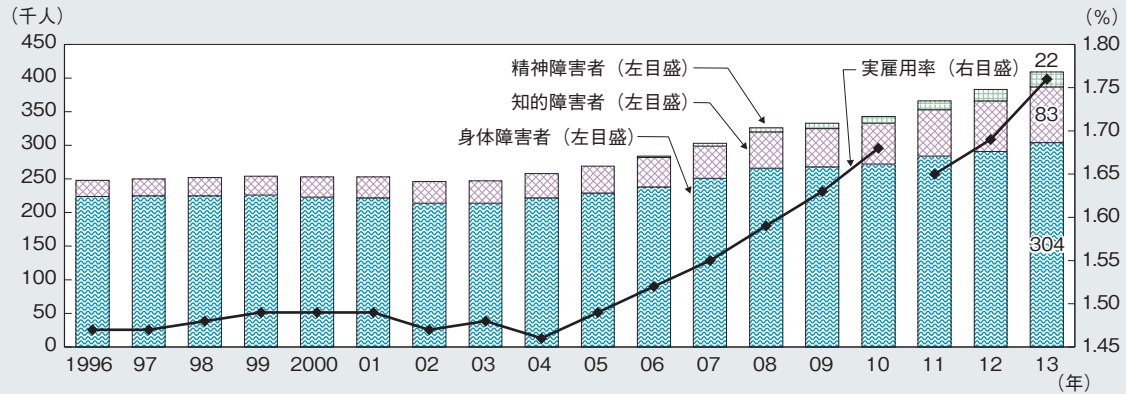
企業規模別にみると、2013年4月1日より法定雇用率が引き上げられた¹⁸こともあり、法定雇用率達成企業の割合は、56人～99人規模を除き、従前から報告対象であった全ての規模で前年より低下した。一方、実雇用率については、56人～99人規模を除き従前から報告対象であった全ての規模で前年より上昇した(付1-(1)-12表)。

また、ハローワークを通じた障害者の就職件数は、2013年度は77,883件(前年度比14.0%増)となり、4年連続で過去最高を更新した。

¹⁸ 民間企業1.8%→2.0%、国、地方公共団体等2.1%→2.3%、都道府県等の教育委員会2.0%→2.2%となった。

第1-(1)-24図 雇用されている障害者の数と実雇用率の推移

○ 2013年6月1日現在の障害者の雇用者数は40.9万人と10年連続で過去最高を更新し、民間企業の実雇用率は1.76%となった。



資料出所 厚生労働省「障害者雇用状況報告」

(注) 1) 雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年は50人以上規模の企業）についての集計である。

2) 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

～2005年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）

重度身体障害者である短時間労働者

重度知的障害者である短時間労働者

2006年～ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）

重度身体障害者である短時間労働者

重度知的障害者である短時間労働者

精神障害者

精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

2011年～ 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）

知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）

重度身体障害者である短時間労働者

重度知的障害者である短時間労働者

精神障害者

身体障害者である短時間労働者（身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

知的障害者である短時間労働者（知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

3) 2010年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、2011年以降と2010年までの数値を単純に比較することは適当ではない状況である。

4 外国人の雇用状況

● 2008年以降過去最高となった外国人労働者数

日本で働く外国人労働者数をみると、2013年10月末で前年差3万5,054人増の71万7,504人となり、2008年に外国人雇用状況の届出が義務化されて以来、過去最高となった（付1-(1)-13表）。この要因としては、政府が進めている高度外国人材、留学生の受入が進んでいることなどが考えられる¹⁹。

国籍別にみると、中国が最も多く30万3,886人（42.4%）と4割以上を占め、次いでブラジルの9万5,505人（13.3%）、フィリピンの8万170人（11.2%）となっている。また、産業別にみると、製造業が36.6%と最も多く、次いでサービス業（他に分類されないもの）が12.6%、宿泊業、飲食サービス業が11.5%、卸売業、小売業が11.1%となっている（付1-(1)-14表）。

19 在留資格別の状況を見ると、「専門的・技術的分野」が前年差8,312人増、「資格外活動（留学）」が同10,807人増となっている。

また、外国人材の活用については、現在、政府において様々な検討が行われているところである。特に建設分野については、東日本大震災からの復興事業に加え、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の関連施設整備等による当面の一時的な建設需要の増大が見込まれている。こうした状況を踏まえ、技能労働者について、就労環境の改善、教育訓練の充実強化等によって国内での確保に最大限努めた上で、緊急かつ時限的措置（2020年度で終了）として、即戦力となりうる外国人材の活用促進を図ることが、2014年4月4日の関係閣僚会議でとりまとめられた²⁰。

20 即戦力の確保を念頭に置き、建設分野の技能実習修了者について、技能実習に引き続き国内に在留し、又は技能実習を修了して一旦本国へ帰国した後に再入国し、雇用関係の下で建設業務に従事することができることとなった（2020年度までに限る）。在留資格は「特定活動」で、期間は1年ごとの更新により最大2年以内（再入国者のうち本国に帰国後の期間が1年以上のものは最大3年以内）。

第2節 物価、賃金の動向

物価は、2012年秋以降に進んだ為替レートの円安方向への動きによりエネルギーを中心に上昇が進んだことや、景気の回復に伴うマクロ的な需給バランスの改善等を背景に、デフレ状況ではなくなり、2014年に入って緩やかに上昇する動きをみせ、デフレ脱却に向けて着実に前進している。

また、2013年の賃金は、2年連続で減少していた現金給与総額が持ち直し、夏季賞与は3年ぶり、年末賞与は5年ぶりに増加するなど、明るい動きをみせた。

本節では、2013年の企業物価と消費者物価を始めとした物価の動向及び賃金の動向について分析する。

1 物価の動向

● 緩やかに上昇した国内企業物価

2013年の国際商品市況は、中国経済の回復感が乏しいなど世界経済の先行き不透明感が根強かったことから、春頃から弱めの動きとなりその後は横ばい圏内で推移した。

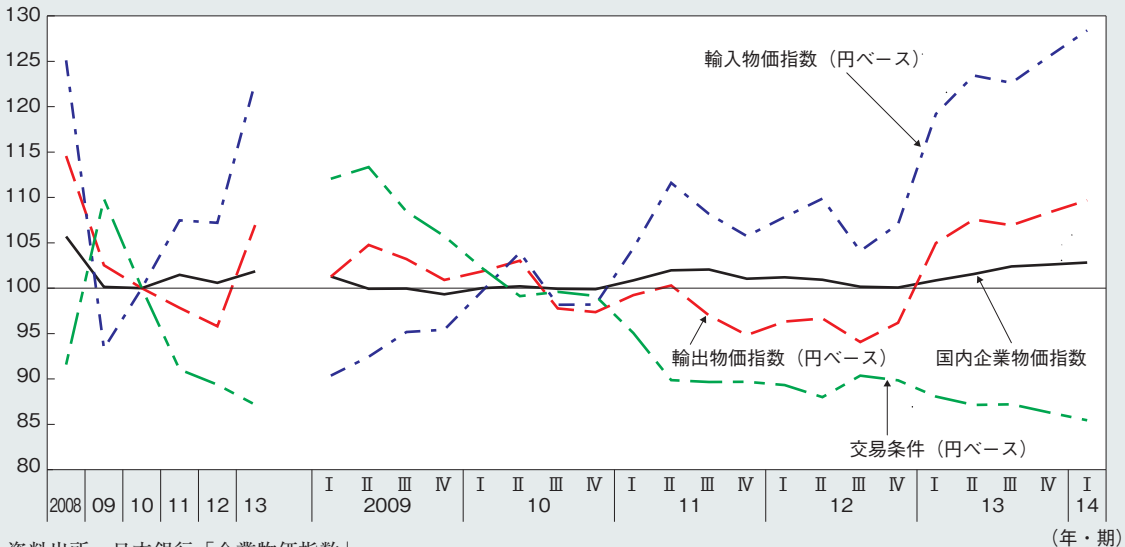
第1-(2)-1図により、企業物価指数の推移をみると、2013年の国内企業物価指数(2010年=100)は101.9と前年比1.3%上昇し、2年ぶりの上昇となった。また、円安方向への動きが上昇要因となって、輸入物価指数(円ベース)は前年比14.5%上昇した。

品目別にみると、円安方向への動きを受けた電力・都市ガス・水道や石油・石炭製品等のエネルギー関連、消費税率引上げ前の駆け込み需要による住宅建設の増加等を背景として製材・木製品やスクラップ類が上昇した。また、飼料価格の高騰や夏の猛暑が影響した農林水産物等の上昇も目立った。他方、情報通信機器、電子部品・デバイス、電気機器等で下落した(付1-(2)-1表)。

第1-(2)-1図 企業物価指数の推移

○ 国内企業物価指数は、為替の円安方向への動き等を受けて緩やかに上昇した。

(2010年=100)



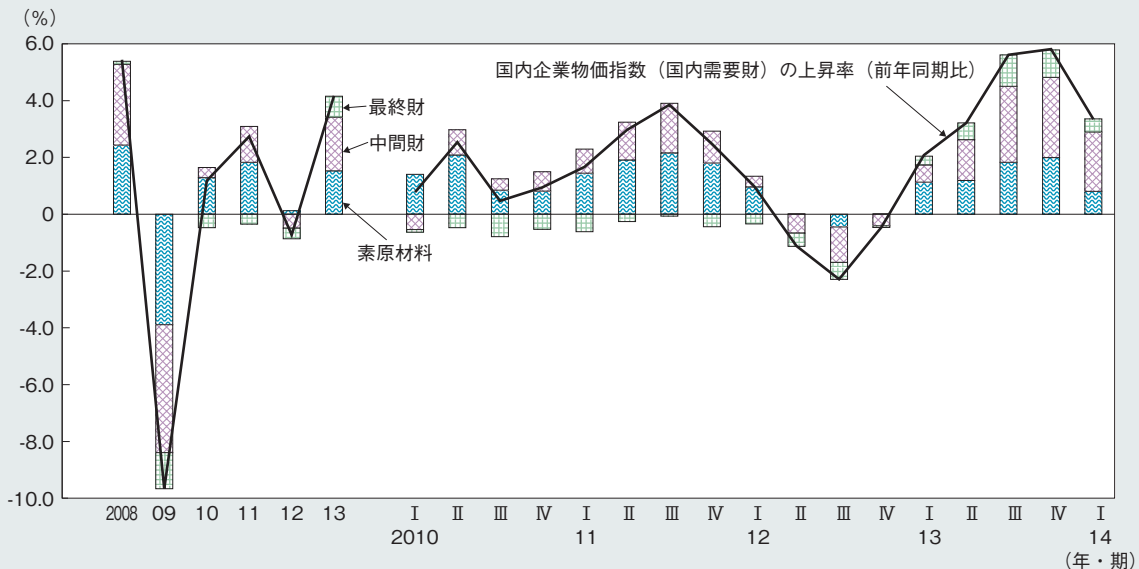
資料出所 日本銀行「企業物価指数」

(注) 交易条件(円ベース) = 輸出物価(円ベース) / 輸入物価(円ベース)。

ここで第1-(2)-2図により、企業物価指数（国内需要財）の上昇率について、需要段階別の寄与度をみると、2013年1～3月期以降、為替の円安方向への動きにより輸入物価が上昇したこと等を背景に、素原材料、中間財、最終財の全ての需要段階でプラスになり、企業間の取引において、素原材料、中間財のみならず最終財にまで徐々に物価上昇が波及したことが分かる。

第1-(2)-2図 国内企業物価指数(国内需要財)上昇率の需要段階別寄与度

○ 為替の円安方向への動きにより輸入物価が上昇したこと等を背景に、素原材料や中間財のみならず最終財にまで物価上昇が波及した。



資料出所 日本銀行「企業物価指数」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) 需要段階別指数は、基本分類指数の各項目が、経済の循環過程のどの段階で最終的に需要されるかに着目して分類されたもの。国内向け（内需）に充てられる場合は国内需要財（国内品+輸入品）、海外向け（外需）に充てられる場合は輸出品と大別されている。
- 2) 国内需要財は、国内で、生産活動のために使用・消費されるか、最終需要に充てられるかによって、さらに以下の3項目に分類される。
- ・素原材料は、第一次産業で生産された未加工の原材料、燃料で生産活動のため使用、消費されるもの（例：原油など）。
 - ・中間財は、加工過程を経た製品で、生産活動のためさらに使用、消費される原材料、燃料、動力及び生産活動の過程で使用される消耗品（例：ナフサなど）。
 - ・最終財は、生産活動において原材料、燃料、動力として、さらに使用、消費されることのない最終製品（例：プラスチック製日用品など）。
- 3) 2010年基準で算出。

● 5年ぶりに上昇した企業向けサービス価格指数

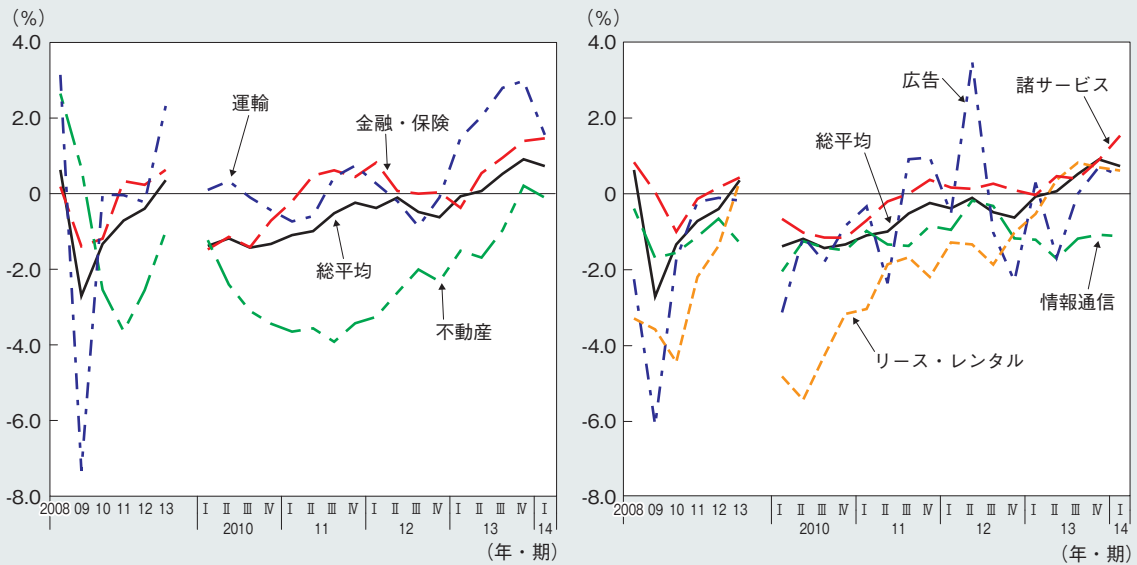
第1-(2)-3図により企業向けサービス価格指数²¹の足下の推移をみると、2013年は前年比0.4%上昇と2008年以来5年ぶりの上昇となった。特に、為替の円安方向への動きによる燃料費の高騰を受けた外航貨物輸送、国際航空貨物輸送等の運輸や、東日本大震災の復興需要や消費税率引上げ前の駆け込み需要等で建設需要が高まった諸サービスにおいて上昇した。

21 企業間で取引されるサービスの価格変動を測定する企業向けサービス価格指数は、他の物価指数と比較して需給ギャップとの相関が高く、景気循環に敏感に動く傾向が強いと指摘されている。

(※) 西光将伸、福田善之、中村慎也 (2010)「企業向けサービス価格指数からみた日本経済」(「日銀レビュー」2010-J-8)

第1-(2)-3図 企業向けサービス価格指数の推移

○ 2013年の企業向けサービス価格指数は、為替の円安方向への動きによる燃料費の高騰を受けた運輸や、復興需要や消費税率引上げ前の駆け込み需要等で建設需要が高まった諸サービスを中心に、5年ぶりに上昇した。



資料出所 日本銀行「企業向けサービス価格指数」
 (注) 1) 数値は前年(同期)比。
 2) 2005年基準。

● 大企業と比較して価格転嫁が難しい中小企業

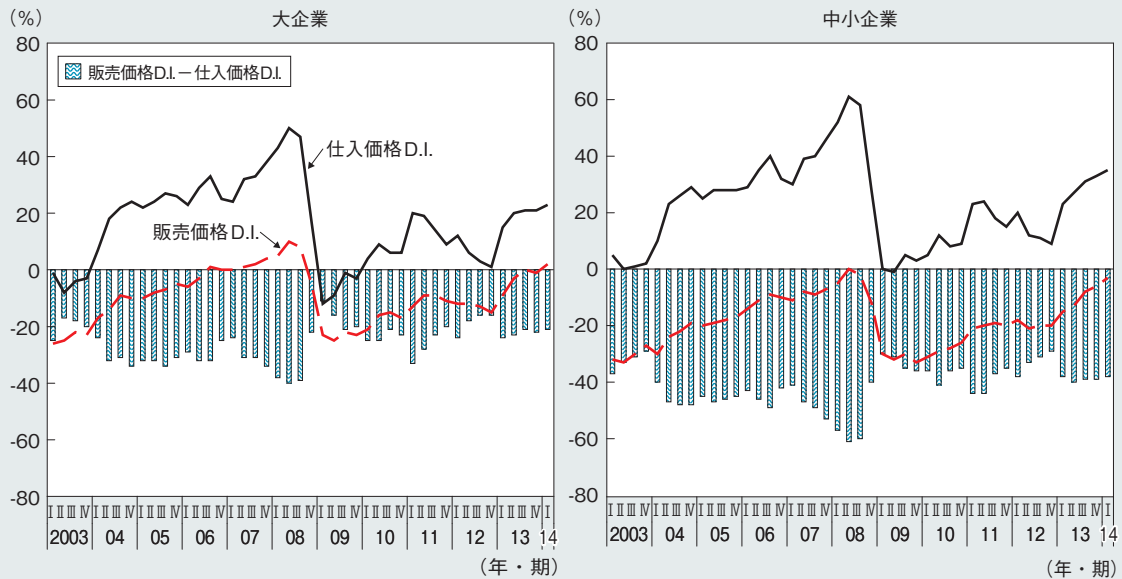
第1-(2)-4図により、企業の仕入価格、販売価格の動向をみると、企業の仕入価格D.I.は2013年に入って上昇傾向にある。販売価格D.I.についても上昇傾向にあり、大企業においてはプラスとなったものの、中小企業では依然としてマイナスとなっている。販売価格D.I.から仕入価格D.I.を引いた数値によって価格転嫁の状況を見ると、大企業・中小企業ともにマイナスであるが、中小企業で比較的マイナス幅が大きくなっており、中小企業においては価格転嫁がより難しい状況にあることが分かる。

経済の好循環の実現に向けて、政労使の三者が意見を述べ合い、包括的な課題解決のための共通認識を得ることを目的として開催された「経済の好循環実現に向けた政労使会議」で取りまとめられた「経済の好循環実現に向けた政労使の取組について」(2013年12月20日)において、「特に、中小企業・小規模事業者を調達先とする企業は、復興特別法人税の廃止の趣旨を踏まえ、取引価格の適正化に努める」とされているところであり、2014年4月以降消費税率引上げの影響も加わる中で、企業間取引において適正な価格転嫁が行われていくことが期待される²²。

22 経済産業省「消費税の転嫁状況に関する月次モニタリング調査(2014年4月書面調査)」によると、事業者間取引における消費税率の引上げに関する価格転嫁の状況については、79.0%の事業者が「全て転嫁できている」と回答した。他方、「全く転嫁できていない」と回答した事業者は3.8%であるが、従業員規模別に見ると従業員数が5人以下の事業者では4.4%となっている。

第1-(2)-4図 大企業・中小企業における仕入・販売価格D.I.の推移

○ 企業の仕入価格D.I.、販売価格D.I.は2013年に入るとともに上昇傾向にある。



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
 (注) 1) 大企業は、資本金10億円以上の企業。中小企業は、資本金2,000万円以上1億円未満の企業。
 2) D.I. (販売価格及び仕入価格) = 「上昇」とした企業の構成比 (%) - 「低下」とした企業の構成比 (%)。

● エネルギーを中心に、緩やかに上昇した消費者物価

2013年は緩やかな下落傾向が続いてきた消費者物価の動向に変化がみられた。消費者が購入する財・サービスの価格変動を測定する消費者物価指数（生鮮食品を除く総合、いわゆるコア）は2013年6月に14か月ぶりに上昇に転じた後、2013年12月には前年同月比1.3%上昇と伸びが拡大した。こうした中、内閣府「月例経済報告」では2013年8月から11月にかけて「物価の動向を総合してみると、デフレ状況ではなくなりつつある」とされた後、同年12月及び2014年1月に「物価は、底堅く推移している」、同年2月には「緩やかに上昇している」となり、デフレ脱却に向けて着実に前進している。

第1-(2)-5図により、2013年の消費者物価の動きをみよう。総合指数、生鮮食品を除く総合指数（いわゆるコア）は、為替の円安方向の動き等により下げ止まって上昇し、ともに前年比0.4%上昇となり、原油価格が大幅に上昇した2008年以来5年ぶりのプラスとなった。なお生鮮食品、石油製品及びその他特殊要因を除く総合（いわゆるコアコア）²³についても、月次ベースでみると2013年に入って上昇傾向にあり、マクロの需給バランスの改善も物価上昇に寄与していると考えられる。

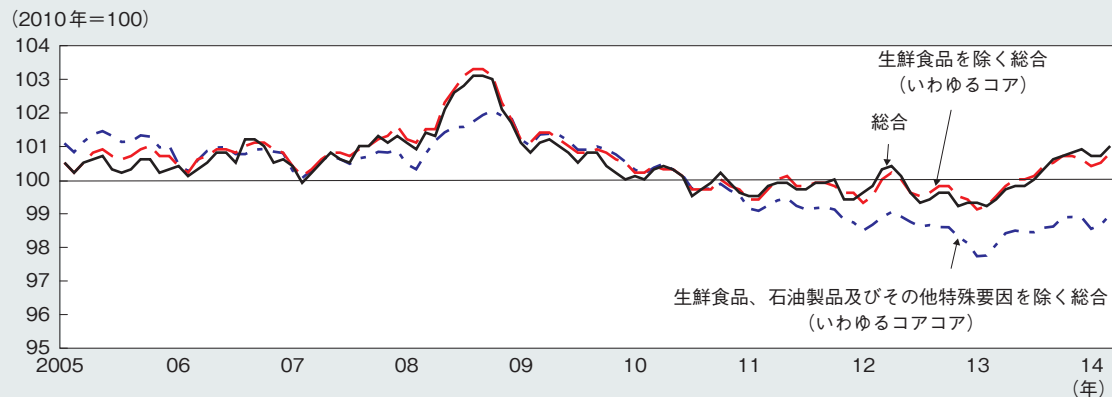
次に、総合指数の推移を10大費目別でみてみよう。2013年の総合指数の上昇に大きく寄与したのは、光熱・水道、交通・通信であったが、光熱・水道については、国内の原子力発電所の運転停止に伴い火力発電への依存を強めている中で、円安方向への動きにより鉱物性燃料の輸入価格が上昇したことが背景にあると考えられる。交通・通信の上昇も、光熱・水道と同様に、燃料価格の上昇に伴いガソリン等の自動車等関係費が上昇したことによると考えられる。また、食料は小幅な変動で推移してきたが、猛暑等による野菜の相場高や、消費者心理の

²³ 内閣府が消費者物価の基調的な動きをとらえるために試算している指標であり、消費者物価の生鮮食品を除く総合（コア）から、石油製品、電気・都市ガス代、米類、切り花、鶏卵、固定電話通話料、診療代、介護料、たばこ、公立高校・私立高校授業料を除いたもの。

改善を受けた外食等の増加を受けて、2013年7～9月期から上昇した。教養娯楽、家具・家事用品は下落基調にあったものの、2013年秋口から消費税率引上げ前の駆け込み需要等を受けて下落幅が縮まり、教養娯楽は2013年10～12月期、家具・家事用品は2014年1～3月期に上昇に転じた（付1-(2)-2表）。

第1-(2)-5図 消費者物価指数の推移

○ 2013年の消費者物価の動きをみると、総合、生鮮食品を除く総合（いわゆるコア）は、為替の円安方向の動き等により下げ止まって上昇し、原油価格が上昇した2008年以来、5年ぶりのプラスであった。生鮮食品、石油製品及びその他特殊要因を除く総合（いわゆるコアコア）も、2013年に入って上昇傾向にある。



資料出所 「総合」と「生鮮食品を除く総合（いわゆるコア）」は総務省統計局「消費者物価指数」、生鮮食品、石油製品及びその他特殊要因を除く総合（いわゆるコアコア）は内閣府「消費者物価指数の公表について」

- (注) 1) 「生鮮食品、石油製品及びその他特殊要因を除く総合（いわゆるコアコア）」は、「生鮮食品を除く総合（いわゆるコア）」から、石油製品、電気代、都市ガス代、米類、切り花、鶏卵、固定電話通信料、診療代、介護料、たばこ、公立高校授業料、私立高校授業料を除いたもの。内閣府による試算。
2) 数値は月次で、2014年3月まで。

2 賃金の動向

● 現金給与総額は持ち直しの動き

第1-(2)-6表により現金給与総額の動きをみてみよう。現金給与総額は2011年以降2年連続で減少していたが、2013年は持ち直しの動きをみせた。具体的には、後述するパートタイム労働者比率の高まりによる減少圧力を受け、所定内給与は減少したものの、好調な生産活動を受けて所定外給与が増加し、また特別給与も増加した。

現金給与総額を一般・パート別にみると、2013年平均では一般労働者は前年比0.7%増と増加に転じた。パートタイム労働者は同0.6%減となったものの、労働時間の短い者が増加したこと等によるものと考えられ、パートタイム労働者の時給は増加傾向にある²⁴。

物価の影響を除いた実質賃金をみると、名目賃金が横ばいで推移する中で物価が上昇したことにより、2013年は前年比0.5%減となった。

産業別にみると、鉱業、採石業、砂利採取業や電気・ガス・熱供給・水道業は、前年に引き続き大きな減少となった一方で、運輸業、郵便業や不動産業、物品賃貸業で大きく増加している（付1-(2)-3表）。事業所規模別にみると、現金給与総額は、100～499人規模、500

24 (株) リクルートジョブズ「アルバイト・パート募集平均時給調査」によると、三大都市圏（首都圏・東海・関西）の2014年3月の平均時給は948円と9か月連続の前年同月比プラスとなった。また、同「派遣スタッフ募集時平均時給調査」によると、三大都市圏の2014年3月の平均時給は1,529円と10か月連続の前年同月比プラスとなった。

人以上規模で、前年比プラスに転じた。5～29人規模、30～99人規模といった小規模の事業所では、前年比マイナスが続いているものの、減少幅は縮小している。

なお、2013年の初任給について、学歴別の支給状況をみると、大学卒、高校卒は男女とも減少した。一方、大学院修士課程修了、高専・短大卒は男女とも増加した（付1－（2）－4表）。

第1－（2）－6表 月間賃金の内訳の推移

○ 2013年の現金給与総額は、好調な生産活動を受けて所定外給与が増加し、また特別給与も増加したため、前年比で見ると横ばいと持ち直しの動きをみせた。

(単位 円、%)

年・期	現金給与総額			きままって支給する給与				特別給与			パートタイム労働者時給	実質賃金 (就業形態別、 現金給与総額) の増減率		
	一般労働者	パートタイム労働者		一般労働者		パートタイム労働者		一般労働者	パートタイム労働者					
				所定内給与	所定外給与	所定内給与	所定外給与							
額														
2007	330,313	413,342	95,209	269,508	306,414	25,608	89,318	3,174	60,805	81,320	2,717	979	-	
08	331,300	414,449	95,873	270,511	307,990	25,211	89,896	3,114	60,789	81,248	2,863	1,001	-	
09	315,294	398,101	94,783	262,357	304,408	21,824	89,316	2,944	52,937	71,869	2,523	1,018	-	
10	317,321	402,730	95,790	263,245	304,707	24,075	90,272	2,985	54,076	73,948	2,533	1,018	-	
11	316,791	403,563	95,645	262,372	304,373	24,438	90,136	2,913	54,419	74,752	2,596	1,021	-	
12	314,126	401,694	97,177	261,584	303,864	25,093	91,595	3,073	52,542	72,737	2,509	1,026	-	
13	314,048	404,720	96,644	260,349	303,910	25,721	90,997	3,235	53,699	75,089	2,412	1,033	-	
前年比														
2007	-1.0	-0.4	-0.7	-0.5	0.0	1.2	-0.6	1.1	-3.4	-2.5	-5.3	0.9	-1.1	
08	-0.3	0.0	1.0	-0.2	0.1	-1.9	0.9	-1.6	-0.4	-0.1	5.7	2.2	-1.8	
09	-3.9	-3.4	-1.5	-2.2	-0.7	-13.0	-1.1	-5.8	-11.8	-10.7	-12.3	1.7	-2.6	
10	0.5	1.0	1.1	0.3	0.0	10.2	1.2	1.4	1.9	2.6	0.5	-0.1	1.3	
11	-0.2	0.1	-0.1	-0.4	-0.2	1.4	-0.1	-2.3	0.6	1.0	2.7	0.3	0.1	
12	-0.7	-0.2	1.5	-0.1	0.1	3.0	1.5	5.3	-3.3	-2.3	-3.8	0.5	-0.7	
13	0.0	0.7	-0.6	-0.5	0.0	2.5	-0.7	5.3	2.1	3.1	-3.9	0.7	-0.5	
前年同期比														
2011 I	0.0	0.6	0.1	-0.4	-0.1	4.0	-0.1	-1.2	12.9	13.3	30.1	0.2	0.6	
II	-0.6	-0.2	-0.6	-0.6	-0.2	-0.9	-0.3	-4.5	-0.1	0.3	-2.3	0.3	0.0	
III	-0.4	-0.2	-0.1	-0.3	-0.2	-0.1	-0.1	-2.4	-0.3	0.0	-0.4	0.3	-0.6	
IV	-0.1	0.2	0.3	-0.2	-0.2	2.6	0.1	-1.3	0.3	0.7	2.4	0.4	0.3	
12 I	0.0	0.1	2.5	0.3	-0.1	4.1	2.5	6.1	-7.6	-6.9	-14.7	0.3	-0.4	
II	-0.5	0.1	1.9	0.2	0.1	6.6	1.7	7.8	-2.7	-1.8	7.0	0.5	-0.8	
III	-0.7	-0.1	0.5	-0.3	0.1	2.0	0.7	2.6	-3.7	-2.8	-7.4	0.6	-0.3	
IV	-1.1	-0.5	1.0	-0.4	0.0	-0.7	1.1	4.8	-3.0	-2.0	-4.3	0.7	-0.9	
13 I	-0.6	0.4	-1.3	-0.9	0.1	-1.2	-1.5	3.8	9.6	11.0	-0.9	0.8	0.1	
II	0.3	0.9	0.1	-0.4	0.1	1.0	-0.1	7.0	2.4	3.3	-3.3	0.8	0.5	
III	-0.4	0.2	-0.5	-0.5	-0.1	3.7	-0.6	5.7	0.3	1.3	-3.0	0.4	-1.7	
IV	0.4	1.2	-0.5	-0.2	0.0	6.4	-0.4	4.6	1.9	2.9	-5.2	0.6	-1.3	
14 I	0.1	0.5	0.8	0.1	0.0	5.4	0.6	6.3	0.8	1.1	6.2	1.1	-1.8	

資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

- (注) 1) 調査産業計、事業所規模5人以上。
 2) 前年比などの増減率は調査対象事業所の抽出替えに伴うギャップ等を修正した値であり、実額から計算した場合と必ずしも一致しない。
 3) 実質賃金(総額)の増減率は、現金給与総額指数を消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)で除して算出した実質賃金指数を基に作成している。
 4) 「パートタイム労働者時給」は、「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて試算。

● パートタイム労働者比率の上昇も現金給与総額の減少要因

これまで2013年の賃金の状況を見てきたが、賃金の動向をみる際には、労働者構成の変化といった要因によって影響されている可能性に留意する必要がある。ここでは、まずパートタイム労働者比率が平均の賃金に与える影響をみてみよう。

第1－（2）－7図により、就業形態別現金給与総額の内訳の推移をみると、一般労働者については、所定内給与の変動は小さく、特別給与の変動が大きくなっていることが分かる。パー

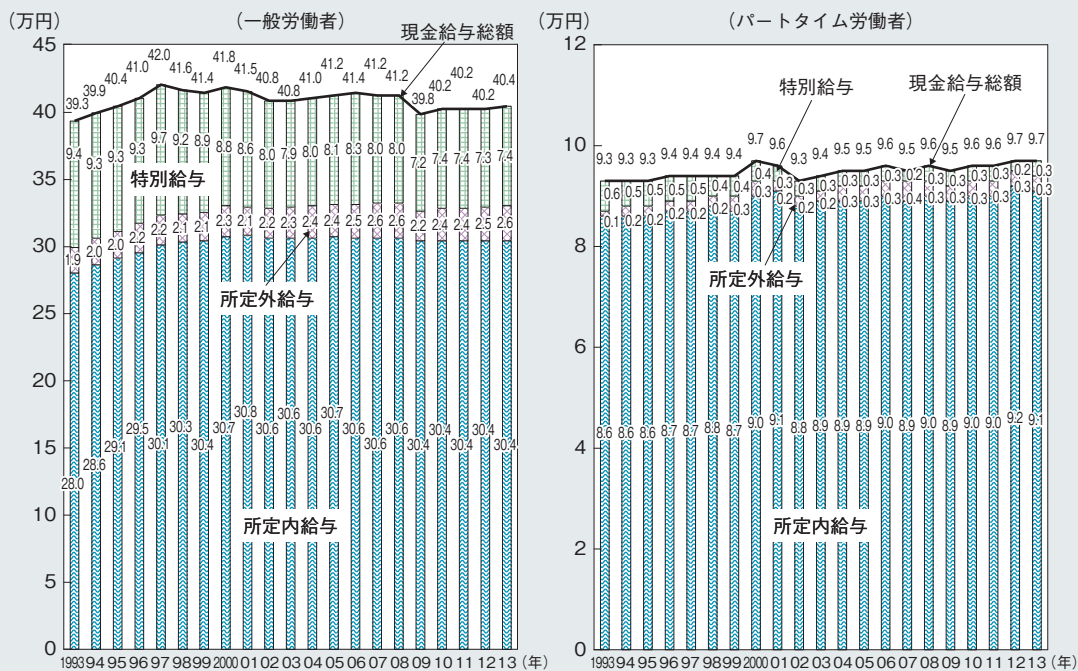
トタイム労働者については、所定内給与の増加を通じて、現金給与総額が緩やかに増加していることが分かる。

次に、第1-(2)-8図により、就業形態別の現金給与総額の増減を、一般労働者の所定内給与の伸び、一般労働者の所定外給与の伸び、一般労働者の特別給与の伸び、パートタイム労働者の給与の伸び、パートタイム労働者比率の変化の五つの要因に分解すると、相対的に現金給与総額の低いパートタイム労働者の比率の上昇が一貫して現金給与総額の減少要因となっていることが分かる。

さらに、これを製造業・非製造業別にみても、製造業では、一般労働者の賃金変化が大きく寄与している一方で、非製造業では、一般労働者の賃金変化に加えてパートタイム労働者比率の高まりが賃金の減少に大きく寄与していることが分かる。

第1-(2)-7図 就業形態別現金給与総額の内訳の推移

- 一般労働者については、所定内給与の変動は小さく、特別給与の変動が大きくなっていることがわかる。
- パートタイム労働者については、所定内給与の増加を通じて、現金給与総額が緩やかに増加していることが分かる。

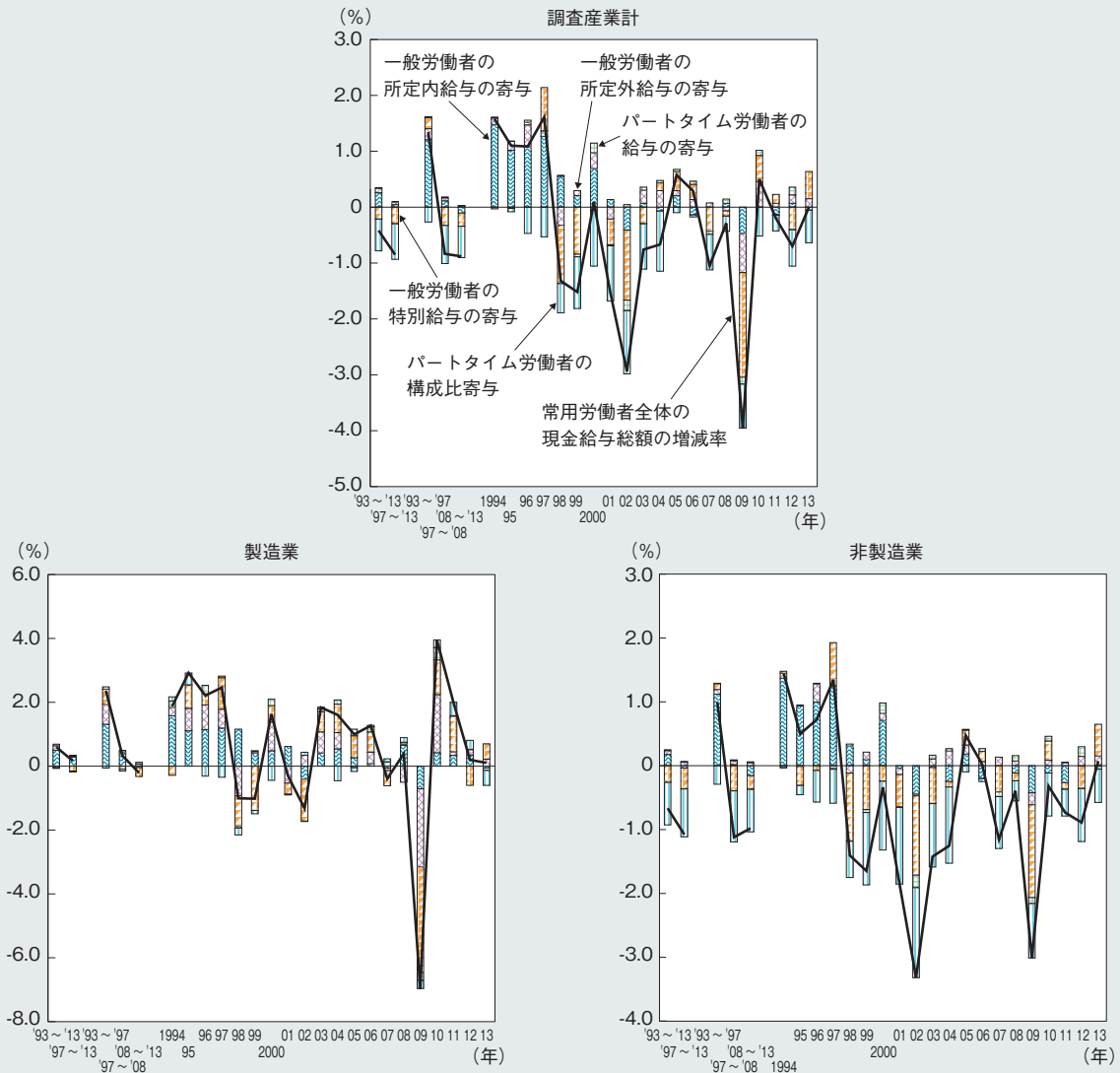


資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) 指数(現金給与総額指数、定期給与指数、所定内給与指数)にそれぞれの基準数値(2010年平均値)を乗じて時系列接続が可能となるように修正した実数値である。
 2) 所定外給与=定期給与-所定内給与、特別給与=現金給与総額-定期給与として算出。
 3) 就業形態別は1993年以降把握可能。

第1-(2)-8図 就業形態計の現金給与総額の増減要因

- 調査産業計では、相対的に現金給与総額の低いパートタイム労働者の比率の上昇が一貫して現金給与総額の減少要因となっている。
- 製造業では、一般労働者の賃金変化が大きく寄与している一方で、非製造業では、一般労働者の賃金変化に加えてパートタイム労働者比率の高まりが賃金の減少に大きく寄与している。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて試算
 (注) 1) 一般労働者とパートタイム労働者の双方を含む常用労働者全体の現金給与総額の増減率に対し、一般労働者の現金給与総額の増減、パートタイム労働者の現金給与総額の増減、一般労働者とパートタイム労働者の構成比の変化の3つの要素が与えた影響の度合いを示したものである。
 具体的な要因分解の方法は、次式による。

$$\frac{\Delta \bar{W}}{\bar{W}} = \frac{\Delta Wn \{ (1-r) + (1-r-\Delta r) \} / 2}{\bar{W}} + \frac{\Delta Wp \{ r + (r + \Delta r) \} / 2}{\bar{W}} + \frac{\Delta r \{ Wp + (Wp + \Delta Wp) - Wn - (Wn + \Delta Wn) \} / 2}{\bar{W}}$$

└ 一般労働者の給与寄与
└ パートタイム労働者の
└ パートタイム労働者の構成比寄与

給与寄与
給与寄与

- W：現金給与総額
 (―) は労働者計、添字nは一般労働者、pはパートタイム労働者、Δは前年差を示す。
 r：パートタイム労働者の構成比
 なお、グラフにおいては、 $\Delta Wn = \Delta$ (一般労働者の所定内給与) + Δ (一般労働者の所定外給与) + Δ (一般労働者の特別給与) でさらに分解している。
- 調査産業計、事業所規模5人以上。
 - 常用労働者全体、一般労働者、パートタイム労働者のそれぞれについて、現金給与総額指数に基準数値を乗じて現金給与総額の時系列接続が可能となるように修正した実数値を算出し、これらの数値をもとにパートタイム労働者構成比を推計している。
 - 所定外給与 = 定期給与 - 所定内給与、特別給与 = 現金給与総額 - 定期給与として算出。
 - 増減要因の'93~'13、'97~'13、'93~'97、'97~'08、'08~'13については、各々年率換算している。

● 産業構造の変化が賃金に与える影響

次に、平均賃金に与える影響として、産業によって賃金水準が異なる中で、相対的に賃金が低い業種で働く者が増加すると全産業でみた平均賃金が押し下げられることになる可能性についてみてみよう。

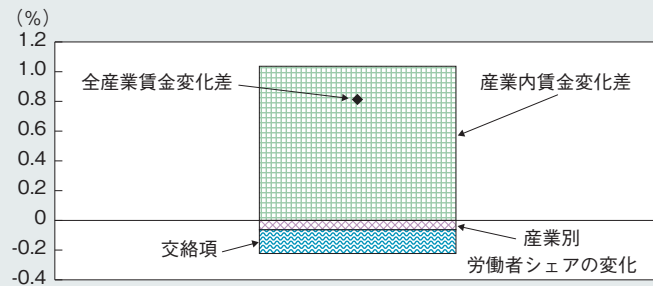
第1-(2)-9図により、2003年から2013年にかけての一般労働者の所定内給与の変化を、産業内賃金変化と産業別労働者シェアの変化に分けてみると、産業別労働者シェアの変化の影響はほとんどなく、産業内賃金変化の影響がほとんどであることが分かる。

そこで、産業内でどのような賃金構造の変化が起きたのかをみるために、製造業・非製造業別に一般労働者の賃金プロファイルに着目しよう。

第1-(2)-10図により、一般労働者の賃金プロファイルを見ると、製造業では1997年以降2007年にかけて40歳台で上昇したものの、全体的にはそれほど変化がなかった。しかし、リーマンショック以降、30歳台から40歳台で下方シフトがみられる。一方、非製造業では、1997年以降ほぼ全ての年齢層で下方シフトが進んでおり、これらが一般労働者全体の賃金を押し下げてきた要因の一つと考えられる。

第1-(2)-9図 一般労働者の所定内給与に対する産業別労働者シェアの寄与(2003年から2013年)

- 一般労働者の所定内給与の変化については、産業別労働者シェアの変化の影響はほとんどなく、産業内賃金変化の影響がほとんどである。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて試算

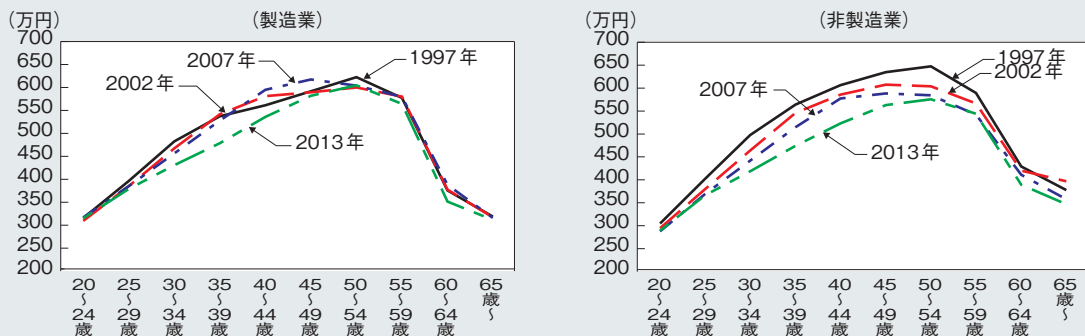
- (注) 1) 賃金は、事業所規模30人以上、一般労働者の所定内給与。
- 2) 産業については、比較的長期のデータがとれる、鉱業、採石業等、建設業、製造業、電気・ガス業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業としている。
- 3) De Serres, Scarpetta, Maisonneuve(2002)の手法を参考とし、以下の式で要因分解を実施

$$\Delta W_i = \sum \Delta W_{it} \phi_{it} + \sum (W_{it+1} - W_{it}) \Delta \phi_{it}$$

(itはそれぞれ産業、時間を示す。Δは変化差を表し、W、φはそれぞれ賃金、労働者シェアを示す。)

第1-(2)-10図 一般労働者の賃金プロファイル

- 製造業では1997年以降2007年にかけて40歳台で上昇したものの、全体的にはそれほど変化がなかった。しかし、リーマンショック以降、30歳台、40歳台で下方シフトがみられる。
- 非製造業では、1997年以降ほぼ全ての年齢層で下方シフトが進んでおり、これらが一般労働者全体の賃金を押し下げてきた要因の一つと考えられる。



資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 賃金(年収) = きまって支給する現金給与額(各年6月分) × 12 + 前年1年間の年間賞与その他特別給与額。

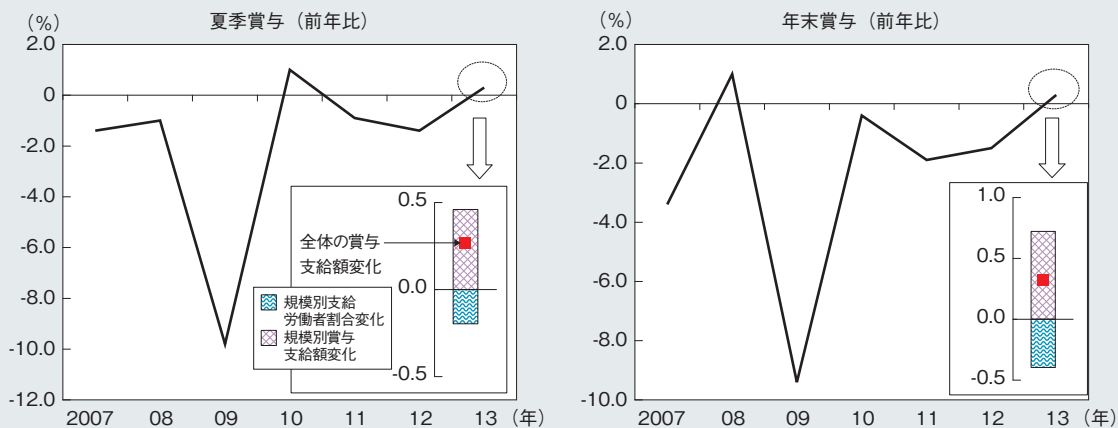
● 2013年の夏季賞与、年末賞与はともに前年から増加

第1-(2)-11図により、夏季賞与、年末賞与の推移をみると、2013年の夏季賞与は3年ぶり、年末賞与は5年ぶりに前年から増加した。具体的には、夏季賞与は前年比0.3%増の35万9,317円、年末賞与は同0.3%増の36万6,865円となった。

なお、規模が小さい事業所ほど賞与支給額が低い傾向にあることから、全体の支給労働者に占める小規模の事業所の支給労働者数の割合が高くなると、全体の平均賞与支給額を押し下げる影響があることに注意が必要である。実際に、2013年の夏季賞与は前年比0.3%増となっているが、事業所規模別支給労働者割合の変化の影響がなければ前年比0.5%増となる。同様に年末賞与は前年比0.3%増となっているが、事業所規模別支給労働者割合の変化の影響がなければ前年比0.7%増となる。このように、景気回復に伴い、全体の支給労働者に占める小規模の事業所の支給労働者数の割合が高くなると、全体の平均賞与支給額が押し下げられることがある。

第1-(2)-11図 賞与の推移(前年比)

○ 2013年は、夏季賞与は3年ぶり、年末賞与は5年ぶりに増加した。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成、試算
 (注) 調査産業計、事業所規模5人以上。

● 所定内給与・賞与と経常利益の関係

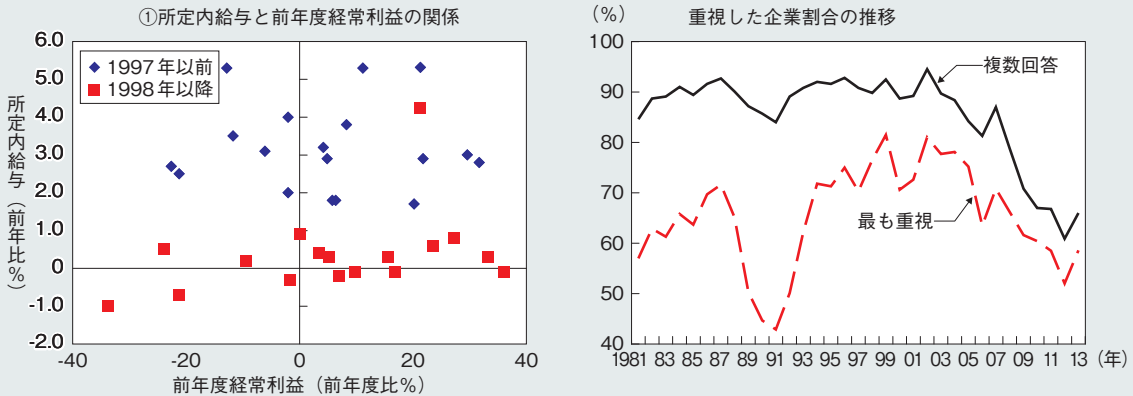
前節でみたように2013年に入って企業収益が改善してきているが、そもそも企業収益の改善はどのような形で賃金に反映されているのだろうか。やや長期的な両者の関係をみていこう。

第1-(2)-12図により、まず経常利益と所定内給与の関係をみる。1997年以前は経常利益が増加している時は所定内給与も増加していたものの、1998年以降は経常利益が増加しても所定内給与が増加しない場合がみられ、また、所定内給与の上昇率が全体的に低下した。厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」によると、賃金の改定の決定に当たり重視した要素については「企業の業績」の割合が最も高いが、その割合は2000年代に入って低下傾向で推移している。

次に、第1-(2)-13図により、経常利益と賞与の関係をみてみよう。1997年以前は利益がマイナスの場合にも賞与を増加させる場合があったが、1998年以降は利益がプラスであっても賞与を減少させる場合がみられる。また、賞与の上昇率が全体的に低下する中、2000年頃を境に業績連動方式を導入する企業が増えたこともあって、業績改善と賞与増の関係が強くなっている。

第1-(2)-12図 所定内給与と経常利益の関係

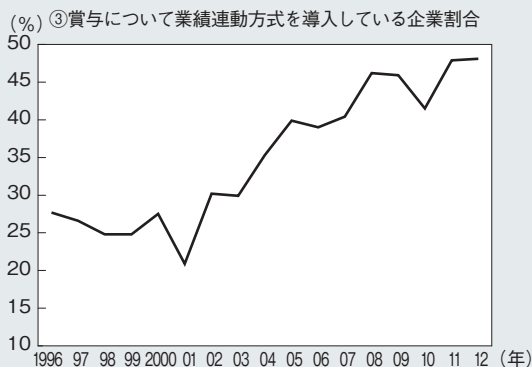
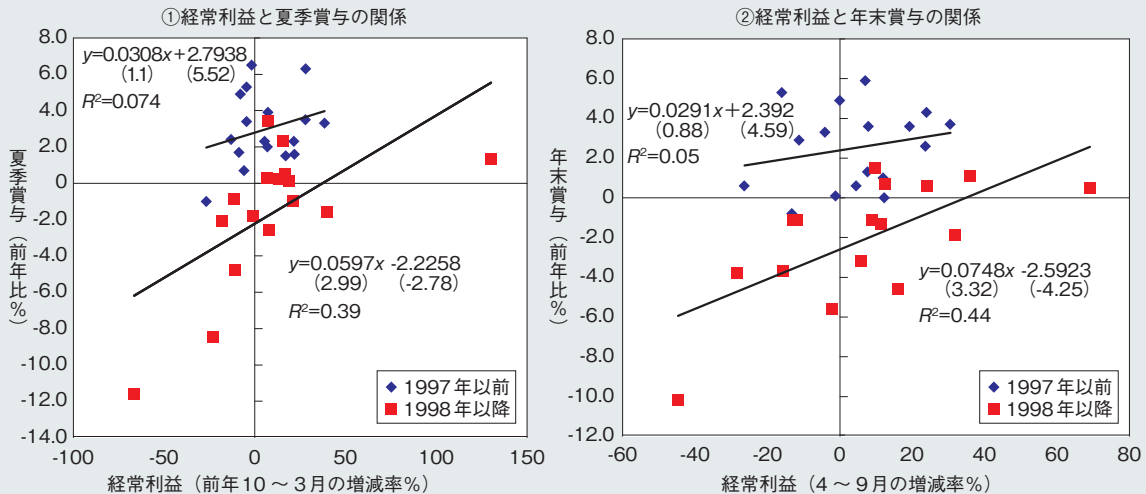
○ 1998年以降は経常利益が増加しても所定内給与が上がらない場合がみられ、また、所定内給与の上昇率が全体的に低下した。



- ①資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」、財務省「法人企業統計調査」（年報）をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
 (注) 1) 所定内給与は、調査産業計、事業所規模30人以上の一般労働者。1981年から1993年までは、パートタイム労働者を含む数値となっている。
 2) 1997年以前は、1981年から1997年、1998年以降は、1998年から2013年のデータとしている。
- ②資料出所 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」
 (注) 1) 「賃金の改定」とは、すべてもしくは一部の常用労働者を対象とした定期昇給（定昇）、ベースアップ（ベア）、諸手当の改定等をいい、ベースアップや賃金カット等による賃金の減額も含まれる。
 2) 「最も重視」については、平成20年以前は賃金の改定を実施し又は予定して額も決定している企業のうち、改定に当たり最も重視した要素に記入のある企業を100とした割合であり、比較の際は注意を要する。
 3) 「複数回答計」は、その要素を重視したすべての企業（最も重視したものを1つ、そのほかに重視したものを2つまでの最大3つの複数回答による）の数を集計対象企業数で除したものである。

第1-(2)-13図 賞与と経常利益の関係

○ 1998年以降は利益がプラスであっても賞与を減少させる場合がみられる。
 ○ 2000年頃を境に業績連動方式を導入する企業が増えたこともあって、業績改善と賞与増の関係が強くなっている。



- ①、②資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」、財務省「法人企業統計調査」（季報）をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
 (注) 1) 夏期賞与、年末賞与は、調査産業計、事業所規模30人以上。
 2) () 内はt値。
- ③資料出所 (社) 日本経済団体連合会、東京経営者協会「賞与・一時金調査結果」
 (注) 2002年までは冬季分、2003年以降については夏季分についてみている。

● マクロの消費に関係する実質雇用者所得は増加

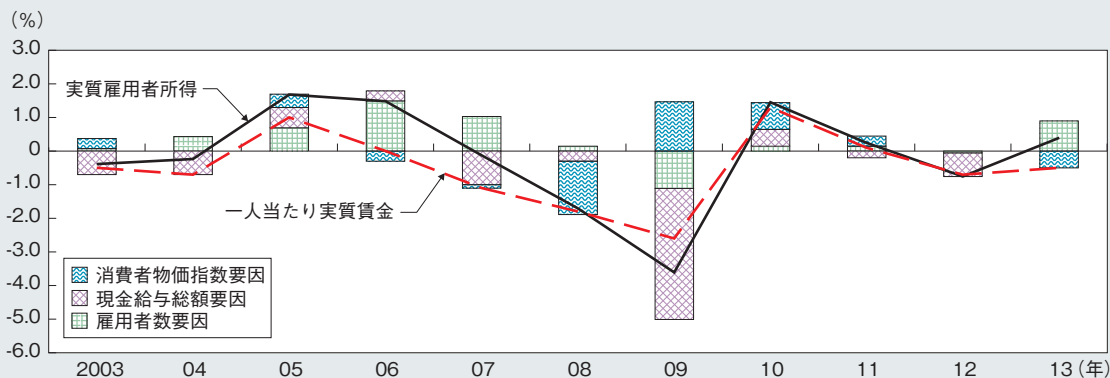
これまで1人当たりの賃金についてみてきたが、マクロの消費への影響という点では、1人当たりの賃金に労働者数を掛けあわせた「雇用者所得」をみる必要がある。先述のように、2013年の1人当たり実質賃金は、名目賃金が横ばいで推移する中で物価が上昇したことによって前年比0.5%減となったが、実質雇用者所得の動きはどうなっているだろうか。

第1-(2)-14図により、実質雇用者所得についてみると、雇用者数の増加が物価上昇による押下げ効果を上回ったことにより、2013年の実質雇用者所得は前年に比べて増加しており、マクロの個人消費の伸びに貢献したと考えられる。

2014年の春季労使交渉において、定期昇給相当分の維持に加え、賃金の引上げを行う企業が多くみられたことから、今後は名目でみた賃金も上昇することが期待され、実質雇用者所得、そしてマクロの消費にもプラスの影響が働くことが期待される。

第1-(2)-14図 実質雇用者所得の前年比の要因分解

○ 2013年は、雇用者数の増加が物価上昇による押下げ効果を上回り、実質雇用者所得は増加した。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」総務省統計局「労働力調査」「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

(注) 1) 雇用者所得は、雇用者数(非農林業)×現金給与総額で算出し、実質化のデフレーターは、「持家の帰属家賃を除く総合」を使用。

2) 現金給与総額は、調査産業計、事業所規模5人以上。

3 賃金の上昇を可能とする環境の整備に向けて

ここまで、賃金の推移についてみてきたが、現金給与総額は1997年以降減少傾向にある中で、足下では持ち直しの動きを見せている。経済の好循環を実現するためにも、今後、企業収益の拡大などの景気回復の果実を、持続的な賃金の上昇につなげていくことが重要であり、それに向けた課題を分析する。

● 雇用過剰感が不足に転じた2013年

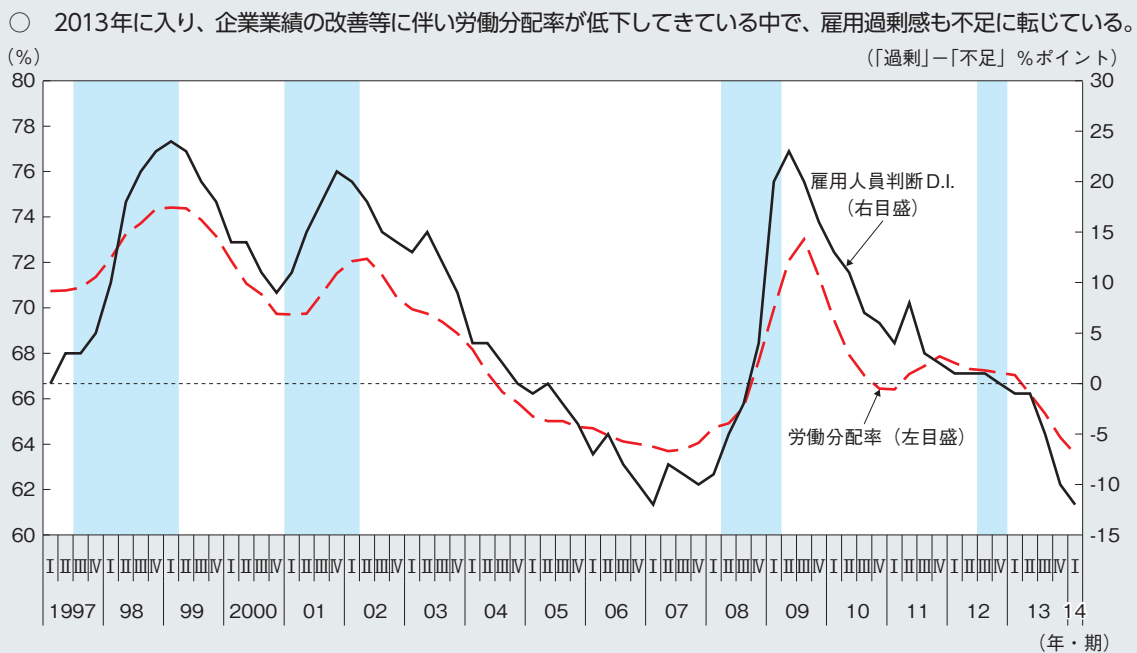
景気回復局面においては、まず企業収益が改善し、それが賃金改善の原資となって労働者に分配されることが重要となってくる。2013年に入って改善した企業収益がどの程度分配されているかをみるために、労働分配率の動きに着目しよう。なお、労働分配率は付加価値に占める人件費の割合、すなわち生産活動によって得られた付加価値のうち、労働者がどれだけ受け取ったかを示す指標である。一般に、付加価値、特に利益は景気変動に応じて変動しやすいの

に対し、賃金を含む人件費は変動しにくいことから、労働分配率は景気回復期に低くなり、景気後退期に高くなる傾向がある。

第1-(2)-15図により、労働分配率の推移をみてみよう。1990年代後半は日本経済が後退する中で労働分配率は上昇し、高止まりした。その後2000年代に入って、いわゆる「雇用の過剰」の解消が行われるとともに、企業が賃金の引上げに慎重になったこと等から、企業収益の改善に比べて賃金の改善が弱く労働分配率は低下した。その後、リーマンショックや東日本大震災の影響を受けて上昇したものの、2013年に入って企業収益の改善等に伴い低下してきている。

一方で、有効求人倍率が1倍を超え、企業の雇用過剰感が不足超過に転じるなど、労働力需給が引き締まってきており、賃金の上昇を可能とする環境が整いつつあると考えられる²⁵。実際に、第1-(2)-16図により、ハローワークにおける求人の動きと求人賃金の関係をみると、求人が増加する産業ほど募集の際の求人賃金が上昇する傾向があることが分かる。

第1-(2)-15図 労働分配率と雇用人員判断D.I.の推移



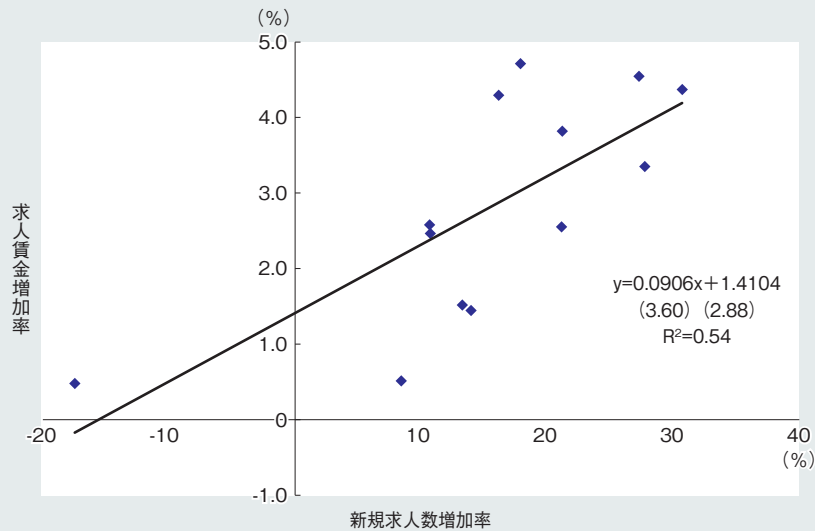
資料出所 財務省「法人企業統計調査」(季報)、日本銀行「全国企業短期経済観測調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) 労働分配率 = 人件費 / (経常利益 + 人件費 + 減価償却費)。
 2) 労働分配率は後方4四半期移動平均。
 3) グラフのシャドー部分は景気後退期。なお、2012年7～9月期から2012年10～12月期については暫定。

25 雇用過剰感が不足超過に転じた2005年、2006年は就業形態計の現金給与総額が前年比プラスとなった。

第1-(2)-16図 新規求人数増加率と求人賃金増加率

○ 求人が増加する産業ほど募集の際の求人賃金が上昇する傾向がある。



資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) 賃金は常用フルタイムの平均求人賃金。
 2) 産業構成比(産業大分類)でみて1%に満たないものと公務(他に分類されるものを除く)・その他の産業は表章していない。
 3) 増加率は2011年度から2013年度についてみている。

● 過去と比べ、傾きが緩やかになっているフィリップス曲線

マクロな労働力需給の引き締まりが賃金にどのような影響を与えるのかを考察するため、我が国のフィリップス曲線²⁶をみてみよう。

第1-(2)-17図により、賃金上昇率と失業率の関係を示すフィリップス曲線を描くと、近年では過去に比べて傾きが緩やかになっていることが分かる。この要因については様々な指摘があるが、非正規雇用労働者比率の高まりといった労働市場の構造変化も考えられる。そこで、第1-(2)-18図により、雇用形態別に、賃金上昇率と失業率の関係をみてみよう²⁷。

これによると、非正規雇用の賃金上昇率と失業率の関係から描かれる曲線の傾きは、正規雇用のそれに比べてやや緩やかになっていることが示唆される。これは、正規雇用については、景気変動に対して、解雇等による雇用調整よりも賃金調整で対応する傾向がある一方で、非正規雇用については、雇用調整が比較的柔軟に行われること等が背景にあると考えられる。

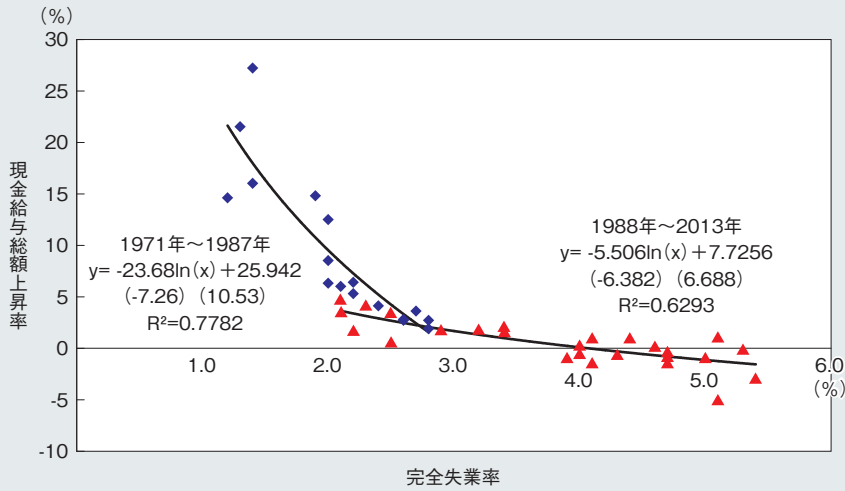
これらを総合すると、近年は雇用情勢の改善によって失業率が低下しても、賃金があまり上昇しなくなっているが、非正規雇用労働者比率の高まりが影響している可能性もあると考えられる。正規雇用の賃金上昇率と失業率の関係から描かれる曲線の傾きは非正規雇用のそれよりやや急になっていることが示唆されており、賃金の上昇のためには、正規雇用の増加が重要となってくる。人々の就業希望に応じ、正規雇用を希望する非正規雇用労働者の正規雇用化を進めていくことがマクロの賃金改善にとっても重要であることが示唆される。

26 フィリップス曲線は、失業率が低下するにつれて賃金上昇率が高くなる一方、失業率が上昇すると賃金上昇率が低くなるという両者の間のトレードオフの関係を示したものである。

27 ここでの非正規雇用労働者の賃金は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」におけるパートタイム労働者の数値を用いていることに留意が必要。

第1-(2)-17図 フィリップス曲線(賃金上昇率と完全失業率の関係)

○ 近年は、過去に比べてフィリップス曲線の傾きが緩やかになっていることが分かる。

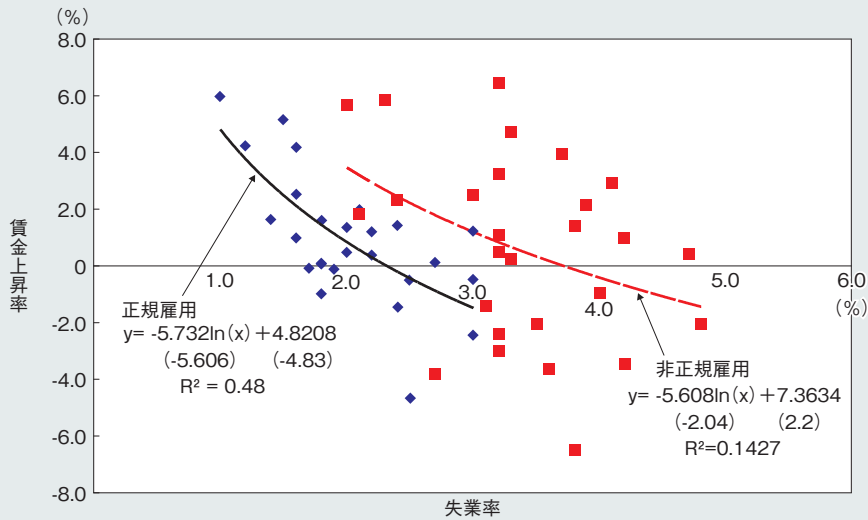


資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査」、総務省統計局「労働力調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) 現金給与総額は、産業計、就業形態計、30人以上の数値を使用。
 2) () 内はt値。

第1-(2)-18図 雇用形態別にみた賃金上昇率と失業率の関係

○ 非正規雇用の賃金上昇率と失業率の関係から描かれる曲線の傾きは、正規雇用のそれに比べてやや緩やかになっていることが示唆される。



資料出所 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」(年平均)「労働力調査特別調査」(2月調査)をもとに、厚生労働省労働政策担当参事官室にて試算

- (注) 1) 雇用形態別失業率は、以下の式で算出。
 前職が当該雇用形態である過去1年間に離職した完全失業者数 / (当該雇用形態の雇用者数 + 前職が当該雇用形態である過去1年間に離職した完全失業者数)
- 2) 正規雇用の賃金は、一般労働者について、きまって支給する現金給与額(各年6月分)×12 + 各年の年間賞与その他特別給与額、非正規雇用の賃金は、パートタイム労働者(短時間労働者)について、1時間当たり所定内給与額×1日当たり所定内実労働時間数×実労働日数(いずれも各年6月分)×12 + 各年の年間賞与その他特別給与額として算出している。
 なお、非正規については、データの制約上1986年~1987年は女性パートの数値を利用し、1988年以降は男女計の数値としている。
- 3) 1986年~2012年までの数値。
 4) () 内はt値。

● 実質賃金の上昇のためには、労働生産性の上昇が重要

雇用には不足感が出ていることから、賃金の上昇を可能とする環境が整いつつある一方で、フィリップス曲線の分析からは労働力需給がタイトになったとしても、それが賃金上昇に与える影響は必ずしも大きくないことが分かった。このような中で賃金を上昇させていくためにはどうすればよいだろうか。

第1-(2)-19図より、実質労働生産性上昇率が高くなるにつれて、実質賃金上昇率も高くなる関係があることから、賃金上昇のためには労働生産性を高めていくことが重要である。

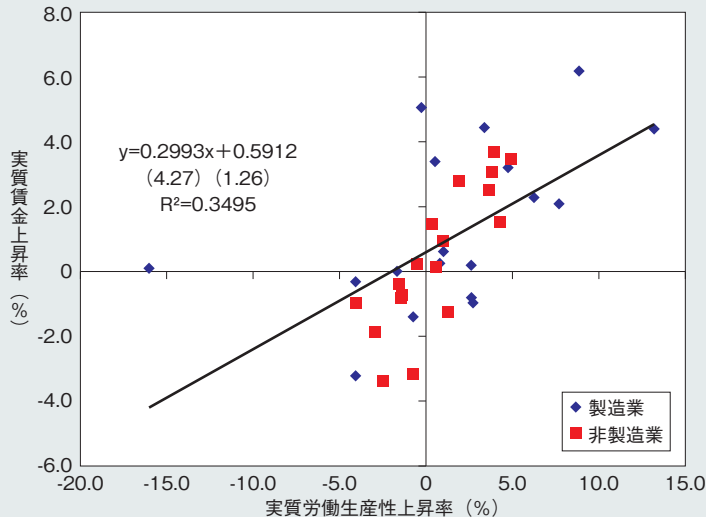
労働生産性の向上には、資本装備率の上昇と、全要素生産性の上昇という二つの要因があり、全要素生産性には、資本の質的な変化（最先端のIT技術の導入等）や労働の質的な変化（教育訓練による労働者の能力の向上等）を始め様々な要素が影響を与えている。ここでは、IT投資と労働の質に着目しよう。

第1-(2)-20図により、IT資本装備率と労働生産性の関係をみると、程度の違いはあるものの、製造業・非製造業ともに、IT資本装備率が高くなるほど労働生産性が高くなっていることが分かる。また、第1-(2)-21図より、労働の質²⁸が高くなるほど、労働生産性が高くなることがうかがわれる。

このように、IT資本への投資に加え、職場内外での能力開発等を通じた人的資本の蓄積による労働の質の向上を図り、労働生産性を高めていくことが必要である。

第1-(2)-19図 労働生産性と実質賃金の関係

○ 実質労働生産性上昇率が高くなるにつれて、実質賃金上昇率も高くなる関係がみられる。

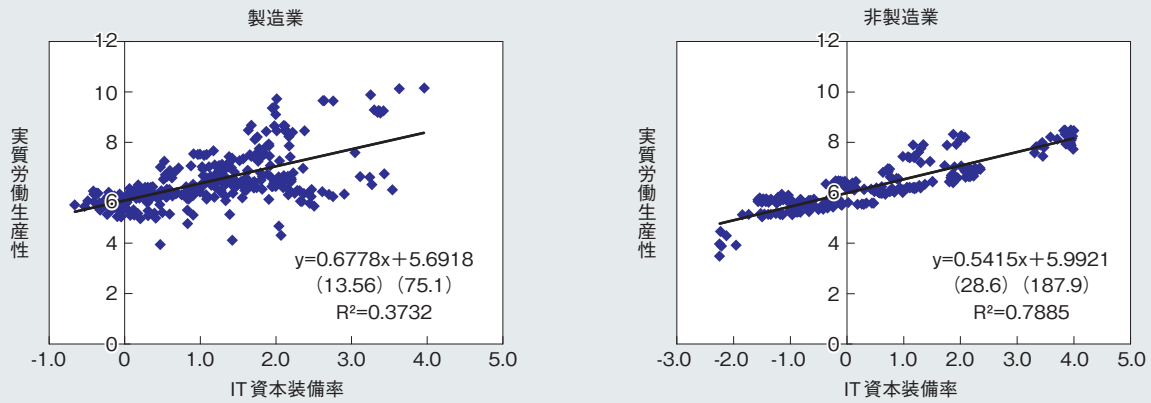


資料出所 財務省「法人企業統計調査」（年報）をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて推計
 (注) 1) 実質労働生産性は、従業員1人当たり付加価値をGDPデフレーターで実質化したもの。
 2) 実質賃金は、名目賃金=人件費/従業員数とした上で、GDPデフレーターで実質化したもの。
 3) 1995年度から2012年度までの数値。
 4) () 内はt値。

28 この労働の質は、賃金の高低に質の違いが現れるとみなした上で、年齢・性別・学歴といった各労働者属性の構成比の違いを示すものである。

第1-(2)-20図 IT資本装備率と労働生産性の関係

○ 製造業、非製造業ともに、IT資本装備率が高くなるほど労働生産性が高くなる関係がみられる。

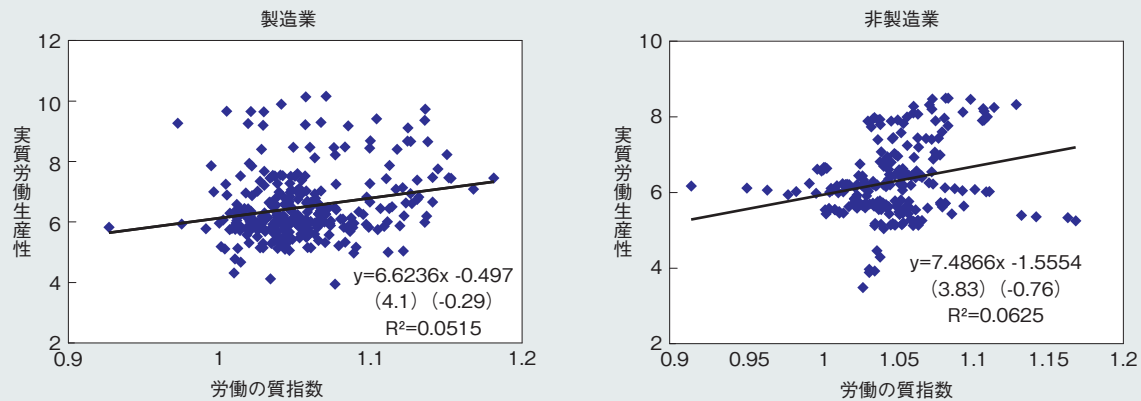


資料出所 (独) 経済産業研究所「日本産業生産性 (JIP) データベース2013」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて推計

- (注) 1) JIPデータベースの産業分類8-59を製造業、60-97を非製造業 (データが使用できない72住宅を除く) としている。
- 2) 実質労働生産性は、実質付加価値 (100万円) / マンアワー (1000人 × 総実労働時間) で算出し、対数変換している。
- 3) IT資本装備率は、IT資本ストック (100万円、2000年価格) / 従業者数 (人) で算出し、対数変換している。
- 4) データは、2005年から2010年までプールしたもの。
- 5) () 内はt値。

第1-(2)-21図 労働の質と労働生産性の関係

○ 製造業、非製造業ともに、労働の質が高くなるほど労働生産性が高くなる関係がみられる。



資料出所 (独) 経済産業研究所「日本産業生産性 (JIP) データベース2013」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて推計

- (注) 1) JIPデータベースの産業分類8-59を製造業、60-97を非製造業 (データが使用できない72住宅を除く) としている。
- 2) 実質労働生産性は、実質付加価値 (100万円) / マンアワー (1000人 × 総実労働時間) として算出し、対数変換した値。
- 3) 労働の質指数は2000年=1.000としたもの。
- 4) データは、2005年から2010年までプールしたもの。
- 5) () 内はt値。

1 - 4 経済の好循環実現に向けた動き

【経済の好循環実現に向けた政労使会議】

景気回復の動きをデフレ脱却と経済再生へ確実につなげるためには、企業収益の拡大が速やかに賃金上昇や雇用拡大につながり、消費の拡大や投資の増加を通じて更なる企業収益の拡大に結び付くという経済の好循環を実現することが必要である。こうした認識の下、経済界、労働界、そして政府が取り組むべき課題についての共通認識の醸成を図るため、2013年9月20日から「経済の好循環実現に向けた政労使会議」が開催され、同年12月20日に「経済の好循環実現に向けた政労使の取組について」がとりまとめられた。

具体的には、賃金上昇に向けた取組として「賃金は個別労使間の交渉を通じて決定するものである。その上で、政府による好循環実現に向けた環境整備の下、労使は、各企業の経営状況に即し、経済情勢や企業収益、物価等の動向も勘案しながら十分な議論を行い、企業収益の拡大を賃金上昇につなげていく。」としている。

また、政府は好循環実現に向けた環境整備等の一環として、平成26年度税制改正において、以下のような改正を行った。

①所得拡大促進税制の拡充・延長

給与等の支給額を増加させた場合、増加額の10%を税額控除する制度（法人税額の10%（中小企業等は20%）を限度）の適用要件が緩和され、期限も延長された。主な改正箇所は以下のとおり。

【改正①】適用期限を平成30年3月31日まで2年延長

【改正②】給与等支給増加率「5%以上」という要件を緩和

（改正前）雇用者給与等支給増加額の基準雇用者給与等支給額に対する割合が5%以上であること

（改正後）・平成27年4月1日より前に開始する事業年度については2%以上

・同日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度については3%以上

・平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度については5%以上 と段階的に変更

【改正③】平均給与等支給額の比較方法を変更

改正前の制度では、日々雇い入れられる者のみを除いて計算していたところを、「継続雇用者に対する給与等の支給額」と、それに係る支給者数に限定して比較することに変更

②復興特別法人税の廃止

東日本大震災の復興事業費の財源の一部として、復興特別所得税等と共に創設された復興特別法人税が、1年前倒しで廃止された。

第3節 勤労者家計の動向

消費者心理の改善等を背景に、個人消費は2012年末から2013年春先にかけて増加し、景気の持ち直しをけん引した。夏場には株価の大幅な上昇が一服したこと等で伸びが鈍化したものの、秋口以降、消費税率引上げ前の駆け込み需要等により、自動車等の耐久消費財を中心として再び増加する等、特徴的な動きがみられた。

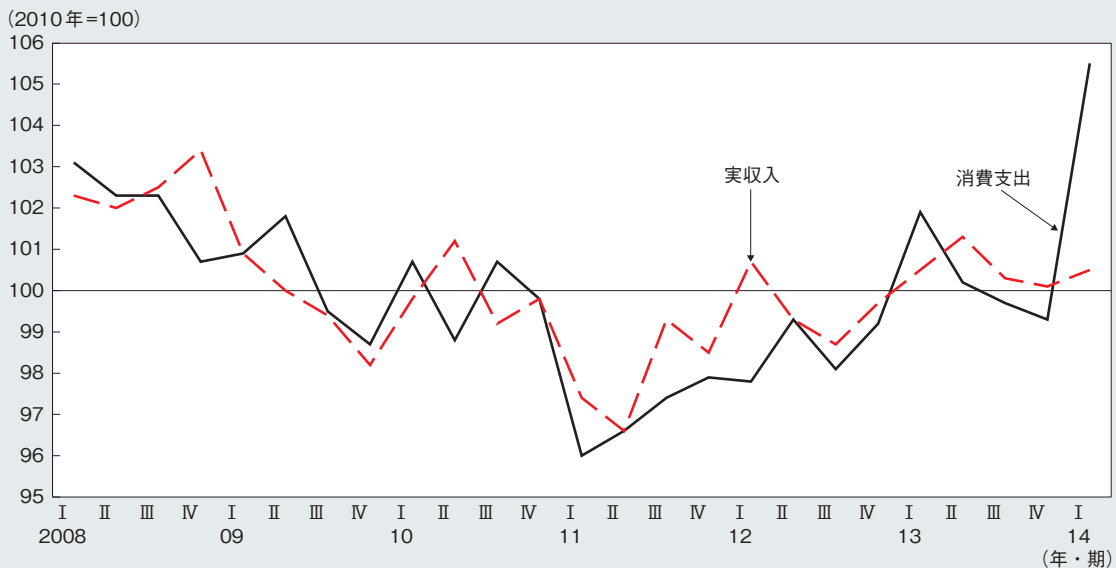
● 名目と実質ともに2年連続で増加した2013年の勤労者世帯の消費支出

まず第1-(3)-1図により、勤労者世帯の消費支出と実収入の推移をみると、消費支出は2012年末以降、景気回復への期待感による消費者心理の改善、株価上昇等を背景とした資産効果²⁹により、春先にかけて急速に増加した。その後、株価上昇が一服する等の中で一旦減少したが、消費税率引上げ前の駆け込み需要等により2014年1~3月期には大きく増加した。

2013年で見ると、勤労者世帯の消費支出は名目で前年比1.7%増、実質で前年比1.2%増となり、名目、実質ともに2年連続で増加した。

第1-(3)-1図 勤労者世帯の消費支出と実収入

○ 消費支出は2012年末以降、景気回復への期待感による消費マインドの改善等により2013年春先にかけて急速に増加した。その後、株価上昇が一服する等の中で一旦減少したが、消費税率引上げ前の駆け込み需要により2014年1~3月期には大きく増加した。



資料出所 総務省統計局「家計調査」
 (注) 1) 二人以上の世帯のうち勤労者世帯の値。
 2) 名目、季節調整値。

第1-(3)-2表により、2013年の勤労者世帯の実質消費支出を費目別にみると、家賃地代の減少が影響した住居、料金の値上げにより節約志向が強まった光熱・水道で減少したものの、消費税率引上げ前の駆け込み需要による自動車購入の増加やスマートフォン（高機能携帯電話）の普及に伴い通信が増加した交通・通信、宿泊料が増加した教養娯楽等で増加となり、

29 保有する土地や株式等の資産の価値の上昇に伴い、消費や投資の意欲が喚起され活発になる効果。

消費支出全体で前年比1.2%増とプラスとなった。

さらに四半期ごとに費目別の推移をみていくと、2013年1～3月期は、後述する消費者心理の改善が本格化し、自動車購入等の交通・通信、教養娯楽、被服及び履物等、住居を除いた費目で増加した。この期は個人消費が持ち直して、消費支出全体として前年同期比4.9%増となった。

4～6月期は、株価が多少の変動を伴いつつも依然水準が維持される中で、保健医療、酒類や外食等が増加した食料、家事用耐久財等が増加した家具・家事用品等で増加し、消費支出全体として前年同期比1.1%増となった。

7～9月期は、住居や保健医療で減少したものの、教育、宿泊料や教養娯楽用品等が増加した教養娯楽、婦人用洋服等が増加した被服及び履物で増加したことにより、消費支出全体としては前年同期比0.6%増となった。ただし、7～9月期は好調であった年前半の反動や消費者心理の改善の一服を背景に、増加幅は小幅となった。

10～12月期は、消費税率引上げ前の駆け込み需要もあった自動車購入等が増加したことで交通・通信で増加したものの、その他の全ての費目で前年同期比マイナスとなり、消費支出全体では前年同期比1.7%減となった。

2014年1～3月期は、消費税率引上げ前の駆け込み需要の動きが強くなり、家事用耐久財等の家具・家事用品、設備修繕・維持等の住居、自動車等関係費等の交通・通信等で増加し、消費支出全体としては前年同期比1.7%増となった。

第1-(3)-2表 費目別消費支出の推移

○ 2013年は、消費税率引上げ前の駆け込み需要による自動車購入の増加やスマートフォン（高機能携帯電話）の普及に伴い通信が増加した交通・通信、宿泊料が増加した教養娯楽等で増加となり、消費支出は2年連続で増加した。

(2010年=100)

年・期	消費支出		食料		住居		光熱・水道		家具・家事用品		被服及び履物		保健医療		交通・通信		教育		教養娯楽	
	指数	実質前年(同期)比(%)	指数	実質前年(同期)比(%)	指数	実質前年(同期)比(%)	指数	実質前年(同期)比(%)	指数	実質前年(同期)比(%)	指数	実質前年(同期)比(%)	指数	実質前年(同期)比(%)	指数	実質前年(同期)比(%)	指数	実質前年(同期)比(%)	指数	実質前年(同期)比(%)
2009	99.4	-0.3	100.3	-1.5	94.6	2.4	98.0	-1.1	91.1	-1.1	100.0	-2.5	104.9	3.9	99.2	2.6	95.8	2.8	95.5	2.2
10	100.0	0.6	100.0	-0.5	100.0	6.0	100.0	1.3	100.0	9.9	100.0	-0.3	100.0	-4.8	100.0	0.9	100.0	3.2	100.0	4.6
11	97.3	-2.7	98.7	-1.3	104.8	4.7	97.1	-3.0	103.4	3.6	96.7	-3.2	96.1	-3.8	93.8	-6.3	104.1	4.5	95.4	-4.6
12	98.6	1.6	99.8	1.4	99.4	-5.0	96.3	-0.4	107.1	3.7	99.7	3.4	104.2	8.6	102.9	10.1	99.6	-3.6	94.1	-0.9
13	100.0	1.2	101.8	1.7	96.5	-3.1	95.0	-2.0	108.5	1.3	100.7	0.9	104.0	-0.5	106.7	3.3	105.6	5.3	96.4	2.2
2012 I	97.0	1.4	99.8	2.5	98.8	1.0	97.0	-0.5	105.8	3.5	96.8	7.1	103.0	9.2	94.3	-0.6	100.8	3.4	93.1	1.8
II	99.1	2.4	99.1	1.2	97.4	-1.1	96.6	-0.9	105.8	-0.5	99.8	4.1	101.3	4.7	107.3	15.6	103.4	3.8	95.3	-1.1
III	98.7	1.0	99.9	1.1	100.5	-11.6	94.8	-1.8	107.6	4.7	95.9	-2.3	107.2	13.8	104.8	14.8	98.3	-12.3	92.0	-6.0
IV	99.5	1.6	100.3	1.1	101.0	-6.6	96.3	1.5	109.2	6.8	104.6	4.0	105.3	6.8	105.2	11.3	97.5	-10.6	96.2	2.0
13 I	102.6	4.9	102.4	1.9	99.5	-1.7	97.6	0.2	107.5	0.7	100.4	2.7	107.0	2.6	109.0	14.8	109.0	8.4	98.4	4.7
II	100.1	1.1	103.2	4.4	99.9	1.7	92.8	-3.9	109.8	4.0	102.7	3.1	107.0	5.8	101.4	-5.6	103.4	1.0	96.6	1.5
III	99.2	0.6	101.4	1.4	93.2	-6.0	95.0	0.1	108.7	1.0	100.3	4.1	101.3	-5.6	104.2	-0.9	108.7	14.7	97.4	5.8
IV	98.1	-1.7	100.4	-0.6	93.4	-6.0	93.3	-3.9	108.3	-0.9	99.7	-4.8	100.9	-4.0	111.3	5.7	99.0	-1.0	93.5	-3.4
14 I	104.2	1.7	102.3	-0.4	113.9	14.9	95.7	-2.2	149.2	39.1	104.1	4.6	107.7	1.0	115.2	6.1	95.8	-13.3	99.1	1.2

資料出所 総務省統計局「家計調査」

(注) 1) 二人以上の世帯のうち勤労者世帯の数値。

2) 指数は、消費支出から世帯規模(人員)、一か月の日数及び物価水準の変動の影響を取り除いて計算された消費水準指数(ただし年は原指数で四半期は季節調整済指数)。

3) 実質前年(同期)比は、上記影響を取り除く前の支出金額から算出された値であり、消費水準指数から算出された値ではない。

● 業態別販売状況

第1-(3)-3図により百貨店、スーパー、コンビニエンスストアの販売額について、2013年を中心に業態別の推移をみてみよう。

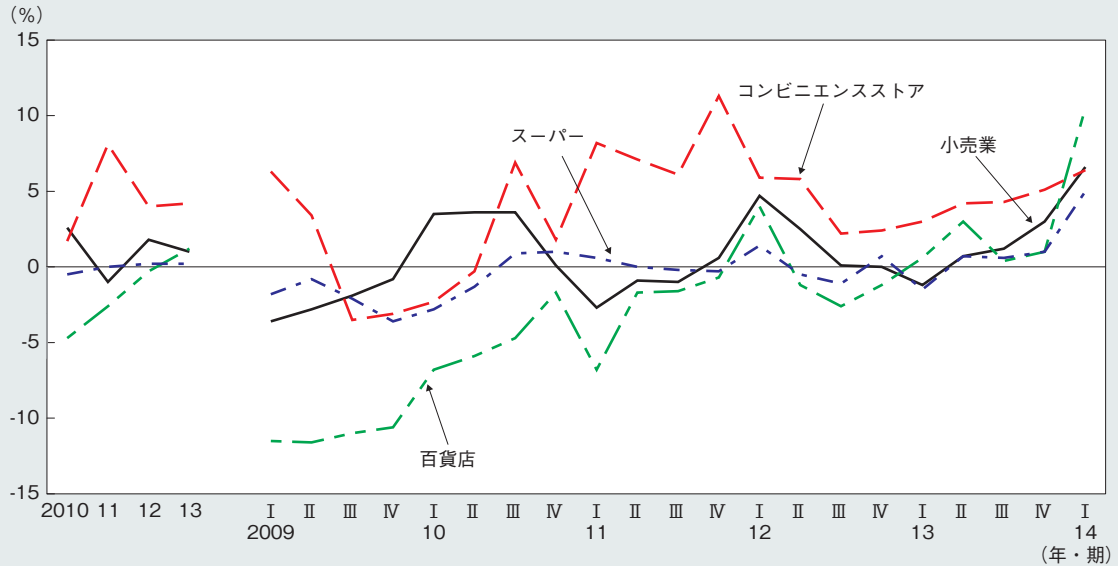
百貨店の2013年の販売額は、1997年以来16年ぶりに前年実績を上回り、前年比1.2%増となった。2013年は、株高等を背景に、富裕層を中心として高級腕時計や宝飾品を買い求める客が増え、百貨店売上高をけん引した。また、訪日外国人の来店客数が東南アジアと中国を中心に増加し、年間売上高（調査対象43店舗の免税カウンターベース）は前年比91.6%増となった。さらに一部の大手百貨店で改装や増床効果があったことや消費税率引上げ前の駆け込み需要が下支えしたことで、高額商材を中心に増勢を維持した³⁰。

スーパーの2013年の販売額は、他業態の食料品の取扱い拡充やインターネット販売の増加を背景に競争が厳しく、天候不順の影響などから、衣料品全般で低調だったものの、主力の飲食料品が、新店効果に加え、2013年後半からの野菜の相場高や畜産品、惣菜が堅調だったことなどから、前年比0.2%増と3年連続で増加した。

コンビニエンスストアの2013年の販売額は、いれたてコーヒー等のファストフード商品の販売が好調で、喫煙人口の減少によるたばこや雑誌の販売減少の影響があったものの、店舗数の拡大により全店ベースでは前年比4.2%増と、統計が開始されて以来15年連続の増加となった。

第1-(3)-3図 業態別販売額の推移

○ 2013年は、百貨店、スーパー、コンビニエンスストアのいずれの業態でも前年比増となった。



資料出所 経済産業省「商業販売統計」
 (注) 1) 数値については、前年(同期)比。
 2) 全店ベースの伸び率。

30 「平成25年12月全国百貨店売上高概況」(日本百貨店協会)。

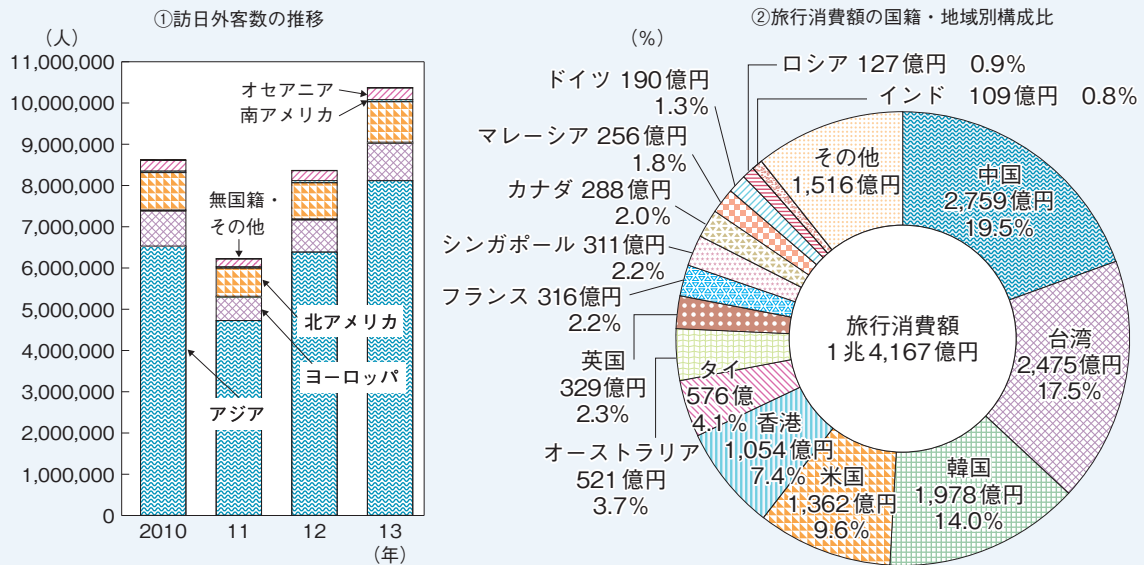
1-5 政府目標の1,000万人を超えた訪日外国人観光客数

下図により訪日外国人観光客の推移をみると、2003年に我が国が「観光立国」を宣言してから増加傾向にあり、東日本大震災の影響を受けた2011年には約622万人に減少したものの、2013年に初めて政府目標の1,000万人を超えた。この要因として、円安方向への動きを背景とした訪日旅行の割安感の浸透や東南アジア地域の査証緩和の措置等が指摘されている。

訪日外国人観光客の増加は、消費の拡大（※）により各種サービス業等の収入増加につながる等、経済を刺激する。観光庁「訪日外国人消費動向調査」によると、2013年の訪日外国人の旅行消費額は1兆4,167億円（前年比30.6%増）と推計され、過去最高となった。

急速に成長するアジアを始めとする世界の観光需要を取り込むことにより、地域活性化や雇用機会の増大等の多様な経済効果が期待される。

訪日外客数と旅行消費額の推移



資料出所 観光庁「訪日外国人消費動向調査」、日本政府観光局 (JNTO)「訪日外客数 (総数)」

※訪日外国人観光客の消費は、国内総生産（支出側）においては「財貨・サービスの輸出」に計上される。

●消費税率引上げと駆け込み需要

2012年8月に、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」が成立し、その後、経済状況等を総合的に勘案した検討が行われた結果、消費税率は2014年4月に8%に引き上がった。

一般に、消費税率引上げ前の消費等については、まずは耐久性の高いもの、次に日用品や食料等の非耐久財といった順に、駆け込み需要が生じやすいと考えられる。そこで第1-(3)-4図により、消費税率引上げ前の駆け込み需要の発生状況について確認してみよう。

住宅については、2013年9月末までに住宅の工事契約を結んだ場合は、2014年4月以降

の引渡しでも5%の消費税率が適用される特例措置がとられていた。したがって、2013年9月までに駆け込みの契約が発生し、住宅着工は数か月遅れて計上されることになる。そこで、新設住宅着工総戸数をみると、2013年の夏頃から駆け込みがあったと考えられる³¹。

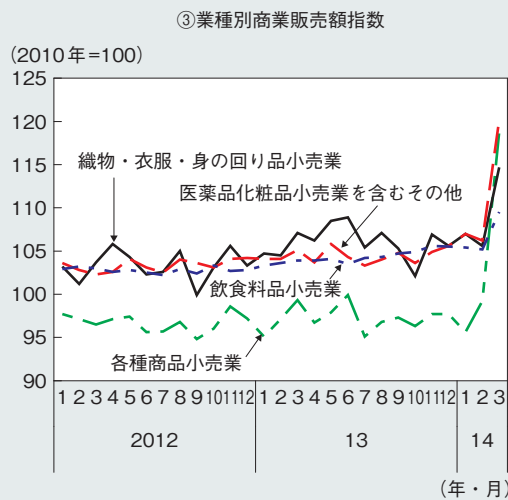
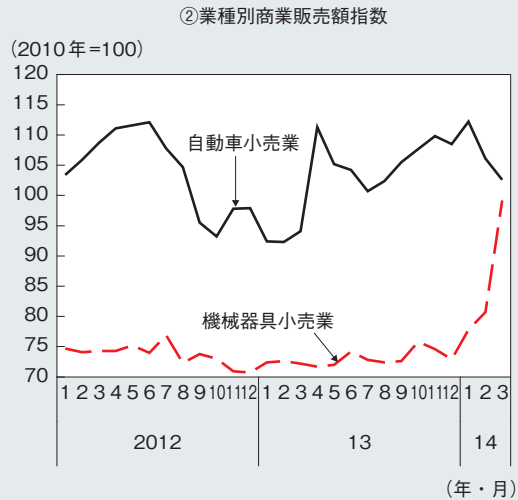
自動車については、2013年の秋以降、2014年1月頃まで高い水準で推移した。2013年の自動車販売数は約538万台³²となり、エコカー補助金制度の導入等の影響により大幅増となった前年と比べても増加した。

家電製品等は、過去に既に家電エコポイント制度や地上デジタル放送への移行に伴う単価の高い家電の買い換え需要が発生していたものの、2014年3月には大幅に増加した。

また、2014年3月には、各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、医薬品化粧品小売業を含むその他や飲食料品小売業も急激に増加しており、各種日用品や食料等については、消費税率引上げ直前に駆け込みの消費があったことがうかがわれる。

第1-(3)-4図 消費税率引上げ前の駆け込み需要

- 住宅については2013年夏頃から、自動車については同年秋以降、駆け込み需要がみられた。
- 2014年3月には、日用品や食料品で駆け込み需要がみられた。



- ①資料出所 国土交通省「建築着工統計」
(注) 内閣府において季節調整が行われたもの。
- ②、③資料出所 経済産業省「商業販売統計」
(注) 季節調整値。

31 住宅については、平成26年4月から住宅ローン減税の拡充とすまい給付金制度の創設が行われており、駆け込みは一定程度緩和されたとの指摘もある。

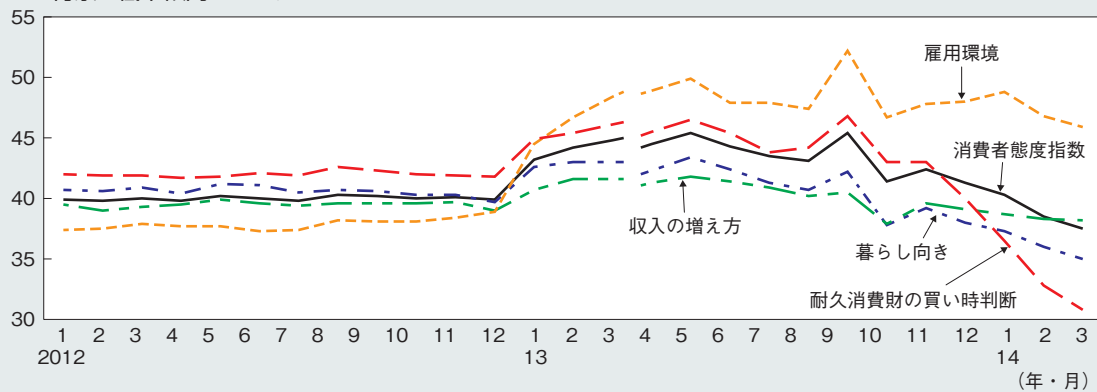
32 日本自動車販売協会連合会・全国軽自動車協会連合会「新車登録台数・軽自動車販売台数」より。乗用車（普通車、小型四輪車、軽四輪車）、トラック、バスの合計。

● 生活必需品の値上がりや消費税率引上げへの懸念等から足踏み状態となった消費者心理

第1-(3)-5図により、消費者心理の代表的な指標である消費者態度指数（一般世帯、季節調整値）をみると、2013年1月から先行きへの期待が高まり、雇用環境を中心に消費者心理は改善した。食品やエネルギー等の生活必需品が値上がりしたことや株価上昇が一服したこと等を受け6～8月に足踏み状態となったものの、2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会の開催が決定したこと等を受け9月に再び上昇した。その後、2014年3月にかけて食品等の生活必需品の値上がりや消費税率引上げへの懸念等から、暮らし向き、収入の増え方、耐久消費財の買い時判断で低下傾向にあり、消費者の慎重な姿勢がうかがわれた。

第1-(3)-5図 消費者態度指数の推移

○ 2013年1月以降、景気回復への期待が高まり消費者心理は改善したが、年後半以降、消費税増税への懸念等を背景に低下傾向にある。



資料出所 内閣府「消費動向調査」

(注) 1) 一般世帯（二人以上の世帯）、季節調整値。

2) 消費者態度指数の作成方法は以下のとおり。

- ①「暮らし向き」「収入の増え方」「雇用環境」「耐久消費財の買い時判断」の4項目について、今後半年間の見通しについて5段階評価で回答を求める。
- ②5段階評価のそれぞれ「良くなる・大きくなる」に(+1)、「やや良くなる・やや大きくなる」に(+0.75)、「変わらない」に(+0.5)、「やや悪くなる・やや小さくなる」に(+0.25)、「悪くなる・小さくなる」に(0)の点数を与え、これに各回答区分のそれぞれの構成比(%)を乗じ、乗じた結果を合計して、項目ごとに消費者意識指標(原数値)を算出する。
- ③4項目の消費者意識指標(原数値)それぞれについて季節調整値を算出し、それらを単純平均して消費者態度指数(季節調整値)を算出する。
- ④2013年4月調査から、訪問留置調査法から郵送調査法に変更したことにより、不連続が生じている。

● 雇用形態別にみた消費構造

勤労者家計の分析の最後に、非正規雇用労働者が増加する中で、雇用構造の変化が世帯レベルの消費構造にどのような影響を与えているかについてみてみよう。

まず第1-(3)-6図により、世帯主の雇用形態別にみた世帯の勤め先収入についてみると、世帯主が正規雇用労働者である世帯（以下、「正規雇用世帯」という。）は、世帯主が非正規雇用労働者である世帯（以下、「非正規雇用世帯」という。）よりも、配偶者の勤め先収入が多くなっている。これは、非正規雇用世帯においては配偶者のいない割合が高いことから、配偶者からの勤め先収入の平均が極めて低くなっていることが考えられる³³。

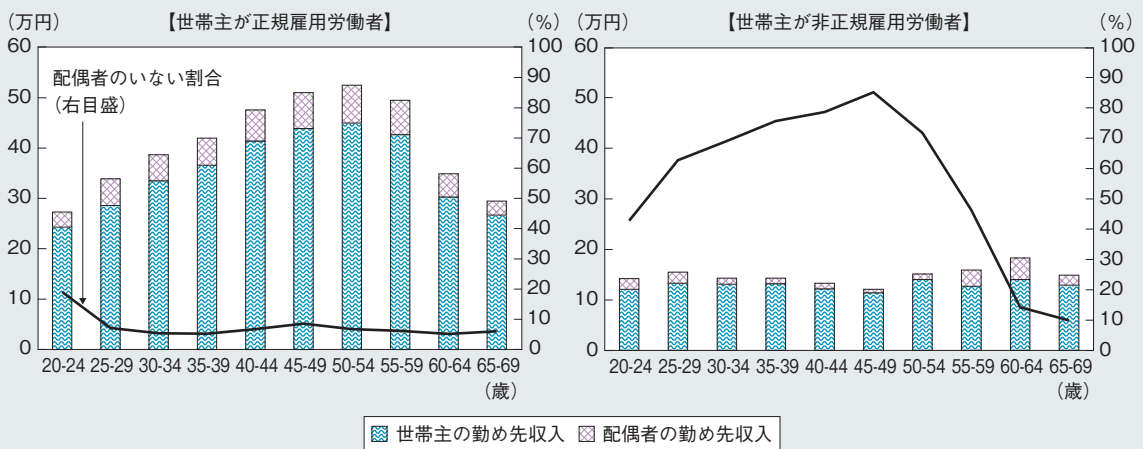
33 非正規雇用世帯において配偶者のいない割合が高い点については、これまで行われた各種調査(※)とも整合的であり、非正規雇用に従事していると、結婚する意思や結婚する割合が低くなる傾向にある。

(※) 内閣府「結婚・家族形成に関する調査」(2011年)で雇用形態別に20～30代の男性の婚姻と交際の状況を見ると、正規雇用では既婚が27.5%、恋人ありが27.2%となっている一方、非正規雇用では既婚が4.7%、恋人ありが15.3%と割合が低い。また、厚生労働省「第1回21世紀成年者縦断調査(平成24年成年者)及び第11回21世紀成年者縦断調査(平成14年成年者)」(2014年)で性、正規・非正規別に20代独身者の結婚意欲をみると、男女とも正規よりも非正規の方が結婚意欲ありの者の割合が低くなっている。

世帯の収入という観点からは、従来からダグラス＝有澤の法則にいられてきたように、世帯主の収入が高くなると配偶者の就業率が低下する傾向があるとされており、夫の収入が低い場合も妻が就労して家計を補うことで結果的に世帯平均年収が平準化されてきた。しかしながら、第1-（3）-7図により、夫の収入階級別に妻の有業率の推移をみると、ダグラス＝有澤の法則は弱まってきていることが確認できる。これは、女性の労働参加が進んだことにより、夫の収入階級が高い層においても妻の有業率が高まっているためであり、特に、夫の年間所得が700万円以上の世帯においても妻の有業率が上昇傾向にある。一方で、夫の年間所得が100万円未満の低所得世帯において妻の有業率が低下傾向にあるが、この背景には高齢化があると考えられる。

第1-（3）-6図 世帯主の雇用形態別にみた世帯の勤め先収入

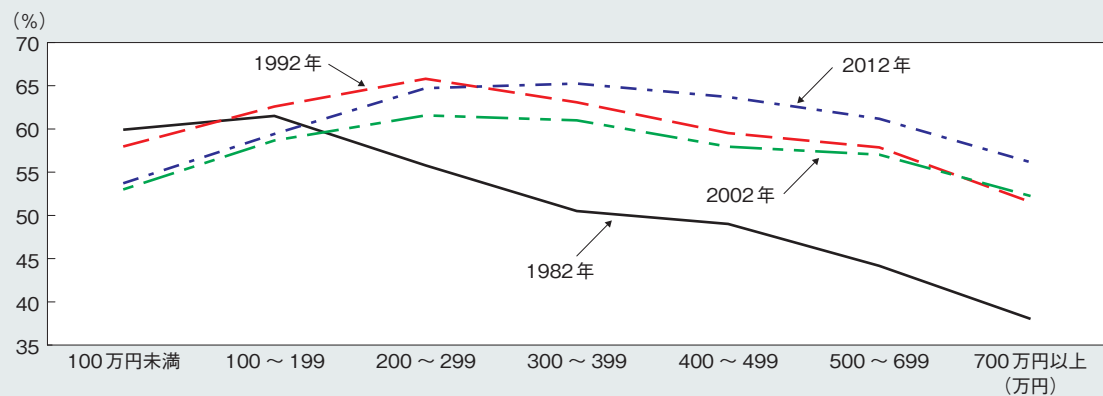
○ 世帯主が正規雇用労働者である世帯は、世帯主が非正規雇用労働者である世帯よりも、配偶者の勤め先収入が多くなっている。



資料出所 総務省統計局「平成21年全国消費実態調査」の調査票情報を厚生労働省労働政策担当参事官室にて独自集計
 (注) 二人以上の世帯。

第1-（3）-7図 夫の所得階級別妻の有業率の推移

○ 女性の労働参加が進み、夫の収入が高い層においても妻の有業率は高まっている。



資料出所 総務省統計局「就業構造基本調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成
 (注) 夫の所得は年間収入である。

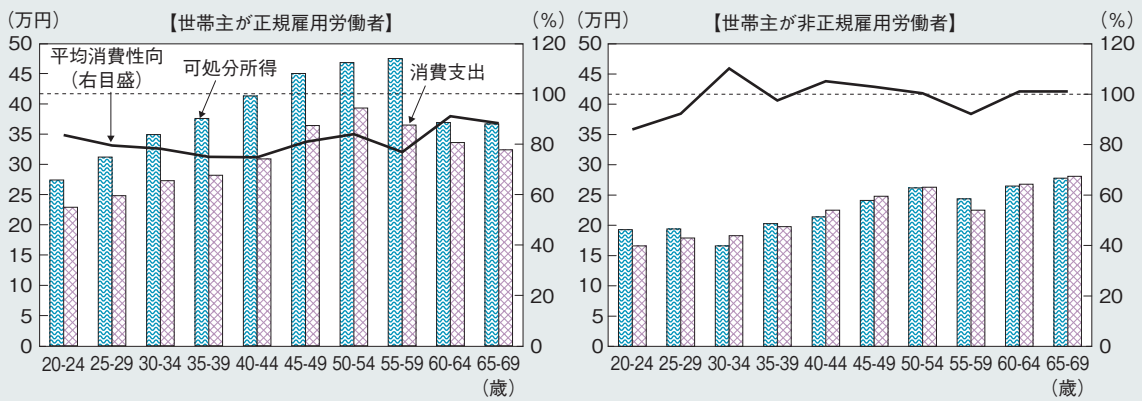
次に、第1-（3）-8図により、正規雇用世帯と非正規雇用世帯の収入と支出をみると、全ての年齢階級で、非正規雇用世帯の方が正規雇用世帯よりも可処分所得と消費支出が低くなっている。また、正規雇用世帯では全ての年齢階級で平均消費性向は100以下となっているが、非正規雇用世帯では平均消費性向が100を超える年齢階級もあることが分かる。

第3節

さらに、第1-(3)-9図により、世帯主の雇用形態別1世帯当たり1か月間の費目別支出の割合をみると、正規雇用世帯も非正規雇用世帯もおおむね大きな違いはない。次世代を担う子供に対する投資でもある教育に着目すると、世帯主が40~54歳の世帯では、正規雇用世帯、非正規雇用世帯ともに教育費³⁴への支出を増加させている。子どもの成長とともに、授業料、学習参考書、塾の費用、仕送り金等の教育関係費が多くなる傾向はよく知られているが、45~49歳台を例にとりて、消費支出ではなく可処分所得に占める教育費の割合でみると、正規世帯では9.4%、非正規世帯では13.8%となっている³⁵。このように、非正規雇用世帯では他の支出を抑え、子どもにより多くの教育機会を与えるべく教育費を捻出している状況がうかがえる。

第1-(3)-8図 世帯主の雇用形態別みた1か月当たりの所得と支出

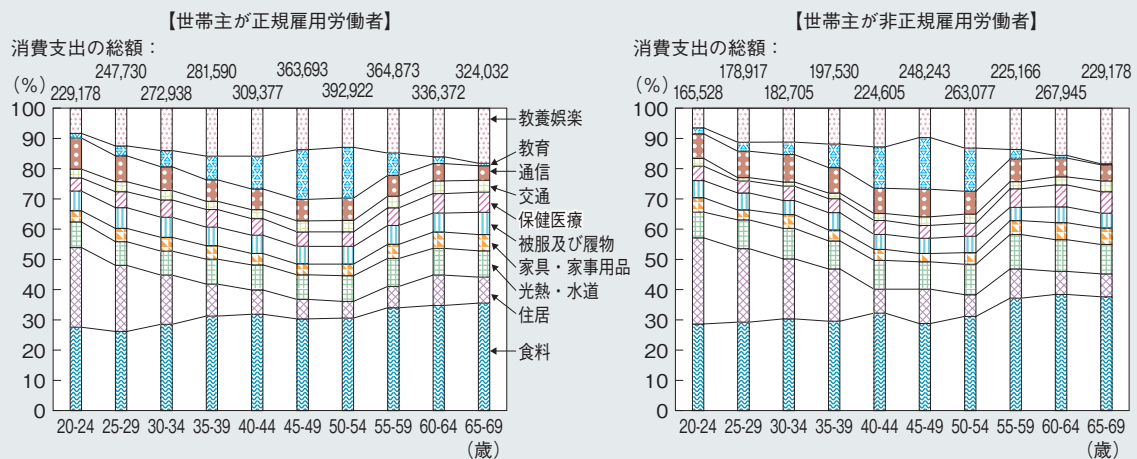
○ 世帯主が非正規雇用労働者の世帯は、正規雇用労働者の世帯と比較すると、可処分所得と消費支出が低く、かつ平均消費性向が高くなっている。



資料出所 総務省統計局「平成21年全国消費実態調査」の調査票情報を厚生労働省労働政策担当参事官室にて独自集計
 (注) 1) 二人以上の世帯。
 2) 平均消費性向は可処分所得に対する消費支出の割合。

第1-(3)-9図 世帯主の雇用形態別みた1世帯当たり1か月間の費目別支出の割合

○ 世帯主が40~54歳の世帯では、正規雇用世帯、非正規雇用世帯ともに教育費の割合が増加している。



資料出所 総務省統計局「平成21年全国消費実態調査」の調査票情報を厚生労働省労働政策担当参事官室にて独自集計
 (注) 二人以上の世帯。

34 (独) 労働政策研究・研修機構「子どものいる世帯の生活状況および保護者の就業に関する調査」(2012年)で子どものための支出について最も大きな出費をみてみると、「食費」をあげる世帯が32.9%と最も多くなっているが、「小中高等学校や大学の学費」をあげる世帯が15.2%、「保育料・幼稚園月謝」をあげる世帯が11.6%、「習い事・塾代」をあげる世帯が17.9%となっており、これらを教育費として合算すると、全体の4割強の世帯が「教育費」を最も大きな出費と考えているという結果となっている。

35 正規世帯の教育費の平均は42,518円、可処分所得の平均は449,961円、非正規世帯の教育費の平均は33,309円、可処分所得の平均は240,850円となっている。

第4節 地域の雇用・賃金の動向

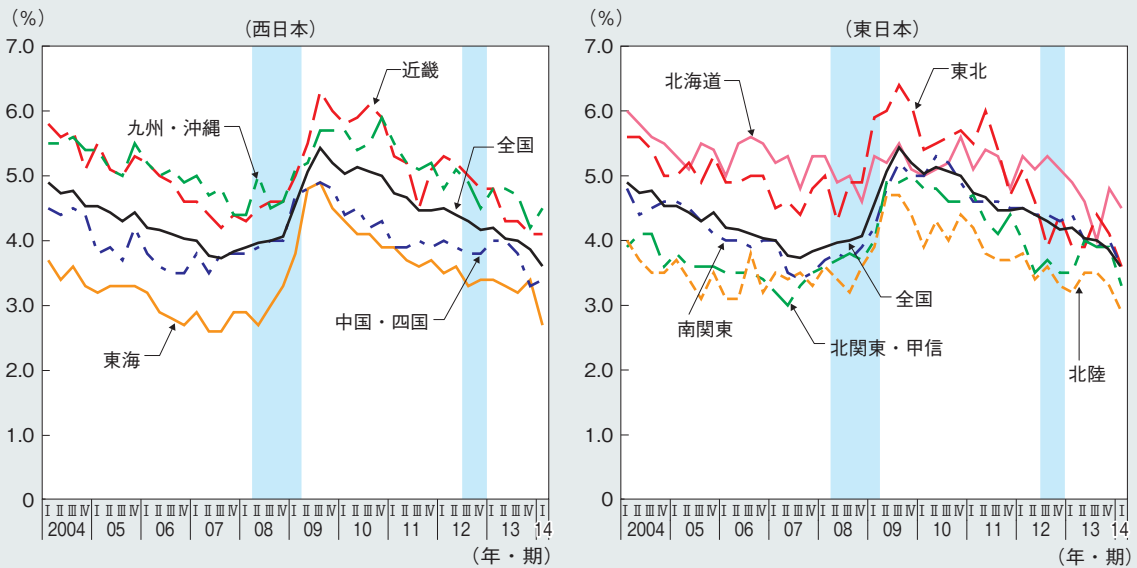
ここまで全国の動向をみてきたが、雇用情勢の改善を始めとする景気回復は地域へどのように波及しているのだろうか。内閣府「地域経済動向」により、各地域の景況判断の推移をみると、2013年2月以降、産業構造が異なること等により地域によって差はあるものの、総じて景気回復の動きが広がっていると考えられる。本節では、こうした景気回復が地域における雇用・賃金へ与えている影響をみていく。

● 一部に厳しさがみられるものの、着実に改善した雇用情勢

第1-(4)-1図により、地域ブロック別の完全失業率の推移をみてみよう。2013年は全国平均で4.0%となったが、全国平均の完全失業率がほぼ同水準であった2006年と比較すると、北海道、東北、近畿、九州・沖縄は2006年よりも低い水準にある。また、2006年と比較すると、2013年は各ブロックとも全国平均との格差が縮小しつつ、全国的に低下傾向にある。

第1-(4)-1図 地域ブロック別完全失業率の推移

○ 2013年は、全国平均の完全失業率がほぼ同水準であった2006年と比較すると、完全失業率は各ブロックとも全国平均との格差が縮小しつつ低下傾向にある。



資料出所 総務省統計局「労働力調査」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) 数値は季節調整値。全国の数値は、厚生労働省労働政策担当参事官室にて単純平均したもの。
2) 各ブロックの構成は以下のとおり。

- 北海道 北海道
- 東北 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- 南関東 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- 北関東・甲信 茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県
- 北陸 新潟県、富山県、石川県、福井県
- 東海 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- 近畿 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 中国 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
- 四国 徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- 九州・沖縄 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

- 3) グラフのシャドー部分は景気後退期。なお、2012年7～9月期から2012年10～12月期については暫定。

● 有効求人倍率は全国的に上昇

リーマンショック後、上昇傾向にある有効求人倍率は2013年の全国平均で0.93倍となっており、同様に上昇傾向にあった2005年とほぼ同水準となっている。第1-(4)-2図により、2005年頃の状態と比較しながら地域ブロック別の求人・求職の状況をみてみよう。まず、有効求人倍率は2013年に全ての地域ブロックで上昇している。特に、北海道、東北、四国、九州・沖縄ではリーマンショック前の水準を上回っており、北陸、中国でもほぼリーマンショック前の水準まで上昇している。

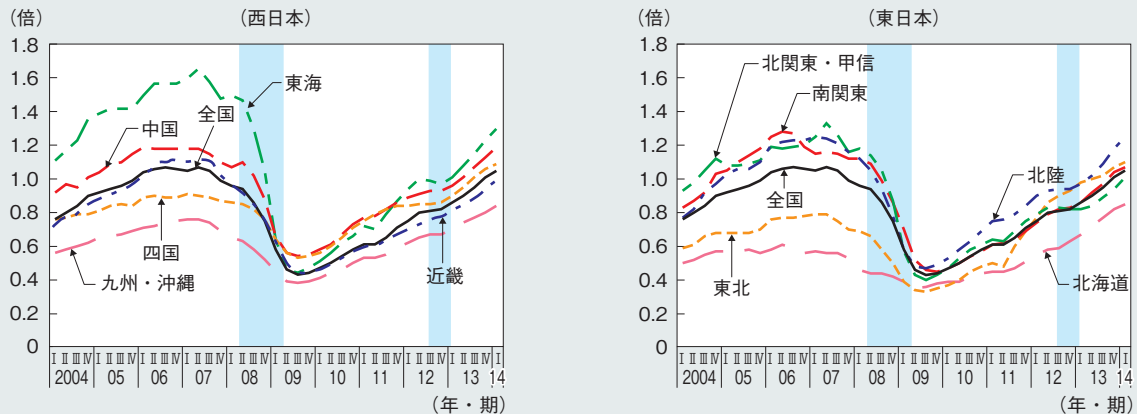
前年からの上昇幅でみると、2013年は全国で前年比0.13ポイント上昇しており、北関東・甲信、九州・沖縄ではやや弱い動きとなっているものの、各地域でほぼ均一に上昇している。各地域ブロックの全国平均との差は、リーマンショック直後の2009年に急速に縮んだ後、2005年頃ほど差が広がらないままで推移している。

次に、2013年の各地域における雇用状況の改善を新規求人数でみてみよう。第1-(4)-3図により、新規求人数の前年比を地域ブロック別・産業別でみると、2005年も2013年も第3次産業で大幅な増加がみられるが、2005年は北海道、東北及び北関東・甲信では建設業と製造業のうち一方又はその両方が減少していたのに対し、2013年は製造業と建設業ともに全ての地域ブロックで増加している。

また、新規求職申込件数についても、景気回復に伴い就職が進んだこと等により、全国的に減少傾向にある。

第1-(4)-2図 地域ブロック別有効求人倍率の推移

○ 2009年後半から全地域で上昇傾向にあるものの、北海道、九州・沖縄など一部に厳しさがみられる。



資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

(注) 1) 数値は季節調整値。

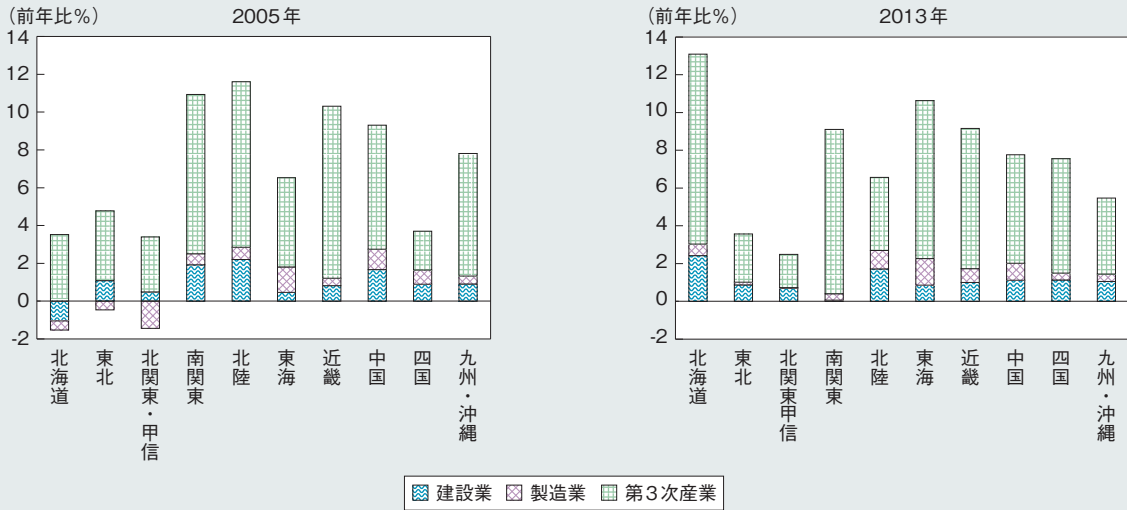
2) 各ブロックの構成は以下のとおり。

- 北海道 北海道
- 東北 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- 南関東 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- 北関東・甲信 茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県
- 北陸 新潟県、富山県、石川県、福井県
- 東海 岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- 近畿 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- 中国 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
- 四国 徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- 九州・沖縄 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

3) グラフのシャドウ部分は景気後退期。なお、2012年7～9月期から2012年10～12月期については暫定。

第1-(4)-3図 地域ブロック別・産業別新規求人前年比

- 2005年、2013年いずれも全ての地域ブロックで第3次産業で大幅な増加がみられる。
- 2013年は、全ての地域ブロックで製造業、建設業いずれも増加している。



資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) ここでの第3次産業は、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業・小売業、金融業・保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス業、サービス業、公務、その他としている。
- 2) 各ブロックの構成は以下のとおり。

北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
南関東	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
北関東・甲信	茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県
北陸	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

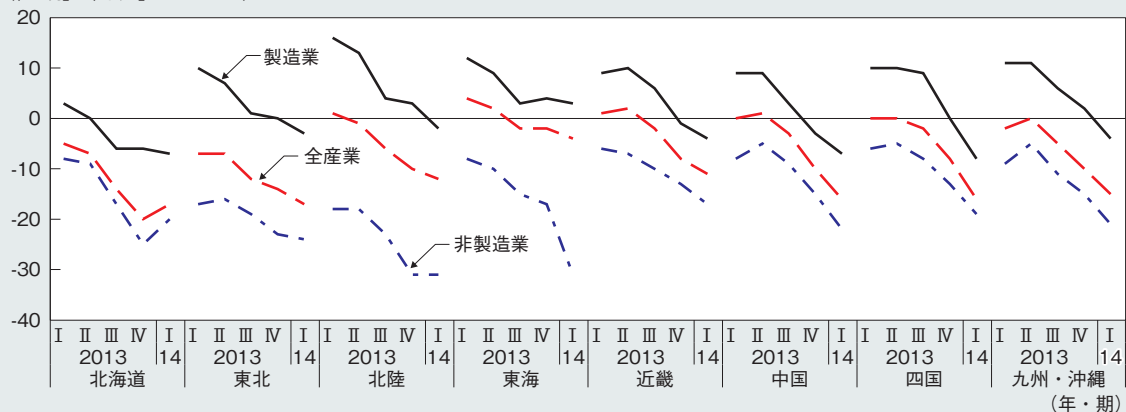
● 地域ブロック別の人手不足の進行

こうした労働力需給の中、地域ブロック別にみた人手不足感はどうなっているだろうか。第1-(4)-4図により、地域ブロック別雇用人員判断D.I.をみると、2013年は非製造業を中心に不足超過が進み、製造業でも過剰感が弱まり2014年1～3月期には東海を除いた全ての地域ブロックで不足超過になっている。全産業では、2013年10～12月期に全ての地域ブロックで不足超過に至っており、全国的に人手不足感が高まっていることがうかがわれる。

第1-(4)-4図 地域ブロック別雇用人員判断D.I.

○ 2013年は非製造業を中心に不足超過が進み、製造業でも過剰感が弱まっており、全国的に人手不足感が高まっていることがうかがわれる。

(「過剰」-「不足」%ポイント)



資料出所 日本銀行各支店において公表している、それぞれの管下の調査対象企業の集計値（以下、「支店短観」という。）をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) 北陸のD.I.は北陸3県（富山県、石川県、福井県）と新潟県の短観から、東海のD.I.は東海3県（愛知県、岐阜県、三重県）と静岡県短観からそれぞれ合算して算出。
 2) 支店短観の集計方法の特性上、各地域ブロック間でD.I.の水準同士を比較することは適当でないことに留意。
 3) 各ブロックの構成は以下のとおり。

北海道	北海道
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
北陸	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

● 被災3県の動向

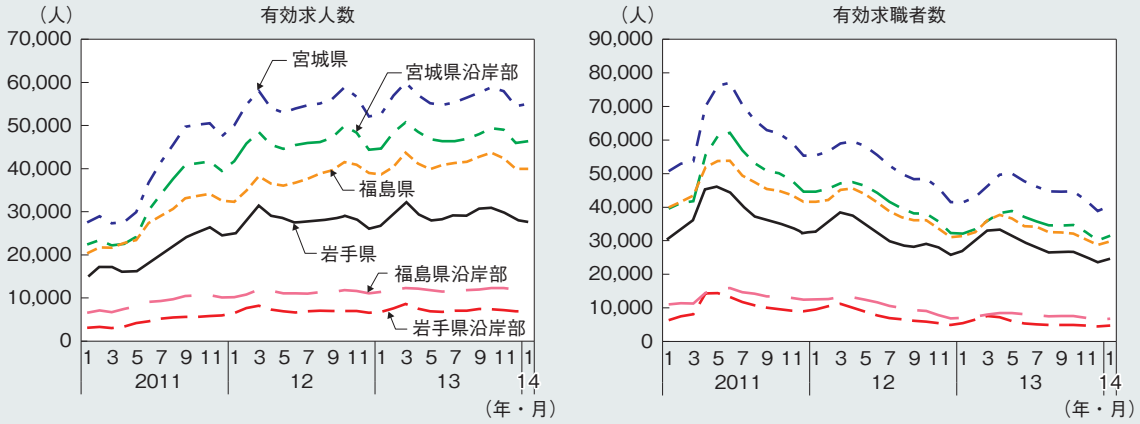
東日本大震災から3年が経過したが、被災地の雇用情勢はどのような状況だろうか。まず、第1-(4)-5図により求人・求職の動向をみてみよう。有効求人数は、復興需要等により震災後に大きく増加した後も堅調に推移している。一方で、有効求職者数は事業所の復旧・復興や再就職の進展、被災地域からの人口減少等により、東日本大震災前の水準を下回っている。このため、有効求人倍率は震災前の水準を大きく上回り、全国平均を上回る水準まで改善した。

こうした労働力需給の引き締まりを受け、求人賃金にも動きがみられている。第1-(4)-6図によると、2013年12月は2011年4月と比較して、職業計で求人賃金の平均額が増加しており、特に、定置・建設機械運転の職業、建設・採掘の職業、建築・土木・測量技術者といった建設関連での増加割合が高くなっている。

一方で、第1-(4)-7図により職業別の求人・求職の状況（2014年1月現在）をみると、各職業でミスマッチが生じていることが分かる。このため、今後も引き続き、仕事内容・業種、雇用形態等のミスマッチを解消する観点から、ハローワークにおいて、個々の求職者の希望に応じたきめ細かな職業相談の実施や職業訓練への誘導を行うとともに、被災地での本格的な雇用創出を図るため、被災地の強みである産業と一体となった雇用面での支援の推進を図っていくことが必要である。

第1-(4)-5図 被災3県における有効求人数、有効求職者数の推移

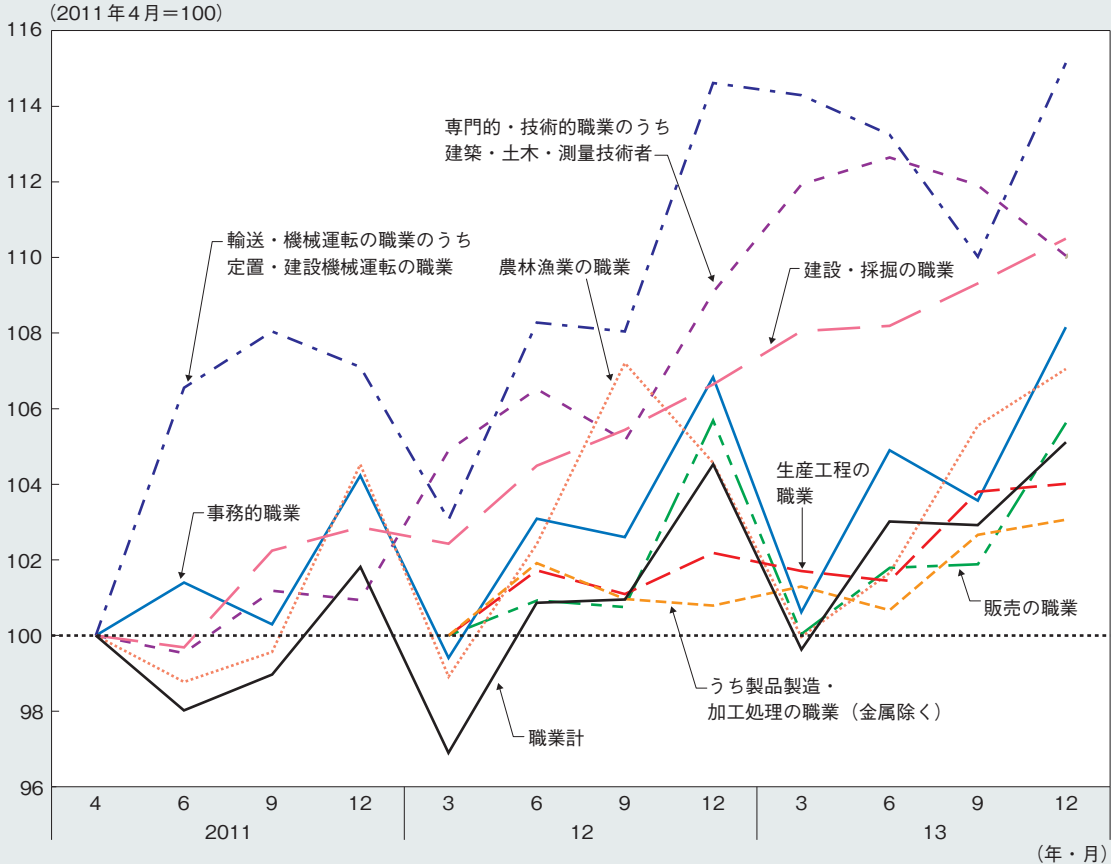
- 有効求人数は、復興需要等により震災後に大きく増加した後も堅調に推移している。
- 一方で、有効求職者数は事業所の復旧・復興や再就職の進展、被災地域からの人口減少等により、東日本大震災前の水準を下回っている。



資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」
 (注) 岩手県沿岸部は釜石、宮古、大船渡、久慈。宮城県沿岸部は仙台、石巻、塩釜、気仙沼。福島県沿岸部は平、相双。

第1-(4)-6図 被災3県の求人賃金の平均額の推移

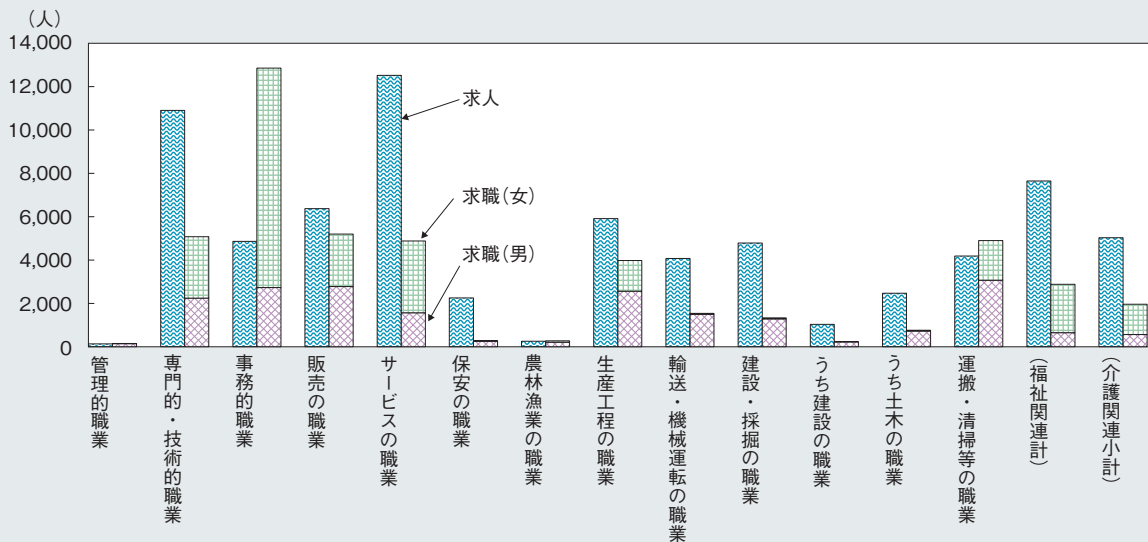
- 2011年4月の求人賃金の平均額と比較すると、2013年12月では、職業計で上昇しており、特に定置・建設機械運転の職業、建設・採掘の職業、建築・土木・測量技術者で大きく増加している。



資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」
 (注) 1) 2011年12月以前は平成11年改訂「労働省編職業分類」における区分、2012年3月以降は平成23年改訂「厚生労働省編職業分類」における区分である。
 2) ただし「販売の職業」「生産工程の職業」は 2012年3月=100とする。

第1-(4)-7図 被災3県の沿岸部における職業別求人・求職の動向

○ 被災3県の沿岸部においては、建設・採掘の職業等で求人が埋まっておらず、人材が不足していることがわかる。



資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

(注) 1) 2014年1月時点の数値。

2) 対象地域は、釜石、宮古、大船渡、久慈、仙台、石巻、塩釜、気仙沼、平、相双。

● 多くの地域で増加した賃金

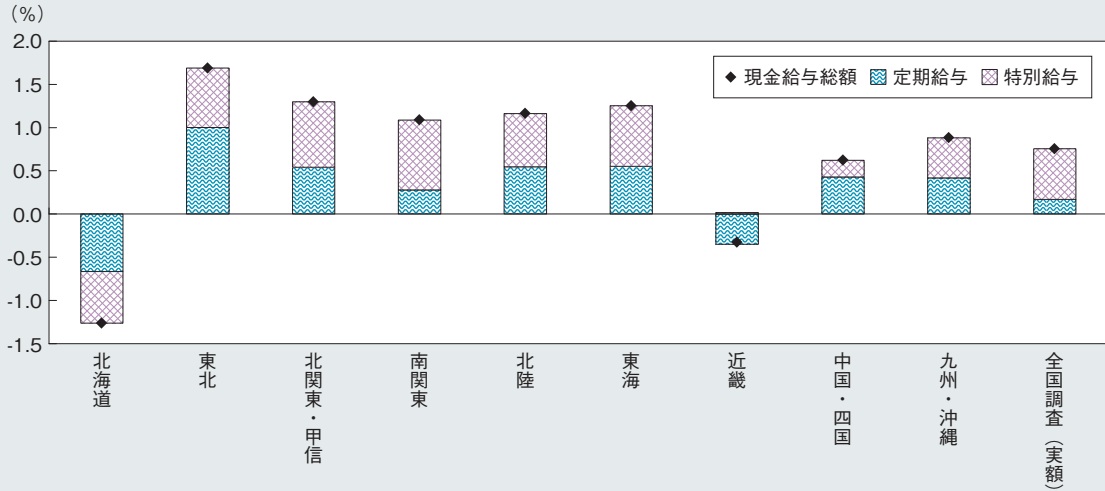
2013年の一般労働者の現金給与総額は、全国で見ると前年比0.8%の上昇³⁶となったが、地域別にみるとどのような状況になっているだろうか。第1-(4)-8図により、現金給与総額の前年比をみると、北海道と近畿を除いた地域で前年より増加していることが分かる。

このように多くの地域で、雇用・賃金ともに改善がみられており、厚生労働省としても、地域雇用対策として、雇用構造の改善を目的とした支援を行っているほか、地域ごとの雇用の課題に応じた各種支援を行っている。また、平成25年度補正予算において「地域人づくり事業」を創設し、若者・女性・高齢者等の雇用拡大や在職者の賃金上昇といった処遇改善を目指すこととしている。こうした取組により、地域における雇用・賃金のより一層の改善が期待される。

³⁶ 指数で見た場合は0.7%の上昇となっているが、地方のデータは実数を用いているため、ここでは便宜上全国の数字も実数でみるとする。

第1-(4)-8図 地域ブロック別 現金給与総額の前年比の要因分解(2013年)

○ 2013年は、北海道、近畿を除く全ての地域で、現金給与総額は増加した。



資料出所 厚生労働省「毎月勤労統計調査(全国調査)」、各都道府県「毎月勤労統計調査(地方調査)」をもとに厚生労働省労働政策担当参事官室にて作成

- (注) 1) 調査産業計、5人以上、一般労働者。
 2) 各都道府県の数値を一般労働者数でウェイト付けて算出。
 3) 全国の数値は、毎月勤労統計調査全国調査の結果であって、都道府県別の地方調査結果の平均や合計ではない。

第5節 労使関係の動向

2013年の春季労使交渉は、雇用情勢が依然として厳しい状況にある中で、業績が改善している企業の一部においては一時金の前年比増の回答も行われたものの、多くの企業で賃金カーブ維持となった。

2014年の春季労使交渉は、景気回復に伴い企業収益・雇用情勢の改善がみられたこと、さらに「経済の好循環実現に向けた政労使会議」において、政労使の三者が企業収益の拡大を賃金上昇につなげていくという共通認識に至り、これを踏まえた労使間での交渉の結果、多くの企業で賃上げ回答が行われ、一時金についても前年比増の回答がなされるなど、これまでと大きく異なる様相を見せた。

本節では、最近の労使関係の動向について分析する。

1 2013年の春季労使交渉をめぐる動向

● 依然として厳しさが残る雇用情勢の中での2013年の春季労使交渉

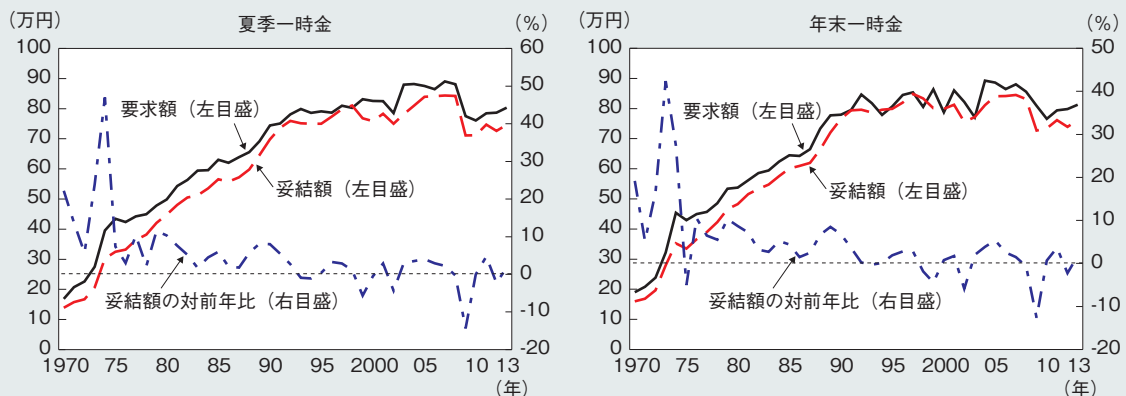
2013年春季労使交渉における民間主要企業の妥結状況をみると、妥結額5,478円、賃上げ率1.80%（前年同5,400円、1.78%）となり、妥結額・賃上げ率ともに前年を上回った（付1-（5）-1表）。

● 夏季・年末一時金妥結状況

第1-（5）-1図により、夏季・年末一時金妥結状況の推移をみると、一時金の妥結額は1990年代半ば以降伸びが鈍化し、減少する年もみられるようになった。2012年は前年同一企業比マイナスとなったものの、2013年は、夏季一時金は前年同一企業比1.85%増、年末一時金は同1.81%増となり、夏季一時金・年末一時金ともに増加に転じた。

第1-（5）-1図 夏季・年末一時金妥結状況の推移

○ 2013年は、夏季一時金、年末一時金ともに増加に転じた。



資料出所 厚生労働省「民間企業（夏季・年末）一時金妥結状況」

- (注) 1) 2003年までの主要企業の集計対象は、原則として、東証又は大証1部上場企業のうち、資本金20億円以上かつ従業員数1,000人以上の労働組合がある企業である（1979年以前は単純平均、1980年以降は加重平均）。2004年以降の集計対象は、原則として、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合がある企業（加重平均）。
2) 要求額は、月数要求・ポイント要求など要求額が不明な企業を除き、要求額が把握できた企業の平均額である。
3) 対前年比は、集計対象企業のうち前年と比較できる同一企業についての値を表示した。

2 2014年の春季労使交渉をめぐる動向

● 2014年の春季労使交渉の動き

2014年の春季労使交渉をめぐる環境について、2013年の日本経済は、実質経済成長率が前年比1.5%増と増加し完全失業率も6月には4%を下回るなど、緩やかに改善した。

まず、2014年春季労使交渉に当たっての労働側の動きをみてみよう。日本労働組合総連合会（連合）は「2014春季生活闘争方針」³⁷で、GDPのおよそ6割を占める個人消費の回復と、わが国産業の強みである「人財」を原動力とした競争力の回復こそが、持続可能な経済成長を成し遂げる王道であるとの考えを示した。景気回復と物価上昇の局面にあることを踏まえ、経済成長と所得向上を同時に推し進めていかなければ、いわゆる「悪いインフレ」となり、社会が混乱する。したがって、すべての構成組織は、月例賃金にこだわる闘いを進め、底上げ・底支えをはかるために、定昇・賃金カーブ維持相当分（約2%）を確保し、過年度物価上昇分はもとより、生産性向上分などを、賃上げ（1%以上）として求めるとした。また、格差是正・配分のゆがみの是正（1%を目安）の要求を掲げ、「底上げ・底支え」「格差是正」に全力をあげるとした。

さらに、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向け、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現を追求し、最低賃金の引き上げ、非正規労働者の均等・均衡処遇の実現、就業率向上につながる職業訓練や就労支援、ワーク・ライフ・バランスの実現などの取り組みを進めていくとした。

2014年春季労使交渉における産業別組織の主な要求内容をみると、多くの産業別組合が、非正規雇用労働者も含めた全労働者を対象とした処遇改善、賃金カーブ維持分の確保に加えて賃金引上げの要求、産業実態に応じた総実労働時間の短縮等を求めている（付1-(5)-2表）。

一方、経営側の動きをみると、（一社）日本経済団体連合会（経団連）は、「2014年版経営労働政策委員会報告」³⁸で、「デフレからの脱却と持続的な成長の実現に向けて」とし、我が国の経済を本格的な成長軌道に乗せるための諸課題として、東日本大震災からの本格的な復興、地方経済・中小企業対策、電力価格の抑制・安定供給の確保、社会保障制度改革の推進、法人税負担の軽減を図る必要があるとの考えを示した。

また、今次労使交渉・協議に向けて、「賃金は、基本給をはじめ、諸手当、賞与・一時金、福利厚生費なども含めて、すべての従業員にかかわる総額人件費を適正に管理する観点から、自社の支払能力に基づき判断・決定するという原則は揺るがない」とし、「長年続いた厳しい経営環境が改善しつつあるなかで迎える今次労使交渉・協議においては、労使間での意見交換を通じ、自社が置かれている経営の状況、とりわけ人件費の原資たる付加価値をいかに増やしていくのかという点について、共通の理解を深めていくことが求められる」とした。なお、前年度までの報告と異なる点として、「賃金の引き上げについて、ここ数年と異なる対応も選択肢となり得よう」とし、「例えば、賞与・一時金への反映のみならず、特定層の賃金水準の引き上げや諸手当の改定など、実に多様な対応が考えられよう。」との姿勢を示した。

さらに、近年では、定期昇給の概念を持たない職務給や役割給の単一項目のみ、あるいは複

37 「春季生活闘争方針」は、春季労使交渉・協議に臨む労働側の方針を毎年まとめているものである。また、その方針と課題について毎年「連合白書」としてまとめている。2014年に向けてはそれぞれ、2013年12月3日及び同年12月27日に公表された。

38 「経営労働政策委員会報告」は、春季労使交渉・協議に臨む経営側の指針を毎年まとめているもので、2014年版は2014年1月15日に公表された。

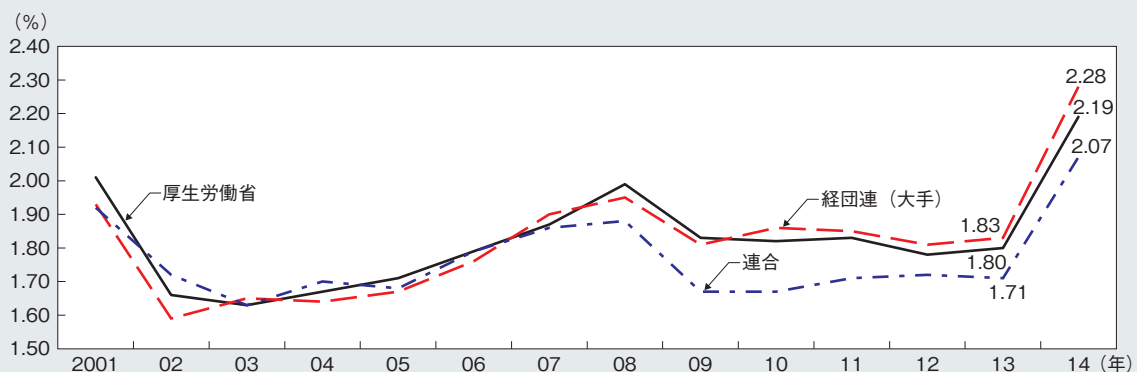
数の賃金項目の組み合わせにより賃金体系が構成される企業もあり、賃金制度そのものが多様化しているため、所定内賃金を改定するほかにも賃金の引き上げには多様な方法が含まれることから、賃上げという場合、「年収ベースでみた報酬の引き上げ」として捉えていくべきであるとした。

こうした中で、2014年3月12日以降、民間主要組合に対して、賃金、一時金等に関する回答が示された³⁹。第1-(5)-2図が2014年の春季労使交渉の集計結果である。月例賃金は、定期昇給相当分の維持に加え、多くの組合に賃上げの回答が行われた。また、一時金についても、前年比増の回答が行われた。

民間主要組合に続いて、中堅・中小組合に対しても、多くの組合に賃上げ回答が行われている。また、非正規雇用労働者についても、時給、月給いずれも前年に比べて多くの組合で引上げの回答が行われており、賃金上昇の動きが広がっている。さらに、経済産業省「企業の賃上げ動向に関するフォローアップ調査中間集計結果（5月30日）」⁴⁰によると、賃金を引き上げた企業のうち、賃金の引き上げ方法としてベースアップを行ったとする回答が、2013年度の7.7%に対し、2014年度は46.7%と大幅に増加した。

第1-(5)-2図 賃上げ集計結果

○ 2014年の春季労使交渉では、多くの企業で賃上げの回答が行われた。



資料出所 厚生労働省「民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」、(一社)日本経済団体連合会「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果(加重平均)(最終集計)」、日本労働組合総連合会「春季生活闘争最終回答集計結果」

- (注) 1) 民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況の2003年以前の主要企業の集計対象は、原則として、東証又は大証1部上場企業のうち資本金20億円以上かつ従業員数1,000人以上の労働組合がある企業であり、2004年以降の集計対象は、原則として、資本金10億円以上かつ従業員1,000人以上の労働組合がある企業である(加重平均)。
 2) 連合の集計組合は規模計であり、299人以下の中小組合を含む。
 3) 経団連(大手)の集計対象は、原則として東証一部上場、従業員500人以上の企業である。

3 労働組合の組織率等の動向

● 労働組合員数は減少傾向で推移

第1-(5)-3図により、労働組合の組織状況を見ると、単一労働組合の労働組合員数は1994年に1,269万9千人まで増加した後、減少傾向で推移している。2013年6月30日現在における労働組合数は2万5,532組合、労働組合員数は987万5千人で、前年に比べて、労

³⁹ なお、ここでの民間主要組合及び中堅・中小組合に対する回答状況は、2014年7月1日時点のものである。

⁴⁰ 東京証券取引所一部上場企業を対象に行われたもの。本調査でのベースアップは、賃金表(学歴、年齢、勤続年数、職務、職能等により賃金がどのように定まっているかを表にしたもの)の改定により賃金水準を引き上げることという。

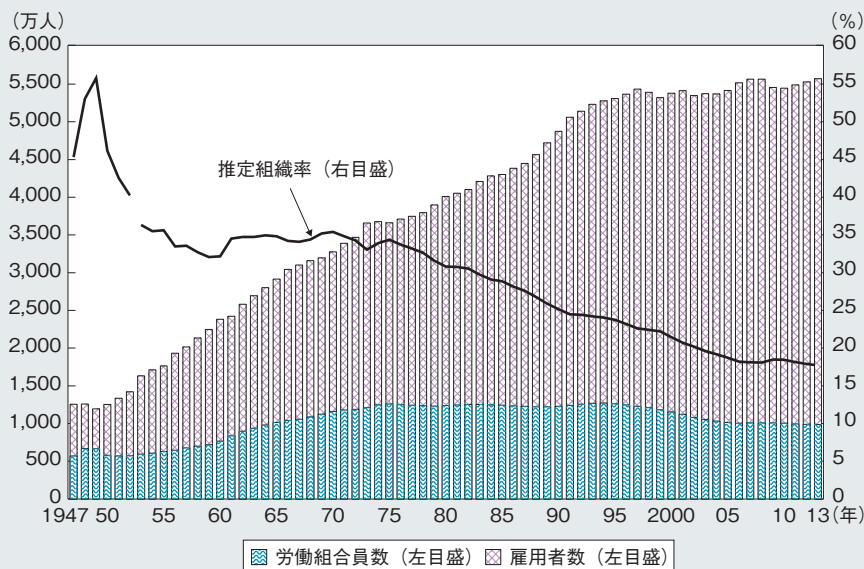
働組合数は243組合の減少（前年比0.9%減）、労働組合員数は1万7千人の減少（同0.2%減）となった。

産業別に労働組合員数の推移をみると、全労働組合員数は、宿泊業、飲食サービス業、分類不能の産業、学術研究、専門・技術サービス業、卸売業、小売業、医療、福祉などで増加している（付1-(5)-3表）。

推定組織率（雇用者数に占める労働組合員数の割合）は、1994年までは組合員数の増加率より雇用者数の増加率の方が高かったこと、1995年以降は組合員数が減少したことにより、長期的に低下傾向で推移してきた。2009年には組合員数の増加により一時的に上昇したものの、2013年は17.7%と1947年の調査開始以来最低の水準となった。

第1-(5)-3図 雇用者数、労働組合員数及び推定組織率の推移

○ 2013年の労働組合の推定組織率は、17.7%と1947年の調査開始以降、過去最低となった。



資料出所 厚生労働省「労働組合基礎調査」、総務省統計局「労働力調査」

- (注) 1) 労働組合員数は、単一労働組合（ただし、1947年から1952年までは単位労働組合）に関する表の数値である。推定組織率の計算においても同様である。
 単一労働組合に関する表とは、単位組織組合及び単一組織組合の本部をそれぞれ1組合として集計した結果表である。
 単位組織組合とは、規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行い得る下部組織（支部等）を持たない労働組合をいう。
 単一組織組合とは、規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に下部組織（支部等）を有する労働組合をいう。
- 2) 推定組織率は、労働組合員数を労働力調査（各年6月）の雇用者数で除して得られた数値である。
- 3) 2011年の雇用者数は、総務省統計局による補完推計の2011年6月分の数値で、推定組織率は、総務省統計局による補完推計の2011年6月分の数値を用いて厚生労働省労働政策担当参事官室で計算した値である。時系列比較の際は注意を要する。
- 4) 雇用者数については、国勢調査基準切換えに伴う遡及や補正を行っていない当初の公表結果を用いている。

● 進む非正規雇用労働者への取組

第1-(5)-4図により、パートタイム労働者の組織状況についてみると、2013年のパートタイム労働者の労働組合員数は91万4千人と前年に比べて7万7千人（前年比9.2%）増加し、全労働組合員数に占める割合も前年の8.5%から9.3%へと上昇しており、推定組織率も6.5%と上昇傾向となっている。

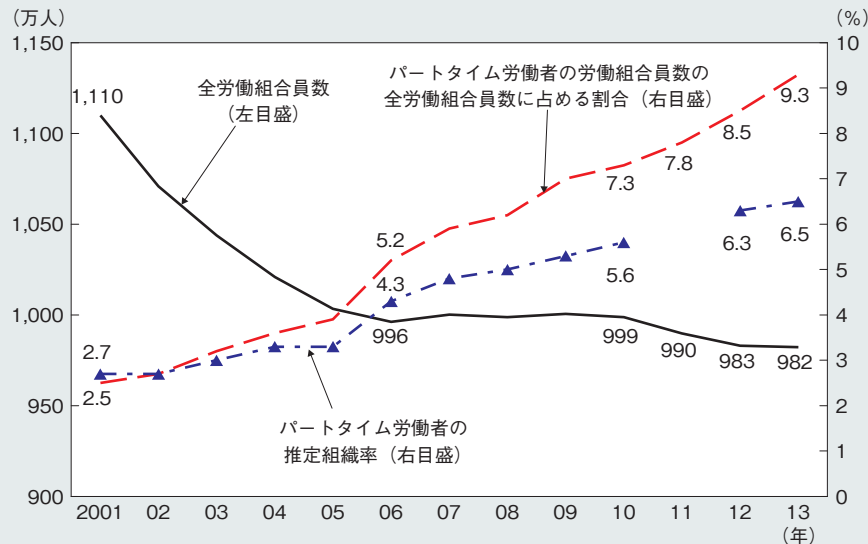
産業別にパートタイム労働者の労働組合員数の推移をみると、電気・ガス・熱供給・水道

業、サービス業（他に分類されないもの）、不動産業、物品賃貸業、宿泊業、飲食サービス業などで増加している（前掲付1-(5)-3表）。

非正規雇用労働者の処遇改善については、2014年春季労使交渉における要求事項にも掲げられ、活動が強化されている（前掲付1-(5)-2表）。

第1-(5)-4図 パートタイム労働者の推定組織率の推移

○ パートタイム労働者の労働組合員数の全労働組合員数に占める割合は上昇傾向。



資料出所 厚生労働省「労働組合基礎調査」、総務省統計局「労働力調査」

- (注) 1) 「全労働組合員数」及び「パートタイム労働者の労働組合員数の全労働組合員数に占める割合」は、単位労働組合に関する表の数値である。
 単位労働組合に関する表とは、単位組織組合及び単一組織組合の下部組織である単位扱組合をそれぞれ1組合として集計した結果表である。
 単位組織組合とは、規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行い得る下部組織（支部等）を持たない労働組合をいう。
 単一組織組合とは、規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に下部組織（支部等）を有する労働組合をいう。
- 2) 「パートタイム労働者」とは、正社員・正職員以外で、その事業所の一般労働者より1日の所定労働時間が短い者、1日の所定労働時間が同じであっても1週の所定労働日数が少ない者又は事業所においてパートタイマー、パート等と呼ばれている労働者をいう。
- 3) 「推定組織率」は、パートタイム労働者の労働組合員数を短時間雇用者数で除して得られた数値であり、短時間雇用者数は、労働力調査（毎年6月）の雇用者数のうち就業時間が週35時間未満の雇用者の数値とした。
- 4) 2011年のパートタイム労働者の推定組織率については、分母となる労働力調査（2011年6月分）の短時間雇用者数が東日本大震災の影響により公表されていないため表章していない。

1-6 春季労使交渉の歴史

春季労使交渉とは

我が国における各産業の労働組合は、毎年春に一斉に賃金引上げ等を中心とする要求を企業に提出し、全国的中央組織の労働団体や産業別組織の指導・調整のもとに各企業と団体交渉を行っている。これを総称して「春闘」と呼んでいる。現在の春季労使交渉方式は、1956年（昭和31年）から始まったと言われており、半世紀以上の歴史を有している。

賃上げ要求の変遷等

賃金水準の決定においては労使交渉が重要な要素となるが、労使がそれぞれの主張を構成する考え方としては、労働者家計（生活水準）や企業の支払い能力等様々なものがある。ここでは、春季労使交渉の歴史における、主な要求内容や労使双方の考え方を紹介しよう。

まず、労働者側について、戦後は「食える賃金」ということでマーケットバスケット方式による最低生計費計算に基づいたものが活用された。その後、高度成長期には「大幅賃上げ」「ヨーロッパ並の賃金」を要求し、石油危機による不況を経た後は、生活給的発想が強まった。

一方、経営者側は、1954年から、①物価上昇を賃上げに反映させない、②経営状態に応じた賃上げをする、③生産性向上がなければ賃上げしない、といった主張を展開していた。こうした考え方の延長線上で、インフレが続く高度成長の中（1970年）、物価の安定性を重視して「生産性基準原理（※1）」を提唱し、強く主張してきた。なお、これに対して労働者側は、現実にある程度の消費者物価の上昇がある中で生産性基準原理を貫けば、実質賃金は生産性上昇率を下回る結果となり、国内需要拡大の足を引っ張る結果となるとし、「逆生産性基準原理（※2）」を主張するようになった。その後、経済がデフレ期・低成長期に入ると、個々の企業の労務負担能力がより重視されるようになった。

景気が緩やかに回復し、デフレ状況ではなくなりつつある中で行われた2014年の春季労使交渉では、「経済の好循環実現に向けた政労使会議」において醸成された、企業収益の拡大を賃金上昇につなげていくという共通認識のもと、定期昇給相当分の維持に加え、多くの企業で賃上げの回答が行われた。

※1 生産性基準原理

「名目賃金上昇率を実質生産性上昇率の範囲内に抑える」という考え方。旧日本経営者団体連盟（日経連）が1970年の春闘で提唱したもので、国民経済的観点から、インフレ抑制を目的としたものである。

※実質生産性＝実質国内総生産／就業者数

※2 逆生産性基準原理

「実質賃金上昇率を実質生産性上昇率と等しくする」という考え方。同盟（労働組合の全国中央組織。1987年の連合の結成より解散）系の研究機関である経済・社会政策研究会が1984年に提唱したものである。インフレ時に生産性基準原理を貫けば、実質賃金が低下する場合があり、消費の減少を通じて国内需要拡大を阻害することになるため、これを防ぐことを目的としている。

（参考資料）

（公財）連合総合生活開発研究所（2012）「日本の賃金—歴史と展望—調査報告書」

